

キハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得  
第十八條 面長ハ法令ニ規定スルモノノ外面ニ關スル左ノ事件ヲ而協議會ニ諮問スベシ

- 一 而規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 二 歳入出豫算ヲ定ムルコト
- 三 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外面稅、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト
- 四 而債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク
- 五 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
- 六 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト
- 七 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト
- 八 特別會計ヲ設ケルコト
- 九 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ地棄ヲ爲スコト
- 十 訴訟及和解ニ關スルコト

面長必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外面ニ關スル事件ヲ而協議會ニ諮問スルコトヲ得

面長ハ面ノ決算ヲ而協議會ニ報告スベシ

第十六條 及第十七條ノ規定ハ而協議會ニ之ヲ準用ス

第十九條 本令ニ規定スルモノノ外邑會、而協議會、邑會議員、而協議會員竝ニ邑會議員及而協議會員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十條 邑長ハ邑ヲ統轄シ邑ヲ代表ス

邑長ハ邑會ノ議決ヲ經ベキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他邑ノ事項ヲ擔任ス

第二十一條 面長ハ面ヲ統轄シ面ヲ代表ス

面長ハ面ノ事務ヲ擔任ス

第二十二條 邑面長ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、十圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十三條 邑會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ邑長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ

理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル邑會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ

第二十四條 邑會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ邑ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ邑長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル邑會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ邑ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ附スルコトヲ妨ゲズ

第二十五條 邑會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事項ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ邑會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第二十六條 邑會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ邑會成立セザルトキ又ハ邑長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ邑長ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十七條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次ノ會議ニ於テ之ヲ邑會ニ報告スベシ

第二十八條 而協議會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ諮問ニ應ゼザルトキハ面長ハ郡守又ハ島司ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經ズシテ其ノ事件ヲ處分スルコトヲ得

第二十九條 而協議會ノ諮問ヲ經ベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ而協議會成立セザルトキ又ハ面長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ面長ハ諮問ヲ經ズシテ之ヲ處分スルコトヲ得

第三十條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ而協議會ニ報告スベシ

第三十一條 邑會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ邑長之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十二條 邑面ニ有給又ハ名譽職ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ邑面長之ヲ任免ス

吏員ハ邑面長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第三十三條 本令ニ規定スルモノノ外邑面長、吏員並ニ其ノ賠償責任、身元保証及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 邑會議員、而協議會員及名譽職吏員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ邑面規則ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十五條 有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ邑面規則ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十六條 收益ノ爲ニスル邑面ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スベシ

邑面ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又ハ積立金等ヲ設クルコトヲ得

第三十七條 邑面ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

邑面ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十八條 邑面ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 邑面ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ邑面ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

邑面ハ其ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料其ノ他邑面ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ邑面税及夫役現

品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第四十條 邑面税トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國税及道税ノ附加税

二 特別税

第四十一條 三月以上邑面内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ迴リ邑面税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十二條 邑面内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ邑面内ニ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、邑面内ニ

營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ邑面内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ

賦課スル邑面税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十三條 納税者ノ邑面外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ邑面外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ

收入ニ對シテハ邑面税ヲ賦課スルコトヲ得ズ

邑面ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本税ヲ分別シテ納メザルモノニ對シ附加税ヲ賦課スル

場合及住所滞在邑面ノ内外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ邑面税ヲ賦課スル場合ニ

付テハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十四條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併ノ事實ニ付賦課セラルベ

キ邑面税ヲ納ムル義務ヲ負フ

相續人又ハ相續財團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ邑面税ヲ納ムル義務ヲ負

フ

第四十五條 邑面税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該邑面長又ハ吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ檢査ヲ爲スコト

ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該邑面長又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證券ヲ携帯スベシ

第四十六條 邑面税其ノ他邑面ニ屬スル徵收金ハ道ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴及還付ニ付テハ國税ノ例ニ依ル

第四十七條 邑面税、使用料、手数料及營造物ノ使用方法ニ關スル事項ニ付テハ法令ニ規定アルモノヲ除クノ外邑面規則ヲ以テ之ヲ定

ムベシ其ノ邑面規則中ニ八十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外邑面税、夫役現品、使用料、手数料其ノ他本令ニ依ル徵收金及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項

ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十九條 邑面ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、邑面ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り邑面債ヲ

起スコトヲ得

邑面ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第五十條 邑面ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ定ムベシ

邑面ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十一條 邑面費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續貸ト爲

スコトヲ得

第五十二條 邑面ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 邑面ノ收入金及支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第五十四條 本令ニ規定スルモノノ外邑面ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム  
第五十五條 邑面ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必要アルトキハ道知事ハ關係アル邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ組合規約ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ邑面組合ヲ設クルコトヲ得

邑面組合ハ法人トス  
道知事ハ組合ヲ組織スル邑面ノ邑面長中ノ一人ヲ指定シ其ノ組合ノ事務ヲ管理セシムベシ但シ道知事必要アリト認ムルトキハ郡守又ハ島司ヲ指定シ組合ノ事務ヲ管理セシムルコトヲ得

組合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル邑面、組合ノ共同事務、組合事務所ノ位置、組合協議會ノ組織、組合事務ノ管理方法及組合費用ノ支辨方法ヲ規定スベシ

邑面組合ヲ解散シ又ハ組合規約ヲ變更セントストキハ道知事ハ關係アル邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ  
前五項ニ規定スルモノノ外邑面組合ニハ本令中面ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ニ付テハ朝鮮總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ外邑面組合ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十六條 邑面ハ第一次ニ於テ郡守又ハ島司、第二次ニ於テ道知事、第三次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督ス

監督官廳ハ邑面ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 郡守又ハ島司ハ吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第五十八條 邑面ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ道知事ハ理由ヲ示シ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

道知事ハ邑面ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得

第五十九條 朝鮮總督ハ邑會又ハ面協議會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

邑會又ハ面協議會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

第六十條 郡守又ハ島司ハ期日ヲ定メテ邑會又ハ面協議會ノ停會ヲ命ズルコトヲ得

第六十一條 本令ニ規定スルモノノ外邑面ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ面協議會員ノ職ニ在ル者ハ其ノ職ヲ失フ

道知事必要アリト認ムルトキハ當分ノ内朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ第九條第一項ニ規定スル面協議會員ノ選舉權ノ要件中面稅年額ヲ低下スルコトヲ得

道制施行ノ日迄ハ第四十條中道稅トアルハ地方稅、第四十六條中道ノ徵收金トアルハ道地方費ノ徵收金トス

別ニ定ムルモノヲ除クノ外他ノ制令中面トアルハ邑面、面長トアルハ邑面長トス但シ面制第四條ノ三ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定シタル面トアルハ邑トス

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮學校費令中改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵 齋藤 實

制令第十三號

朝鮮學校費令中左ノ通改正ス

第一條中「府郡島」ヲ「郡島」ニ改メ「府尹」ヲ「郡令」ニ改ム

第三條中「府郡島内」ヲ「郡島内」ニ改ム

第六條中「道地方費」ヲ「道」ニ改ム

第七條ノ二 學校費ニ基本財産ヲ設ケ又ハ特定ノ目的ノ爲積立金等ヲ設クルコトヲ得

第八條ノ二 學校費ヲ以テ有給ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ郡守又ハ島司之ヲ任免ス

第六章 聚 落 制 度

吏員ハ郡守又ハ島司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八條ノ三 郡守又ハ島司ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第九條 學校費ニ關シ郡守又ハ島司ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ學校評議會ヲ置ク

學校評議會ハ議長及學校評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ郡守又ハ島司ヲ以テ之ニ充ツ

第九條ノ二 學校評議員ハ各邑面ニ於テ朝鮮人タル邑會議員又ハ面協議會員之ヲ選舉ス但シ朝鮮人タル邑會議員又ハ面協議會員三人以下ノ邑面ニ於ケル選舉ニ付テハ朝鮮總督ハ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第九條ノ三 學校評議員ノ定數ハ郡島内ノ邑面ノ數ト同數トス

學校評議員ノ定數ハ各邑面ニ一人宛之ヲ配當ス

學校評議員ノ定數及配當ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非ザレバ之ヲ増減セズ但シ郡島ノ區域變更又ハ邑面ノ廢置アリタル場合ニ於テ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條ノ四 帝國臣民タル年齢二十五歳以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來郡島内ニ住所ヲ有シ且一年以來其ノ郡島ノ學校費賦課金年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ學校費ノ學校評議員ノ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲戒又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

六 所屬道及當該郡島ノ官吏、待遇官吏及吏員ニシテ在職中ノ者

七 當該學校費ノ吏員ニシテ在職中ノ者

八 當該郡島内ノ邑面ノ邑面長及有給吏員ニシテ在職中ノ者

九 在職ノ判事、檢事及警察官吏

十 普通學校ノ教員ニシテ在職中ノ者

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府郡島ノ廢置又ハ區域變更ノ爲メ中斷セラルルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ郡島ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル學校費賦課金又ハ府制第五十五條第二項ニ規定スル府稅ハ之ヲ第一項ニ規定スル學校費賦課金ト看做ス

第九條ノ五 學校評議員ハ名譽職トス

學校評議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補闕ノ學校評議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

學校評議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

學校評議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル學校評議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル學校評議員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第十條 郡守又ハ島司ハ法令ニ規定スルモノノ外學校費ニ關スル左ノ事件ヲ學校評議會ニ諮問スベシ

一 歳入出豫算ヲ定ムルコト但シ豫算ノ追加更正ニシテ賦課金又ハ使用料ニ増減變更ナキモノヲ除ク

二 法令ニ規定スルモノヲ除ク外賦課金、使用料又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト

三 起債ヲ爲シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第八條第二項ノ借入金ヲ除ク

四 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

五 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

六 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

郡守又ハ島司必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外學校費ニ關スル事件ヲ學校評議會ニ諮問スルコトヲ得

第十條ノ二 學校評議會ハ學校費ニ關スル事件ニ付意見書ヲ郡守、島司其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十一條 學校評議會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

學校評議會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ學校評議會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ學校評議會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 學校評議會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ諮問ニ應ゼザルトキハ郡守又ハ島司ハ

道知事ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經ズシテ其ノ事件ヲ處分スルコトヲ得

第十二條ノ二 學校評議會ノ諮問ヲ經ベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ學校評議會成立セザルトキ又ハ郡守若ハ島司ニ於テ之ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ郡守又ハ島司ハ諮問ヲ經ズシテ之ヲ處分スルコトヲ得

第十二條ノ三 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ學校評議會ニ報告スベシ

第十三條 本令ニ規定スルモノノ外學校評議會、學校評議員並ニ學校評議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十四條中「府尹、」ヲ削ル

第十五條中「學校評議會ノ諮問ヲ經テ」ヲ削ル

第十七條 郡島ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル學校費ノ財產アルトキハ其ノ處分ハ關係アル學校評議會及府ノ教育部會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ知事之ヲ定ム

第十八條 郡島ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ學校費ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第十九條 吏員ノ服務紀律、賠償責任及身元保證並ニ學校費ノ財務ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ改正規定ハ道制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府ノ學校費ノ事務及財產ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府之ヲ承繼ス

本令施行ノ際現ニ學校評議員ノ職ニ在ル者ハ其ノ職ヲ失フ

道知事必要アリト認ムルトキハ當分ノ内朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ第九條ノ四第一項ニ規定スル學校評議員ノ被選舉權ノ要件中學校費賦課金額ヲ低下スルコトヲ得

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

學校組合令中改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵 齋藤 實

制令第十四號

學校組合令中左ノ通改正ス

第二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ府ノ區域ハ之ヲ學校組合ノ區域ト爲スコトヲ得ズ

第四條ノ二 學校組合ノ區域ノ全部ガ府ノ區域ト爲リタルトキハ其ノ學校組合ハ消滅ス

學校組合ノ區域ノ一部分ガ府ノ區域ト爲リタルトキハ其ノ區域ハ學校組合ノ區域ヨリ離脱ス

學校組合ノ區域ノ大部分ガ府ノ區域ト爲リタル爲學校組合ヲ存続セシムルコト不適當ナリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ學校組合會ノ意見ヲ徵シ其ノ學校組合ヲ廢止スルコトヲ得

第四條ノ三 前條第一項ノ場合又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ學校組合ヲ廢止シタル場合ニ於テハ學校組合ノ事務及財產ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府之ヲ承繼ス

前條第二項ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財產アルトキハ其ノ處分ハ關係アル學校組合會及府ノ教育部會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケテ知事之ヲ定ム

第四條ノ四 學校組合ノ分合、消滅又ハ區域變更ノ場合ニ於テ學校組合ノ事務ニ關シ必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第七條第二項第七號中「使用料」ヲ「使用料、手数料」ニ改ム

第七條ノ二 學校組合會ハ學校組合ニ關スル事件ニ付意見書ヲ郡守、島司其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第七條ノ三 學校組合會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

學校組合會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ學校組合會成立セズ招集ニ應ゼズ、若ハ意見ヲ答申セズ又ハ學校組合會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條中「及組合會議員ノ選舉」ヲ「並ニ組合會議員ノ選舉及其ノ取締」ニ改ム

第九條ノ二 特別ノ事情アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ總會ヲ以テ組合會ニ代フコトヲ得

組合員ノ總會ニ關シテハ組合會ニ關スル本令ノ規定ヲ準用ス

第六章 聚落制度

五八一

第十條第二項中「道長官」ヲ「道知事」ニ、「三年」ヲ「四年」ニ改メ同條第四項ヲ削ル

第十二條 組合會ノ議決其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル組合會ノ議決仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スベシ

第十二條ノ二 組合會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ組合ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル組合會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ組合ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ附スルコトヲ妨ゲズ

第十二條ノ三 組合會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ組合會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第十二條ノ四 組合會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セザルトキ又ハ管理者ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ管理者ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第十二條ノ五 前二條ノ規定ニ依リ處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スベシ

第十五條 削除

第十六條中「道長官」ヲ「道知事」ニ改ム

第十七條中「道長官」ヲ「道知事」ニ改ム

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

組合ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二十三條中「當該官吏員」ヲ「當該管理者又ハ吏員」ニ改ム

第二十五條中「組合費及使用料」ヲ「組合費、使用料及手数料」ニ改ム

第二十六條中「地方費」ヲ「道」ニ改ム

第三十一條第一項中「郡守」ヲ「郡守又ハ島司」ニ、「道長官」ヲ「道知事」ニ改メ同項但書ヲ削ル

第三十三條中「道長官」ヲ「道知事」ニ、「使用料」ヲ「使用料、手数料」ニ改ム

第三十六條中「道長官」ヲ「道知事」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十六條ノ改正規定ハ道制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル學校組合ニシテ府ノ區域ヲ包含スルモノハ之ヲ廢止ス

前項ノ學校組合ノ事務及財産ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府之ヲ承繼ス

本令施行ノ際現ニ學校組合ノ管理者ノ職ニ在ル者ノ任期ハ從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

道制明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵 齋藤 實

制令第十五號

道 制

第一條 道ハ法人トス官ノ監督ヲ受ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律、勅令又ハ制令ニ依リ道ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 道ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 道ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル道會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督之ヲ定ム

第四條 道ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ道ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 道ニ道會ヲ置キ議長及道會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ道知事ヲ以テ之ヲ充ツ

第六條 道會議員ノ定數ハ二十人以上五十人以下ノ範圍内ニ於テ朝鮮總督之ヲ定ム

第七條 道會議員ノ定數ノ三分ノ二及定數ヲ三分シ難キ場合ニ於ケル其ノ端數ニ相當スル員數ノ議員ハ之ヲ選舉ス

第八條 道會議員ノ選舉ハ各選舉區ニ於テ府會總員、邑會議員及面協議會員之ヲ行フ

選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スベキ議員ノ配當ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來道内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ道ニ於テ道會議員ノ被選

舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未ダ入營セザル者及歸休下士官兵ヲ除ク)又ハ戰時事變ニ際シ招集中ノ者竝ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

六 當該道及其ノ道内ノ府郡島ノ官吏及有給吏員ニシテ在職中ノ者

七 當該道内ノ邑面長及有給吏員ニシテ在職中ノ者

八 在職ノ判事、檢事及警察官吏

九 小學校及普通學校ノ教員ニシテ在職中ノ者

前項ニ規定スル一年ノ期間ハ道ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

第十條 道會議員ノ定數ヨリ第七條ノ規定ニ依リ選舉スベキ議員ノ員數ヲ控除シタル員數ノ議員ハ學識名望アル者ニシテ前條ノ被選舉

權ヲ有スルモノ中ヨリ道知事之ヲ命ズ

第十一條 道會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十二條 道會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外道ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス

一 歲入出豫算ヲ定ムルコト

二 決算報告ニ關スルコト

三 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外道税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト

四 道債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第五十一條第二項ノ借入金ヲ除ク

五 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

六 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

七 特別會計ヲ設クルコト

八 歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

道知事必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外道ニ關スル事件ヲ道會ノ議決ニ付スルコトヲ得

第十三條 道會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フベシ

第十四條 道會ハ道ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ道知事其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十五條 道會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

道會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ道會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ道會ヲ招集スルコト能ハザルト

キハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十六條 道會ハ議員中ヨリ副議長一人ヲ選舉スベシ

副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十七條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ

前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 道會ハ會議規則ヲ設クベシ

第十九條 本令ニ規定スルモノノ外道會、道會議員竝ニ道會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十條 道知事ハ道ヲ統轄シ道ヲ代表ス

道知事ハ道會ノ議決ヲ經ベキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他道ノ事務ヲ擔任ス

第二十一條 道知事ハ道ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ府郡島ノ官吏若ハ吏員、邑面長又ハ邑面吏員ニ補助執行セシメ又

ハ委任スルコトヲ得

道知事ハ道ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ道ノ官吏又ハ吏員ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 道知事ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十三條 道會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ道知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ朝鮮總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル道會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ

第二十四條 道會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ道ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ道知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ朝鮮總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル道會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ道ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スルコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ付スルコトヲ妨ゲズ

第二十五條 道會成立セザルトキ、召集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ道會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第二十六條 道會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ道會成立セザルトキ又ハ道知事ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ道知事ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十七條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ道會ニ報告スベシ

第二十八條 道知事ハ期日ヲ定メテ道會ヲ停會ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條 道會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ道知事之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十條 道ニ有給ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ道知事ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第三十一條 道ニ出納吏ヲ置キ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ道知事之ヲ命ズ  
出納吏ハ出納事務ヲ掌ル  
第三十二條 官吏ノ道ノ行政ニ關スル職務關係ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル  
第三十三條 官吏ノ服務紀律並ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム  
第三十四條 道會議員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得  
費用辨償額及其ノ支給方法ハ道會ノ議決ヲ經テ道知事之ヲ定ム  
第三十五條 吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ道知事之ヲ定ム  
第三十六條 吏員ニハ退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得  
退職料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料及其ノ支給方法ハ道會ノ議決ヲ經テ道知事之ヲ定ム  
第三十七條 道ハ基本財産ヲ設ケ又ハ特定ノ目的ノ爲積立金等ヲ設クルコトヲ得  
第三十八條 道ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得  
道ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得  
第三十九條 道ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得  
第四十條 道ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ勅令ニ依リ道ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ  
第四十一條 道稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國稅附加稅

道ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ府邑面ニ分賦スルコトヲ得

第四十二條 道内ニ住所ヲ有スル者ハ道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ  
三月以上道内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十三條 道内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ道内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、道内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ道内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ



- 第四十四條 納税者ノ道外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ道外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ道税ヲ賦課スルコトヲ得ズ
- 道ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本税ヲ分別シテ納メザルモノニ對シ附加税ヲ賦課スル場合及住所所在道ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ道税ヲ賦課スル場合ニ付テハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第四十五條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前ノ事實ニ付賦課セラルベキ道税ヲ納ムル義務ヲ負フ
- 相續人又ハ相續財團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ道税ヲ納ムル義務ヲ負フ
- 第四十六條 道ハ其ノ事業ノ爲特別ノ必要アルトキハ夫役又ハ現品ヲ道内一部ノ府邑面又ハ一部ノ納稅義務者ニ賦課スルコトヲ得
- 第四十七條 道税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ
- 第四十八條 道税其ノ他道ニ屬スル徵收金ハ國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル
- 第四十九條 道税、使用料及手数料ノ賦課徵收並ニ營造物ノ使用ニ關シテハ道知事ハ道會ノ議決ヲ經テ十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第五十條 本令ニ規定スルモノノ外道税、夫役現品、使用料、手数料其ノ他本令ニ依ル徵收金及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第五十一條 道ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、道ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り道債ヲ起スコトヲ得
- 道ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スベシ
- 第五十二條 道ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ定ムベシ道ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
- 第五十三條 道費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

- 第五十四條 道ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得
- 第五十五條 道ノ收入金及支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル
- 第五十六條 本令ニ規定スルモノノ外道ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第五十七條 道ハ朝鮮總督之ヲ監督ス
- 朝鮮總督ハ道ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第五十八條 道ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ朝鮮總督ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得
- 朝鮮總督ハ道ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得
- 第五十九條 朝鮮總督ハ道會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
- 道會解散ノ場合ニ於テハ三十日以内ニ議員ノ選舉及任命ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特別ヲ設クルコトヲ得
- 第六十條 本令ニ規定スルモノノ外道ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第六十一條 本令中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

附 則

- 本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 朝鮮道地方費令ハ之ヲ廢止ス
- 道地方費ノ事務及財産ハ道之ヲ承繼ス
- 本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三節 同 鄉 團 體

地方自治の補助機關とも目すべきものに、契及び郷約がある。その發生及び發達を助長したものは地方自治

の不振並に腐敗に刺戟された點が尠くあるまいが、古來地方的に相當の活動を爲して居るものである。

## 契

**契の起源** 契の組織は支那にも内地にもなき朝鮮獨特のものにして、その性質は部落又は一定地域を單位とせる一種の組合と認むべきものである。これが起源は頗る古く、高麗朝時代既にその發生を見たのであるが、李朝時代に於て漸く發達を來し、殊に最近に及びて多數の契が各地に普及するに至つたのである。これが目的もまた時代に依りて、多少の變化はあつたが、要するに同一地方に於て數人若くは數十人より多きは數百人が相合して、同一目的の下に一定の規約を設けて組合を作り、互ひに多少の金品を醸出して資本と爲し、或は經濟上の福利を増進し、或は社會共同の利益を計る等、この目的の範圍は極めて廣汎にして、例へば殖産興業の發達、地方自治の改善、教育知識の普及、風教道德の向上、勤儉貯蓄の奨励、金錢物品の融通、隣保相互の扶助、同族同宗の和親、同郷同業の協調、趣味娛樂の一致等、凡そ社會生活に必要な各種の目的に對して、それら機能發揮して居る。現に朝鮮各道に存する契の數は約二萬に達し、加入者總數實に八十餘萬を算し、その名稱のみにても約三百に及んで居る程であるから、これが團體的活動の社會上並に經濟上に及ぼす影響は、決して閑却することは出來ぬのみならず、その改善發達を計るに於ては、將來實に大なる勢力に爲ると信する。されば契の沿革・性質・分布・組織・取締等に關して充分なる調査研究を行ひ、以てその善導利用に努むることは、施政上甚だ大切なることである。

然るに從來、契に關する精確なる資料を缺いて居たのは、その種類の餘りに多數に上り、これが爲め調査に非常なる困難があつた結果であると思はれる。が、拙著「朝鮮の契」調査資料第十七輯はこの缺陷を補ふ爲めに、大正十五年に命を受けて執筆したものである。契に關する文獻としては、比較的古いものには、高麗史・李朝實錄・貢弊・六典條例・大典會通・栗谷全書・芝峰類說・牧民心書・增補文獻備考等があり、比較的新しいものには、「經濟大辭書」中の河合弘民氏の論文、今村軻氏の「朝鮮風俗集」中の記事、「朝鮮彙報」第一卷第五號の資料、李覺鍾氏並に慶尙南道廳の「契に關する調査」等がある。これ等はいづれも契の研究を行ふ上に於て参考とすべき有益なる記録であるが、近來は私達の調査研究を參考として、契に關する論文を執筆した學者も尠からずあり、今尙ほその資料を需めらるゝ人が頗る多いのは、學界に於て契が興味を惹くに至つた結果であらう。

契は契とも書し、多人數の集りて酒宴を催す場合に指して謂ひたるものらしく、それが遂ひに一種の組合的意味に用ゐらるゝに至つたのである。その起源は、高麗朝の末葉、戸布の負擔に應ずる爲め、人民の組織したものに端を發し、軍布契なる納稅團體として普及し、李朝末葉迄、これが持續されて來た。擔稅力乏しき人民が組合を作りて納稅に備へた如く、李朝時代に於ては、生産力弱き商工業者等が、官府へ納むる貢物を纏める爲めに各種の契を組織し、それが後には同業者の組合として發達して來たのである。貢物契の多數に上つて居たことは、備邊司編纂の「貢弊」や「六典條例」などを見ると明白なる如く、その種類はあらゆるものを網羅

して居る。納税團體として又同業組合として民間に普及して来た契の精神は、李朝末葉頃に至りて、部落活動の機關として利用せられることとなり、所謂洞里契の發生を見るに至つたものである。地方行政の幼稚なる當時に在りては、この種の契は、自治の一作用を爲して居たものと認むべく、「六典條例」に、坊里を分ちて、中部八坊九十一契、東部七坊五十三契、南部十一坊七十一契、西部九坊九十一契、北部十二坊四十四契とあるに徴し、契はその當時に於ける行政區劃の一單位とも見做される。

納税・貢物・自治の團體として發達して来た契が、遂ひに保險の性質を備ふるものに迄及び、更に公共事業を經營し、或は殖産興業、或は相互扶助、或は貯蓄金融等の目的に利用せられるに至つたのは、遙かに後世のことに屬し、恐らくは最近七・八十年來のことであると思ふが、娛樂若くは集會の機關としての契、即ち酒宴・詩賦・書畫・射的・山遊等の爲めに設けられたのは、その沿革極めて古く、新羅・高麗の時代に、既に此事のあつた記録が尠くない。同族同宗の契にも随分古いものがある。契の普及と共に、契房の弊害の甚だしくなつたことは牧民心書などに論せられて居り、憲宗元年には外邑契房の弊を禁ずるの布令が出た程である。古來朝鮮に於て各種の契が行はれたのは、官治行政の不備を補ふ爲めに、人民の自治的活動が行はれた結果である。と見るものもあるが、國民の經濟力が發達しない時代に於ては、特に相互救済と協力一致を必要とし、加ふるに儒教思想の普及して居る朝鮮民族の間に於いては、夙に約束の觀念が發達して居ることが、契の發達を助長した所以であらう。契の普及に依る利益は決して尠少でないが、一方に於てはこれあるが爲めに、却て人民を

して依頼心を助成せしめ、その個人的活動を薄弱ならしめ、黨派根性を増長させ、排他的感情を旺盛ならしめて居る傾向もないとは云へまい。

大院君時代に全鮮に勢力を張つて活動した裸負商の團體の如きも、之を契の一種と見れば見られる。契は大體に於て善良なる目的を有したものであるが、時には社會の良風美俗に相反する如きものも組織されたる例無しとせず、仁宗七年には南原の賊人等が私かに殺人契なるものを結びたることがあり、肅宗時代には兇徒等が屢々劍契なるものを結びて窃盜殺人を行つた。近來は斯かる物騒な契は勿論存在の餘地はないが、富籤及び賭博類の契が、官憲の眼を潜りて行はれて居たことは、往々耳にする所である。契の中には既に組合に名稱を變更したもあり、併合後に至り、内地の産業組合及び報徳社の如き制度を取り入れ、内地人官吏の地方行政に務に携はるやうになつてから、契の規約の如きも次第に内地流に變化し、體裁の整つたものが尠くないやうになつて来たが、多くの契は形式的の規約などはなく、一定の不文律が遵守されて居る。大典會通には、新慶新契を組織する場合には官の允許を受くる規定があるが、李朝末葉に至つてこの制度は紊れ、契は各地方に於て自由に設立され、従つて各種の弊害もこれに伴つて發生した。そこで併合以來總督府に於ては、地方廳をしてその監督取締に當らしめ、或種の契に就いてはその組織を奨勵し、殊に咸鏡南道の如きは明治四十四年道令を以て、全道に洞契の設立を命じ、一面府郡をしてその主旨徹底に努めしめた結果、一時全道に之が普及を見たことがある。また牛契及び農事改良契の如きは本府及び地方當局の指導保護の下に全鮮到る所に設置され

て居る。

契の目的 現在朝鮮各地に於て行はれて居る契の中、各道の調査に係るものを、假りに(一)公共事業を目的とするもの、(二)扶助を目的とするもの、(三)産業を目的とするもの、(四)金融を目的とするもの、(五)娯樂を目的とするもの、(六)其他の契に分類して見ると、左に掲ぐる如く公共事業を目的とする契は六十三種、扶助を目的とする契は百七種、産業を目的とする契は五十八種、金融を目的とする契は三十二種、娯樂を目的とする契は十三種、其他の契は四種、合計百七十七種となつて居る。然しながら尙ほ此外にも類似の名稱及び目的の契は尠くあるまいから、各種の目的を有する契の種類は實に夥しき數に達する譯である。

一、公共事業を目的とするもの

洞契・大洞契・里中契・中契・共力契・部落契・洞中應役契・保安契・橋梁契・道路契・道契・社契・社倉契・均賦契・船舶契・船契・船倉契・佛亭契・惡少年契・成新契・禁酒契・斷酒契・救濟契・振興契・美風契・獎善勸學契・揚善契・一心契・名勝保存契・幼年學資契・書堂契・齋契・書齋契・洪範契・教育契・學契・學文契・獎學契・論給契・同窓契・幼學契・學校契・冊契・硯池契・夜學契・補公契・儒林契・文廟契・百源契・井戸契・修井契・泮契・溜池契・堤堰契・戸稅契・戸布契・納稅契・市賦貯蓄契・洞祭契・洞山祭契・山祭契

二、扶助を目的とするもの

補助契・四崇契・供役契・連班契・婚喪契・四寸契・公助契・爲親契・冠婚契・扶助契・喪具契・喪制契・章服契・乘轎契・轎子契・遮日契・屏風契・喪布契・慎終契・博義契・初喪契・喪補契・喪中契・喪助契・廣成契・喪鑿契・畫綵契・弔慰契・諷喪花契・歲饌契・祭需契・喪契・花契・面人契・擔軍契・勸孝契・灰契・慰親契・老人契・報春契・保佐契・無憾契・保信契・相信

三、産業を目的とするもの

農務契・農民契・講農契・自治農契・農桑契・農事改良契・働友契・石春契・土地契・小作契・振興契・社契・種牛契・種牡牛契・聯牛契・種牛契・畜牛契・豚契・養蠶契・養蜂契・副業獎勵契・大木契・勸業契・鄉友契・勞働契・精農契・副業契・興業契・製叭契・叭契・蓮織叭契・圓中契・草履契・私契・水碓契・打場契・農夫契・大豆粒選紀念農業資金契・貯蓄穀物契・貯穀契・鐵店契・漁業契・殖林契・禁松契・松禁契・植木契・松契・農林契・森林契・造林契・務本契・火禁契・養林契・林業契・養松契・松林保護契・山林保護契・優良契

四、金融を目的とするもの

月收契・金融契・勤孜契・殖産契・同一契・開富契・太契・作百契・項契・利息契・殖利契・貯蓄契・貯金契・經濟契・商業貯蓄契・商務契・興農契・勤儉興農貯蓄契・雜契・省耕契・五穀契・牧畜契・少年契・永信契・共益契・三成契・花石契・御成婚記念貯蓄契・水害紀念農業資金契・箱契・作罷契・十層契

五、娯樂を目的とするもの

詩契・詩傳契・射亭契・弓術契・甲契・同甲契・音樂契・山遊契・遊山契・永明契・昇平契・綠丹契

六、其他

墓所契・建築契・狐網契・祈禱契

以上は契の名稱を有するものを便宜上分類したのであるが、最近まで契の名稱を附したるもので、既に組合の名稱に變更したるものも随分多いのである。されば事實上契の思想は、朝鮮人の間に於て想像以上に普及し、その利用範囲は極めて廣く、契の活動は社會上組合勢力として相當有力なるものであることを窺ひ得るであらう。殖産興業の振興、社會教育の普及、國民生活の向上等の爲めには、民衆の共同團結は益々必要であるから、現に朝鮮人の間に涵養されて居る契の思想を大に助長せしめて、各種の組合事業の進歩改善を計ることは實に緊要なることである。

**契數・加入者數** 現在各道に分布せる契を、その目的の種類に依りて、(一)公共事業を目的とするもの、(二)扶助を目的とするもの、(三)産業を目的とするもの、(四)金融を目的とするもの、(五)娛樂を目的とするもの、(六)其他に大別して見ると、大正十五年の調査では、公共事業を目的とする契は、契數一千六百二十三、加入者八萬二千三百十二人、この財産三十一萬七千四百九圓(財産中、金錢以外の動産及び不動産は除外せり以下同じ)、扶助を目的とする契は、契數一萬一千六百九十六、加入者三十五萬一千七百七十二人、この財産九十萬二千五百九圓、産業を目的とする契は、契數二千八百八十七、加入者十萬一千四百四十三人、この財産五十萬六千四百四十一圓、金融を目的とする契は、契數二千七十三、加入者十三萬四千三百三十九人、この財産百八萬四千九十五圓、娛樂を目的とする契は、契數二百六十四、加入者五千四百十四人、この財産一萬七千八百十圓、其他の契は契數一千二百二十四、加入者七萬二千四百二人、この財産三十七萬九千四百七十六圓にして、以上の契を合計すると、總契數一

萬九千六十七、加入者總數八十一萬四千三百三十八人、財産總額三百四十九萬百二十五圓に達して居る。今試みに各道別に就き契の種類別に依り、その契數、加入者數を示せば、即ち左表の如くなつて居る。

道別契數及契加入者數 大正十五年調

道別	公共事業を目的とするもの		扶助を目的とするもの		産業を目的とするもの		金融を目的とするもの		娛樂を目的とするもの		其他		合計	
	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數		
京畿道	七	三、三三三	三、八五二	一四、九五五	三九	七、四九九	三六〇	五、六六六	二〇	五九七	二	一三三	四、四九三	三、三〇三
忠清北道	一三三	七、〇六六	二七六	五、七七七	元	二、三九九	七	二、五三三	一	三	五九	二、三六	五七	三、〇九六
忠清南道	一六	三、九四四	六〇	一、八二五	四	三、九三三	一五	二、一三三	一	一五	六	三、五六七	一、〇四四	四、六一六
全羅北道	五	五、五五七	八七三	一七、〇七	五	三、六六六	四	一、〇八	一	一	四	一、四〇七	一、四一三	三、八八〇
全羅南道	三六	一、一一三	一、二二	一	三三	一	一八	一	一	一	四	一	二、〇〇八	六、三五六
慶尙北道	五	九、七〇九	四七	二、三三七	一七	一、七三九	三九	三、三三六	四	一、五三	六	一、四九八	一、〇五	六、四六一
慶尙南道	三〇	三、一〇三	五四	二、七九〇	五	四、〇〇七	四	三、六五	三	一、六六	一	一	九〇	五、三二一
黃海道	一四〇	五、七七七	五四	二、九四四	七	三、一〇〇	一	四、三三	一	一	六	二、九九	七	五、三三〇
平安南道	八三	五、九七五	五四	三、〇三三	三二	二、三三九	一五	五、六六六	一	一	一七	一、〇八六	九	五、〇一五
平安北道	六	二、五五九	三五	一、八五	三六	三、〇八七	一四	九、〇五	五	一	四三	三、六六一	一、五五	八、九三一
江原道	九	四、一〇四	一、六三	一、〇〇	五〇	一、七三三	三〇	七、六〇	元	一	三三	一、〇八六	三、三六	七、三三一
咸鏡南道	一八	八、一八九	五九	三、〇三三	三〇	九、七三六	一三	七、二二	三	一	七	一、一七	一、一五	六、五八七
咸鏡北道	三	四、六七一	四三	七、六九	六	三、三三	八	一、八七	一	一	一	一	四	四、六六
總計	一、六三三	八、三三二	二、九六	一、七三	二、一八七	一〇、四四	二、〇七	二、三三	二、六	一、三三	一、三三	一、三三	一、九七	八、四一三

**契の出資** 契は契約に依りて成立する一種の組合的組織にして、契員の共同出資を以て一定の事業を爲すを目的として居る。契員相互の關係は契約に依りて成立するものにして、その契約の形式は書面を以てすることもあるが、多くは慣習に依りて規約が實行されるのである。契の出資は金錢を以てすることあり、又は穀類を以てすることあり、又は勞力を以てすることあり、或はその中の二種乃至三種を併せて出資することあり、各契員の出資額は平等均一なるを普通とするも、契の性質によりては等差を設けて不均一の出資を爲すこともある。而して出資の金穀は、入契の際一時に納むるものと定期(年一回、春秋二季)に納入するもの、及び入契の際出資を要せずして、必要の場合に隨時金穀勞力を醸出提供する方法もある。契の出資額は大體に於て少額にして、要するに零碎の金穀を集め共同の負擔を以て目的を遂行せんとするに在る。

契の組織は、慣習上その範圍を一定の地域内に限らるゝを普通とし、洞契・里中契の如きは、多くは一洞里内に行はれ、中には面契の如き一面を單位として一契を組織するものもあり、或は宗契、門契の如く一族一門に行はるゝものあり、若くは同志數人の間に於て組織さるゝものもある。契の加入には、洞里契、其他公共事業を目的とするもの、如く強制するものあり、貯蓄契、娛樂契の如く個人相互の利益を目的とするもの、在りては任意なるものもある。

**契の財産** 契には概して契員の出資に係る金穀、其他の財産あり、契はこの財産を基本として利殖を計り、その利潤を以て目的を遂行し、或は出資金穀を以て直ちに目的の爲めに消費し、従つて財産を有せざるものも

ある。契の財産は契員の共有とし、各員の持分は平等なるを普通とするも、中には出資額に應じ持分を定むるものもある。財産を利用して利殖を計るものは、その利用を契員に限るものと、また契員外にも利用せしむるものと、或は契員輪番に利用するもの等あり、契員外に利用せしむる場合はその洞里内の者に限り他部落の者とは貸借を爲さざるを普通とするやであるが、これは多く信用貸を爲す關係からであると思はれる。契の金錢貸借の利率は地方に依りて一様でないが、一箇月五分を普通とし、米穀の貸借は多く長利と稱し、一箇年五割を普通とするもの、如く、元利金の精算回数は、一箇月なるあり、或は四季なるあり、年一回なるものあり、利率・償還方法等は一定しない。契の財産は役員が之を保管し、一般契員の監視に依る外何等の監督機關がない結果、その管理は往々にして無責任に流れ易い弊害があるけれども、契の管理者は如何なる場合と雖も、獨斷を以て契の負擔に歸すべき負債を爲すことは許されて居らぬ。契の財産に對する各契員の持分は、大體に於て之を相續するを許し、契の機關の承認を得るにあらざれば之を讓渡することが出來ないことになつて居るが、簡契・作罷契の如き自由に賣買し得るものもある。契の財産處分及びその利用方法等は、契員總會の決議に依るを普通とし、總會は多く精算期に於てすることになつて居る。

**契の機關** 契の執行機關は簡單なもので、契に關する重要な事項は契員の主なる者に諮つてこれを爲し、別段議事機關は置かぬを普通として居る。役員・契長・有司・掌財・書記、または契長・副契長・評議員・幹事、或は契長・掌議・色掌、若くは組合長・理事・會計・評議員・監督と云つたやうに各種の名稱があるが、

要するに役員は、契の代表者、事実上の理事者・會計・書記等の事務を分擔するもので、大抵契長・右司の如きは契員の互選によりて就任し報酬を受けないが、會計・書記の事務を執る者には少額の報酬を給する場合もある。尤も無盡講に類する契には勿論斯かる組織はなく、また農契の如きは大方、座首など、稱する頭目があるのみで、外に何等の役員を置かぬを普通とする。

**契の解散** 契には存立期間を定めないのであるが、中にはを定めて居るものもあり、またその期間にも、五年、十年、十五年といふやうに區別あり、概して利殖を目的とするものには存立期間あり、公共・共済・娛樂等の契には、存立期間を定めないのである。契の解散は或は財産が無くなり、或はその目的を達し、或は存立期限が満了すれば自然解散する。中には娛樂契の如く任意に解散し得るものもあり、この場合にも契員過半数の同意を要するのである。

以上は契の組織内容の一斑を述べたものであるが、契の種類及び性質は甚だ多く、従つてこれが組織の方法も、また地方に依り勿論一定しない。今試みに各道の調査に係る契の現状一斑を述べて見よう。

**契の現状** 契の地方別調査に依りて、その現状の一斑は示したから、更に契の種類に依る、その加入者・基本財産・出資方法・事業經營方法等に關し、現に各地方に存在せる數種の契に就いて、その事業概況を示して見よう。左に掲ぐるものは、僅に里洞契・門宗契・教育契・冠婚喪祭契・扶助契・産業契・金融契・貯蓄契の數種に過ぎないが、その中に在りて加入者の最も多いものは、寧遠郡儒林契の一千四百四十三人にして、蔚山

郡温山面救荒共同貯蓄契の九百二十九人、江西郡東津面婚姻契の七百人、海州郡青龍里漁業契の六百人、安州郡立石面門契の五百九十五人等である。また加入者の最も少いものは、新溪郡赤餘面書齋契の五人にして、安岳郡安岳面誼契の九人、信川郡校塔里殖産契の十一人、梁山郡東面喪布契十一人等で、契の性質によりて組織に大小あるは云ふ迄もない。

里洞契

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
洞契	〔黃海道〕金川郡古東面九峴里	部落の公共費用に充當	四〇	三〇 <sup>円</sup>	共有地の柴草を刈取之が代金を積立つ	李太王三年の設立、存続期限なし。基金を月三分にて貸出す
洞契	〔黃海道〕平山郡馬山面隱村里	民風改善	三〇	三〇	加入の當時に三十錢宛出資	開國三百年十二月二日の創設、存立期限は無限、本里農民にて組織され、契長は年高者を任命し、契の主なる事務は區長之を行ひ、毎年十二月二日に區長の選舉等を行ふ
大洞契	〔黃海道〕瑞興郡九圃面雲川里	洞中雜費支辨	二五	三〇	每人毎年一圓宛出資	純祖三十二年創立永久存続、従前は戸税納入を目的とせしが數年前現今の如く改正せり
大洞契	〔平安南道〕中和郡中和面	部落の公共費に充當	四六	不動産、一〇二二基金、九六	—	當部落の有力者の寄附による存続年限永久

門宗契

朝鮮の聚落(前篇)

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
全氏大宗契	〔黃海道金川郡西泉面洪葛里〕	祖先奉祭	五	田 二〇	設立當時大豆一斗宛醸出せり	哲宗五年十一月十五日の設立、存立期間は無制限、祖先奉祭費を補助し基本財産の増殖を計り年一回總會を開き契の状況報告をなす
金氏宗契	〔黃海道平山郡馬山面石手里〕	祖先奉祭相互親睦	九	田 三〇	設立當時十錢宛出資せり	宣祖二十四年十一月十五日の創立、存立年限は永久、遠近の宗族を問はず相互親睦を圖り毎年祖先奉祭を行ふ、契長は門中の年長者を推戴す
追遠契	〔黃海道松禾郡上里面道隱里〕	祖先享祀	三	田 十五斗落 現金 五〇	創設當時各宗派中所任四人を定め每人分として三十錢宛徴收す	約三百年前の設立、永久存続、畜を他人に小作せしめ叔長は石刺にて貸出す、却し契は二年三者を以て定む、子孫は永遠に契員たる事
林氏宗契	〔黃海道殷栗郡一道面樓里〕	同	五	田 十斗落	同	二百五十年前の設立、永久存続、田畜は小作せしめ以て年々祭祀を行ふ
李氏大宗契	同 同九聖里	同	六	田 三	同	約四百年前の設立、永久存続、畜は契員に小作せしめ祖先の祭祀を行ふ
金氏宗契	同 同寶林里	同	四	田 三斗落 林野 五斗落	同	同
光山金氏大門契	〔平安南道順川郡殷山面〕	同	四〇	田 不動産 一、〇〇〇 基本金 二、〇〇〇	同	同
門契	〔平安南道安州郡立石面〕	同	五五	田 同 基本金 一、四〇〇	同	同

教育契

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
幼學契	〔黃海道金川郡好賢面古陵里〕	教育費補助	三	田 二〇 田 二〇	各人毎年三十錢宛出資す	大正四年十月十日設立、存立年限は三十年、契員の子孫は家庭の事情如何に拘らず書堂に入學せしめ契員總會に出資を怠るときは退契せしむ
興學契	〔同郡宿仁面杏亭里〕	同	三	田 五日耕	設立當時二圓宛醸出	明治元年一月の創設にして存立年限は無制限、基本財産たる田より生ずる生産物を處分して以て契員子弟の教育費用を補助す
書齋契	〔黃海道新溪郡赤余面大井里〕	子弟教育	五	田 五日耕 田 二〇	同	純祖二十四年十一月十五日設置、存立年限は無制限、本契は設置以來規約文證憑書なく由來の田地より毎年收穫をなし教育費用を補助し其殘金積りて百圓となれり
養正齋契	〔黃海道瓮津郡龍淵面雲山里〕	兒童教育	五	田 六、五〇坪 田 三、五〇坪	各人二十錢宛醸出、設立當初に醸出	約三百年前の創設に係り、存立年限永久、不就業兒童を收容し教授しつゝあり、契員にして不正なる行為あらば脱退せしむ
嚴齋契	同 同漢鳳里	同	四	田 一八、元九坪 田 八、八三坪	故嚴先生の弘暉の寄附に依る田畜を基本財産とす	肅宗三十四年十二月の創設、存立年限永久、康熙四十七年嚴先生は子孫なく其財産を寄附され一部は教育費に充て、一部を祭祀費として使用す、本契財産中には嚴先生の遺書竝に参考書をも保存せり
獎學契	〔慶尙南道東萊郡西面殿盤里〕	教育費の一部補助	一	田 一	同	光武元年本里に獎學契二ありしも大正八年併合して現今のものとなれり
儒林契	〔平安南道寧遠郡〕	教育の普及儒學の隆盛等を圖る	一、四三	田 四、六〇	入契者より出資金十圓以上を納付せしむ	基金利子を以て文廟享祀費及契員子弟中優秀なる者には普學通校以上の修學費を補助す、存立年限は永久

第六章 聚落制度



名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
冠禮契	〔黃海道〕金川郡 〔金川面〕岩寺里	冠婚費用の補助	三	四圓	設立當時三十錢宛出資せり	憲宗十一年の創設、存続年限は無制限、資金は月三分にて貸出し、年一回の總會時には契事業の報告をなす
永興契	〔黃海道〕新溪郡 〔麻西面〕銀店里	喪費の補助	六	一、六〇〇	創設時に各人五圓三十錢を貸出し、爾後二箇年間は毎年一圓宛を出資せり	大正八年十一月設置、存続年限は永久、父母死亡のときは五圓三十錢宛集金し之を扶助す、脱契は許さず、他郡面に移るも會集日又は契員中の葬儀には必ず出席せしむ
喪布契	〔黃海道〕釜津郡 〔興南面〕掛岩里	父母喪事に扶助す	一五	三〇〇	一人當り五十錢を創立當時に出資せり	憲宗十一年四月十日創立、存続年限は永久、出資金は利殖しつつあり
永睦契	〔黃海道〕谷山郡 〔貧美面〕新坪里	喪費補助	三	五五圓	第一回五圓、二回六圓、三回六圓の三回出	大正十一年十一月二十五日創立、契員全部葬式の補助を受けたるを以て解散す
嶺南契	〔慶尚南道〕密陽郡 〔密陽面〕城内	父母葬補護	三	一〇〇	當初五十錢宛出せり	大正六年十一月一日成立
喪布契	〔慶尚南道〕梁山郡 〔東面〕法基里	契員の夫婦及父母喪事の扶助	二	五〇	當初五十錢宛出せり	明治二十六年の創立當時は契員二十名たりしも明治三十六年の凶作にて内九名外へ離散せるも尙ほ繼續して今日に及べり
婚姻契	〔平安南道〕江西郡 〔東津面〕	子弟結婚のとき扶助す	七〇〇	一、〇〇〇	各人二圓宛出せり	契員子弟悉く結婚を了するを以て解散時期と定む
喪布契	〔平安南道〕安州郡 〔立石面〕聖法里	契員遺喪のとき一定金額を支給	四七	三、三元	契組織のとき株金を各自出せり	存続年限無限

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
婚喪契	〔慶尚南道〕蔚山郡 〔靑良面〕徳下里	婚喪又は喪事のあるとき契錢を以て扶助す	一	一	隨時必要に應じ出資す	二十年前より設けられ存続年限無限なり、尙ほ儀式の場合には契員出席し無故不參者には一回各五十錢の罰金を科す
扶助契						

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
敬義契	〔黃海道〕海州郡 〔海州面〕南旭町	相互扶助及契員間親睦	三	田 三、八三坪	一人當り百圓とし十年賦を以て出資す	哲宗五年の創設に係り、存続年限は無制限にして年一回總會を開き契務の概況を報告す
誼契	〔黃海道〕安岳郡 〔安岳面〕碑石里	同	九	一〇〇圓	契成立時に五圓宛出金せり	大正九年十一月十五日創立、存続年限は永久

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
漁業契	〔黃海道〕海州郡 〔靑龍面〕迎陽里	漁業發展	六〇	五、〇〇〇圓	一口に付二圓とし、五口宛出資せるもの三百八十人にして一時拂込とす	大正十四年一月十二日創設され、存続年限は十年なり、本契の事業としては漁業資金の融通、物品共同販賣及共同購入を行ひつゝあり
禁松契	〔黃海道〕平山郡 〔金岩面〕汗浦里	養松	一四	三〇	設立當時五十錢宛拂込む	大正四年十月創設、永久に存立するものにして規則に違反して立木を濫伐せしものあらば一株に二十錢の罰金を徴す
農務契	〔慶尚南道〕晉州郡 〔晉州面〕内城洞	農具改良、打穀場修理、田植除草の共同作業	七	二〇〇	一	大正十一年三月創立、契の規約として別段なく各自申合せ事項の履行に力め怠る者には違反金を徴するが又は脱契せしめ居れり

朝鮮の聚落 (前篇)

六〇六

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
鐵店契	平安南道陽德郡	鐵物工場にて共同作業	三〇〇	六	作業資金中より月五十錢宛繰出	存續年限永久
長夏殖産契	黃海道殷栗郡	金錢の融通	六	一、〇〇〇	契設立時に一人宛十圓宛繰出、其の後毎月五十錢宛繰出	大正十二年六月創設、存立年限十年、大正十二年六月畜産契と稱せしが同十三年六月更に殖産契に變更せり
農資契	黃海道信川郡	農資融通	三	五、〇〇〇	一口に五圓宛拂込	大正十三年九月創設、存立年限十年、農業資金の融通を行ふ
殖産契	同郡信川面	金錢の融通	二	六、〇〇〇	設契當時各人二百圓、以後毎月五圓宛繰出	大正十一年十二月二十五日成立、存立年限五箇年
殖利契	慶尙南道蔚山郡蔚山面	契員間の金錢融通	六	一	毎月一人五十錢宛出資	大正十一年創設毎月一回開契し抽籤にて貸付希望者に最高利子を附し貸付け二年毎に利益配當を行ふ
殖産契	平安南道价川郡中西面	産業資金の融通	六	一、八〇〇	各人二十三圓宛繰出	存立年限十年にして解散は總會に於て決定す
貯蓄契	黃海道殷栗郡	消費節約金錢貯蓄	三	三、三〇〇	第一回は百圓、其の後十回は五圓宛出資	大正十三年九月成立、存立年限十年、基金は二割乃至三割に利殖し貸付期限は一箇年間
普信契	黃海道黃州郡	勤儉貯蓄	三	一〇、〇〇〇	毎月各人五十錢宛繰出	大正六年七月二十日成立、滿十四箇年存立、契員は耶穌教信者にして勤儉貯蓄、精神修養、産業の繁榮を圖る

救荒共同貯蓄契  
慶尙南道蔚山郡温山面  
勤儉貯蓄を行ひ荒年には契資金にて救済す

九元

二、〇〇〇

大正二年十月創設

貯蓄契  
郡西生面  
穀物の貯蓄をなし凶年には救助す

一

入契時に各人一斗宛出資す

大正五年創設、契員に對し希望あらば低利にて租を貸付く

泥田貯金契  
同郡斗東面  
勤儉貯蓄

出資金は株式として一株三圓と定め毎月一圓當り十錢、三十箇月に分納す

大正十三年五月の創立に係り契金は契員中の貧弱なる者に農資として低利貸與す

契の監督取締 市街地に於ては往々にして富籤賭博類の契が行はれ、取り退き無盡に類した營業契中にも屢々不正が行はれ、詐欺横領の訴訟事件を起した例も尠からずある。契の監督取締に關する各道の方針は必ずしも一定しないが、大抵道令を以て周密を極めた講會契會取締規則を發布して居る。然しながら契はその性質より見て、社會上竝に經濟上に及ぼす影響が重大であるから、一方に於て善良なる契の普及發達を計ると共に、他方に於てその弊害あるもの、監督取締を嚴にすることは、極めて喫緊のことに屬して居る。また總督府報告例中に、契に關する項を加へ、統計年報中に、各種の契に就いて、その契數・目的別・加入者數・財産等を明かならしむることも、甚だ必要なこと、信ずる。

郷約

契の如く一般的ではないが、地方に於ける有力なる士林及び儒生がその一族・門徒・隸民を以て組織し、儒教を基礎として團結せる自治的團體に郷約なるものがある。郷約は宋の呂藍田の創案に係り、その後朱子が補

訂して、朱子増損呂氏郷約を作りたるもので、朱子學の盛んに行はれたる朝鮮に於て、これを輸入したのは當然である。郷約の沿革を尋ねるに、李朝中宗の乙卯十四年大司憲趙光祖・大司成金湜等の進言に依り、中外に命じて郷約法を行はしめられ、京城五部官に命じて呂氏郷約を分給せられたが、當時郷約が果して郷閭に實行せられたか否かは明でなく、趙光祖・金湜等は「化民成俗莫善於郷約、呂氏以匹夫不得推行天下、而但施之一郷、觀周禮、立黨正族、帥以相勸導者、實郷約之法也、今宜倣周制、大立規模。」（國朝實錄）と言つて居り、宣祖六年三司の言に従つて將に呂氏郷約を行はんとしたが、李珥（栗谷）の諫に會つて中止した事實がある。文獻備考には、「六年、上從三司言、將行呂氏郷約、儒臣李珥奏曰、郷約是三代之法、而今將行之、近代所無之盛事、但凡事有本有末、人君正心以正朝廷、正朝廷以正百官、正百官以正萬民、郷約乃正萬民之法也、朝廷百官未抵於正、而先正萬民、則捨本治末、事必無成矣、上從之。」とあり、多くの學者がこれを試みたが、最も完備した郷約を作つたのは李栗谷である。彼は清州牧使たりし宣祖四年辛未（正親町天皇）に西原郷約を作り、坡州に於ても海州に於てもこれを作りて行つたが、最も有名なるものは、石潭に隱棲中の宣祖十年丁丑（正親町天皇）に立案實行した所謂「石潭郷約」である。

栗谷郷約

凡契中之約有四。一曰德業相勸。二曰過失相規。三曰禮俗相交。四曰患難相恤。

德業相勸

德業謂孝於父母

孝謂實心愛親所得甘旨皆以奉親。承順其志。不敢違逆。常時恭敬應對必順。不惜己財。任親之用。父母有病。憂念不弛。必求其藥盡心救療。臨喪盡哀。守制以禮。祭祀以誠之類。○庶賤則父母忌日書紙楨以祭。四名日祭于墓。無墓則亦書紙楨以祭。餘孝親之事則同上。

忠於國家

忠謂盡誠事君。守職奉公。忘身許國之類。○下人則事上典以誠。不敢所有欺隱。有所使令奔走服役。不憚勤苦。凡有所得之物。必欲獻于上典之類。

友于兄弟

友謂同生相愛。有無相通。所得飲食必與分食。凡事相救助。無異一身之類。

弟于長上

謂恭敬年長者。二十歲以長則見之必拜。十歲以長則不敢爾汝之類。○下人則敬長者如右。而又恭敬士族。見士族則知與不知問必拜。言語恭遜。若騎牛馬。則必下跪于路側。凡事無慢。雖非同契待之皆當如此。男女有禮

謂夫妻相敬。不相鬪詰。且不昵狎。亦不疎薄之類。○下人則不敢淫姦他人妻女。里中男女路次相遇則相避而行。不相親狎之類。

言必忠信 行必篤敬 懲忿窒慾 見善必行 聞過必改 睦族交鄰  
愛族黨 和鄰里 有無相假貸 疾病患難相救助之類。  
教子有方

謂教子必以善行。使之修身勤事不敢嬉遊。若與人相詰。則勿論曲直必撻詆其子之類。  
御下有法 貧守廉介 富好禮讓 不貪他物

謂見人之物不生毫髮欲心。路中若有遺棄之物。則必推其主而給之。

能勤事功

謂己事他事皆盡心用力。毋敢怠忽之類。

能踐約信

謂契中約令一一遵行。無敢少緩之類。

能受寄託 能救患難 能廣施惠 能導人為善 能規人過失 能為人謀事 能為眾集事 能解鬭爭 能決是非  
能興利除害 能居官舉職 能畏法令 能謹租賦之類。

右件德業可觀者。同契之人各自進修互相勸勉。有能行者則同契隨所聞。告于有司。有司私作置簿。講信時告于約長。詢于衆得其實。然後表特異者報官請褒獎。其餘則書于善籍以憑後考。

過失相規

過失則謂持身不謹。事上無禮。接下無恩。不遵約令之類。凡有大過惡者及累次論罰。終不自悔。壞敗約令者。皆告官治罪。後黜契。契中絕之不相接話。悔過請改自新則許復入如初入例

大過惡謂不孝父母者。毆打及擠跌父母舅姑者。下人背逆上典者。兄弟不和者。毆打同生兄及三寸五寸叔父者。下人凌辱毆打士族者之類。

上罰 士類則立庭議事罷後乃止飲食時使別坐末端以示罰○長者則滿坐面責○下人則答四十

次上罰 士類則滿坐面責長者半減○下人則答三十

中罰 士類則西壁以上面責長者半減○下人則答二十

次中罰 士類則尊位及有司以上面責○長者出位坐罰一觥○下人則答一十

下罰 士類則出位坐罰一觥○長者則避席出坐受規責○下人則下人處面責

凡尊者有過。則使子弟代受其罰。無子弟則答奴。其罰如右例。  
凡稱尊者長者。皆以約長年次計之。

下人年老及有病不堪受答者。則贖以罰酒。每答一十贖酒一盆。以次加等。

與父者變色相詰者。叱辱三寸叔父及同生兄者。不從父母教令者。親貧子富而不養者。親死不哀一月內飲酒者。右五過。約長以下無時會集召而責之。請改過則上罰後書于籍。以俟若爭辨不服無改過之意。則告官治罪。居喪醉酒者。祭祀不敬者。下人不行忌祭墓祭者。叱辱五寸叔父及外三寸從兄者。右上罰。

父母所見處踞坐者。騎牛馬過父母所見處者。右次上罰。凡舅姑同於父母妻父母同於外三寸。下人於上典前言辭不恭者。外處罵上典者。右上罰。

不順從上典之教令者。行上典之令而凡事不直。欺罔取利者。右次上罰。

上典所見處騎牛馬過者中罰。

士族前下人言辭不恭者中罰。

下人見士族而不拜者。騎牛馬不下者。士族所見處踞者。右次中罰。

與三寸叔父及同生兄變色相詰者次上罰。

與五寸叔父及外三寸兄變色相詰者中罰。

三寸叔父及兄所見處踞坐者。騎牛馬過者。言辭不恭者。右中罰。

外三寸及五寸叔父從兄所見處踞坐者。騎牛馬過者。言辭不恭者。右次中罰。

扶執長者下手者上罰。

叱辱長者者中罰。

長者所見處踞坐者。騎牛馬過者。言辭不恭者。右下罰。

兄以私嫌打弟非出於教誨者中罰。

下人妻打夫者上罰。傷打則告官。

無罪而打妻者中罰。傷打者則上罰。

妻於衆中罵夫者中罰。

不能教其妻子。使作惡者。重則中罰。輕則下罰。

疎薄正妻者上罰。不悛者告官。

不能睦族相與鬪詰者中罰。

里中男女無禮。發昵狎淫戲之言者次中罰。

與他人妻女扶執相狎者中罰。

凡下人相鬪毆打者。察其年齒老少情理曲直。被毆輕重論罰。

年長者理直而所毆無傷則下罰。治擅打之罪

理直而傷打則中罰。

理曲而傷打則上罰。

理曲而所毆無傷則次中罰。

年少者不論曲直傷打則告官。

理直而所毆無傷則次上罰。

理曲而所毆無傷則上罰。

年次相敵則理曲而傷打者上罰。  
 不傷打者次上罰。  
 理直而傷打次上罰。  
 不傷打者次中罰。大抵傷處重大則皆告官。  
 士人敵者相詬罵則次中罰。  
 士人敵者相扶執毆打則次上罰。  
 士人私打下人者中罰。重傷則許其告官。  
 士人者毆打幼少者中罰。  
 潛姦他人妻及女者告官。若悔過願受罪自新者上罰。  
 誘納他人逃奴婢。及止接荒唐人者次上罰。  
 潛盜他人之物。及草竊者上罰。輕則次上罰。皆徵其物還本主不悛者告官。  
 放牛馬于田禾者。初犯中罰。再犯次上罰。三犯上罰。有司錄其度數伍長則遞減一等。若田穀已盛後。則量宜徵給其主。  
 好訟而可已不已者中罰。  
 非理好訟者上罰。

盜人溝水者。侵耕他人田界者。右中罰。田則還陳

醉酒酗罵者次中罰。

言語不實者中罰。

誣毀他人者上罰。輕則次上罰。

構會人使相關者次上罰。輕則中罰。

凡自占便利。營私太甚。不恤他人之利害者中罰。飲放時不限子母相當之法。微督過分者亦營私太甚也。

太儗吝。不以器具相假借。凡事太鄙俗者次中罰。

懶惰不事事浪遊度日者下罰。

受賂而干請者中罰。

崇信異端。好行淫祀者次上罰。若有父母不能自斷者。勿論巫女則上罰。

侵奪他人及山僧之物者上罰。

用度不節。自取貧乏者下罰。

不謹納租賦。後時怠緩者中罰。

衆會處坐起不端。喧嘩妄笑戲言譏人。及發不美之言者。重則中罰。輕則下罰。  
 凡向人發惡言者下罰。重則次中罰。

社倉穀納不以實者中罰。改備

斗升減縮者次中罰。加俸準納

有司不能任事者。不能檢舉他人者。教訓不教下人者。伍長不告五家內善惡吉凶者。右次中罰。

凡論議不公平者中罰。

凡憑公作弊者上罰。

凡見人過失不直規戒。而私自非議構成嫌隙者次上罰。

惡聞規戒者次上罰。

非約長有司而擅論是非。有所譏議使衆心不安者上罰。

使令掌務庫直輩。不稟畏有司不從教令者中罰。

撻人時不用意者次中罰。

下人有不平之事。而不告有司私自怨言者中罰。

凡會集時晚到者下罰。

凡一切不應爲而爲之者。最重者次上罰。次則中罰。輕則次中罰。

凡不從契中約令者。約長有司論議處置之事皆爲約令初犯次中罰。再犯中罰。受罰後心不服而有三犯上罰。四犯則告官治罪黜契。有

司記其犯約度數。每於講信時憑考。三度以下已論罰而。請改者爰其記。

凡上罰受罰後。皆記于惡籍。不服而怨怒者則黜契。

右件。過失同契之人互相規戒。不聽則告于有司。有司私作置簿。會集之日告于約長。約長以義理誨諭之。

謝過請改則隨輕重論罰。上罰則記其過以俟。若其爭辨不服。怨咎記過之人。終不悔悟者黜契。

凡有過者。許其自明。辭順理直則棄之勿論。若飾辭強辯者。添罰加一等。又不服然後黜契。

禮俗相交

凡長於我二十歲以上則爲尊者。十歲以上則爲長者。路中過同契尊者則下馬。尊者強請乘馬則俯伏馬上凡見尊者則必拜。長

者則恭揖。洞內年長十歲者亦拜

契中員年雖不高。若有德位可尊者。則待以尊者亦抗禮。

歲時同契人相往還致歲調。尊長則不必往幼少者之家。子女婚嫁時率居孫子女同給米三斗。臨時出回文各出柴木

一駄給之。下人則不出柴亦不給柴男則行新婦禮時給之。男之醮也各出炬軍一名。自備炬以往。士類出於士人婚時若契員家在

十里外。則只給米而不給柴木及炬軍。渠亦不出。同居同生婚嫁時則依古例半減而下人則給一斗

契中人年滿八十七以上者。及登科司馬得官者。則各持壺果會于空處賀之。下人則否下人年滿七十以上者使下人持壺果賀之

契員有過三年喪者。則亦如賀禮慰之。下人或能行三年喪則喪畢下人會慰且記其善

契中有喪。則契中人皆往弔之。下人喪則否若當身及父母之喪。則成服永葬小祥大祥皆往弔慰。妻子喪則弔於成服永葬往慰子未成人則否

持米多少多少隨力多不過五升少不下二升往助之。有司掌收斗量納于喪家。雖有故不往亦送米

契員當身喪。則有司出回文于同契。各出米一升具奠物。有司撰祭文齊進致奠。下人  
 凡于喪事聚會時。毋得飲酒。喪家亦不可以酒食饋客。路遠則客當自齋點心以往。違此者客主皆論以犯約。則否  
若喪家略饌糜粥餅果之類則無妨  
 下人葬時亦不許醉酒。違者論以犯約。下人則三虞祭後許飲。而喪人則過一月後乃許飲。士人則喪中非有病不可飲。

患難相恤

若大火盡燒其家及資產。則給米五斗。下人契中人皆出壯丁一名。自齋一日糧各持蓋草三編材木一條藁索十把  
 往役。下人則若盡燒其家而得出資產。則只持物往役。不給米。若不盡燒則隨其輕重各出空石二葉或一葉給之。給半量  
 只燒少許而全家得免則否。  
 凡失火時。同契之人勿問上下皆當奔往救之。  
 契中人遇盜賊。則同往救之。同力追捕。若財物盡被偷則僉議給米。多少臨時議定  
 契中人有疾病重者。則有力人覓當藥以救之。有司使使令傳命。若闔家病患廢棄農事者。則同契之人量。宜出力耕耘使免飢困。  
 契中之人。有被誣枉得罪不能自伸者。則同契連名報官救解。  
 契中人有年壯處女。而家貧未嫁者。則報官請給資裝。契中亦隨宜扶助。下人則不出



①  
6180次



契中有貧乏絶食者。則會議隨宜賑救。

契中當身之喪。則給米六斗。父母喪。則給四斗。妻子喪及同居妻父母喪則。給二斗。下人皆半減若當身及父母妻

子之喪。同居妻父母同妻喪則葬時各出壯丁一名持炬一柄刺燭一柄。下人則不持刺燭發引前夕往喪家。因護至喪所就役。夕始還。

士人則給全軍。下人喪則給半軍。下人願受役價則每

契中父子兄弟皆參約。則賻米各以其名疊給役使。則不疊役。凡役軍有司問于喪家定送

凡契中急難之事。同契聞知則不待伍長之報。急往救之。且告諸人。能如此者亦書于善籍。

講信時連三無故不參。黜契雖有頃狀連三不參上罰。

右の外、講信儀・會時坐次をも定めて居るが、栗谷郷約の眼目は、徳業相勸・過失相規・禮俗相交・患難相恤の四大綱に歸すべく、尙ほ栗谷は朱子の備荒貯蓄を目的とした社倉法をも實行した。この郷約及び社倉法は、儒學の普及と共に各地に於て行はれ、その實行機關としては、邑に在りては、都約長（都約正）・副約長（副約正）、各郷に在りては、約正及び直月・里正・色掌などの役員あり、郷約會は郷校・書院に於て、一定の儀式に従ひ、郷約條規を講讀し、併せて善惡二籍に依り徳業過失の勸糾を論議し、其の勸奨料罰を執行し、また酒果を設けて約員相互の親睦を計り、集會は邑に在りては春秋二季、各郷に於ては毎歲四時の初月上旬（毎月一回集會するものあり）に行はれ、集會の際は各自晝食を齋らし、秋冬の會には或は各自に米一升を聚め酒と爲し菓者一皿を齋らすこともあり、務めて簡略にすることになつて居た。要するに郷約は約員の道徳的訓練に重きを置

いて居り、進んで訴訟の裁断を爲し科罰を行ふ等、極めて有力なる制裁力を有して居たが、李朝時代に於ける儒學が全く形體のみとなりたると、學派の争ひの渦中に捲き込まれ、一黨一派に偏して排他的となり、團結の力を利用して横暴跋扈したことは、汎く一般社會に普及するに至らなかつた主因であるまいか。

關北郷約 併合以來郷約を熱心に研究したる行政官は、現咸鏡北道知事富永文一氏で、既に「關北郷約」を作つてこれを實行して居る。郷校書院を範圍とし、同教同族を中心に組織せられたる郷約を、今日の時勢に適用して成績を擧げんとするには、一段の工夫を要すること言を俟たないが、「關北郷約」はこの點に深き考慮が拂はれて居る。即ち李朝時代の郷約は、兩班儒林を中心とした階級的のものであつたが、「關北郷約」は地方の集團部落を中心とし、區域内に於ける獨立の生計を營む成年以上の者は何人でも加入し得ることとし、徳業相勸・過失相規・禮俗相交・患難相恤の四大綱を改めて、徳行相勸・風俗改善・産業獎勵・公共奉仕・患難相恤・過失相規の六大綱として居る。未だ創始後間もなき同郷約の成績は、これを今後に徴せねばならぬが、汎くこれを世間に普及せしめんとせば、須らく俚耳に入り易きよう、一層平易に解説することが肝要であらう。

## 關北郷約

## 郷約立議

郷黨相親睦し、醇風美俗を濟すは、治世の根基にして、古來文運の隆替一に之に依らざるものなし。今や庶政益更張し、治安の維持、産業の興隆、交通の整備、教育の普及等、着々として其の進展を見るに雖も、動もすれば不健不穩な

る思想の浸潤となり、吾が東洋道德の基礎を脅かし、數千年來人性の自然に社會の必然に依り造成せられたる、秩序と彝倫の大綱を破滅せむとするが如き傾向あるは、寔に痛嘆に堪へざる所なり。歴代施政の局に在る者皆之を憂へざるなく、施設怠る所なしに雖も、今に至りて未だ著しき效驗を見る能はず。蓋し化民成俗の事たる、獨り官司の施設に依りて成就するものに非ずして、地方郷黨の自發的奮勵あるに非ざれば、到底其の效果を納むる能はざるなり。本道夙に洞契の設置あり、道内各洞に之を設立し、地方民風の改善と産業の發達を期する所ありしが、面制の制定と共に其の事業を面に統一し、更に産業契を作りしに雖も、其の實效見るべきもの少く、年と共に頽廢に歸せり。其の後郷約を基礎とし、洞郷約等の設置を勸説したる迹ありに雖も、今其の實を存するもの稀なるは甚だ遺憾す。

輓近社會の風潮は日と共に輕佻浮薄に趨き、奇矯なる思想の浸汎は實に恐るべきものあり、今にして之を匡正するに非ざれば、遂に救ふべからざるに至らむ。而して之を救ふの道は、先づ地方郷黨の覺醒に依り、協力一致民風の改善と地方の教化を行ふを以て急務す。而して之が實現は、主として郷黨父老の強固なる團結と、熱誠なる努力に依り、道德を基礎とし、正義に則り、中正穩健なる思想の確立と、協同一致、勤儉力行、以て地方の開發、民風の改良を期せざるべからず。茲に郷約綱領、及郷約節目を示して郷黨の父老に謀らむ。敢て各郡邑面に強制せむとするに非ず、眞に時務を憂ひ、時弊を匡正するの誠意ある郷黨父老の協賛を得、其の奮發經營に委せむとするなり。

昭和七年六月一日

咸鏡北道知事 富 永 文 一

## 郷約綱領

- 一、郷約の目的は、地方の美風良俗を維持助長し、産業經濟の向上發達を勸奨すると共に、公民として奉仕的精神の涵養に務む。
- 二、郷約の區域は、主として地方に於ける集團的部落を中心として之を定む、但し必ずしも一洞里に限定するを要せず。
- 三、郷約員は、區域内に於て獨立の生計を營む成年以上の者とす。
- 四、郷約職員左の如く定む。

約長	一人
掌務	五人乃至十人
幹事	二人

- 約長は約員を統率し郷約の事務を監理す、約員中德望最も尊き者一人を選擧し、郡守の認可を受けて就任す。
- 掌務は約長を補佐す、約員中より之を選擧す。
- 約長掌務は、特に任期を定めざるものとす。
- 幹事は約長の命を承け、郷約の事務に従事す、約員中より選擧し一年毎に更迭す。
- 五、郷約の例會は、毎年四孟月初旬日とす、約長以下約員一同適當の集會場に集合し、讀約禮（約長郷約節目を朗讀するの禮）を行ひ、善行の表彰、過失の戒防を爲し、又は講筵を開く、之を郷會と稱す、郷會は右の外必要あるときは臨時集會を爲すことあるべし。
- 六、約長は郷約籍及德過籍を備へ、幹事之を保管すべし、郷約籍は約員の氏名住所職業及其の家族氏名職業を記入し、德過籍は約員中德業顯著なる者及過失戒防を要すべき者を記入す、以上二籍の記入は凡て約長及掌務の意に依り幹事之を爲す、德過籍に記入されたる者に付ては郷會に附議し其の決議に依りて表彰及戒防を行ふ。
- 七、善行の表彰は郷會に於て善行者を招じ之を上位に就かしめ、約長其の善行を賞す、約中の表賞三回に及ぶ者は之を官に報告す。
- 八、過失の戒防は郷會に於て過失者を呼出し約長之を面責す、約中の戒防三回に及ぶ者は之を官に報告す、而して尙改めざる者は之を黜約し約中の交を絶つ。
- 九、郷倉を設けたるときは郷倉簿（郷倉原簿、郷倉出納簿、郷倉賣買簿等）を備へ、約長の指揮を受け幹事之を保管記入す。
- 十、都郷約
- 郡内の各郷約職員（約長掌務幹事）を以て都郷約を組織す。

都郷約は郡内各郷約の履行を指導獎勵し其の進展を圖るを以て目的とす。

都約長	一人
副約長	一人
有司	若干人
幹事	二人

都約長副約長及有司は約員の互選に依り、郡守之を通知事に推薦し、通知事の指命を受く、三年を以て任期とす、但し再任を妨げず。

幹事は約員の互選に依り之を定め、一年を以て更任す。

### 郷約節目

十二、都郷約總會は、春秋二期文廟釋奠の日郷校に於て會同し、讀約禮及講筵を開く。

### 一、德行相勸

- 凡そ約長は各々左の節目を恪守し、協同相淬礪して約中の美風を成し、地方の發展に貢獻せしむことを約す。
- 父母に孝なること
- 吾等の今日あるは皆父母の賜なり、誠心父母を敬愛し其の意を安ずるを念とすべし、父母の喜ば即ち吾等が無上の喜なり、父母在るときは克く之を奉養し、父母喪きときは之を葬祭す。
- 國家に忠なること
- 吾等の平和なる生活は國家の力に依りて保障せられ、吾等の向上發展は國家の力に依りて促進せらる、吾が國家ありて初めて吾等が安全と進歩ありと謂ふべし、故に誠を盡して君に仕へ職を守りて公に奉じ、一身を忘れて國家に盡きむことを期す。
- 兄弟に友なること
- 同生相愛するは自然の情にして人類相愛の深基なり、兄は弟を愛し弟は兄を敬ふ、有無相通じ事に當りて相救助す一身と異る所なかるべし。

夫婦相和すること  
夫婦は社會の第一歩なり、異性相結んで一家を爲す、夫唱婦和琴瑟相和し徒に狎昵せず、夫は妻を愛護し妻は夫を助けて其の貞を盡す。

長上に悌なること

社會に秩序あり地位に上下の別あり、長上に對しては常に恭敬以て其の意に従ふべし、身を持つること謙讓苟くも驕慢の振舞あるべからず、官公衙の命令勸懲する所に服従し克く之を遵奉す。

年節尊長なる者に對しては亦克く禮を失はず。

少幼を諭ふること

子女少幼なる者は一知半解正道を脱し易し、父母尊長者は常に克く之に教ふるに道を以てし其の誤迷を匡正し、以て社會有用の人材たらしむることを期す。

郷黨に交はること

吾等は一人にて世に生き得るものに非ず、隣里郷黨と親和し協同して相互に其の福利を増進し、共に喜樂を分ち共に其の艱難を慰む。

國法に遵ふこと

國家は外他國の侵害を禦ぐと共に、内國內の秩序を保持し、善を勧め不善を罰し國法を正して吾等の擔ふ所を知らしむるなり、吾等は國法に遵ひ官公衙の命を守り、勤儉を興し、克く租賦を納め、帝國の忠誠なる國民として、秩序ある社會の健全なる發展を期す。

約信を踐むこと

約中の約束は一一之を遵行し苟も違背せず。

## 二、風俗改善

衣服は華美を貴しとせず、儉素にして禮節を失せざるを良とす、平常用ふる衣服は色衣色服を着用す。  
衛生を重んじ、家宅内飲料井泉の清潔を保持するは勿論、道路溝渠其の他公共使用の場所を汚損せず。

淫逸遊惰、浪費賭博は惡弊なり、約中相戒め互に之を排し、勤儉力行以て業を勵み産を治む。  
凡そ事を爲すに時を定めたるときは其の時刻を嚴守す。

年始には同約の者相往來し年賀の禮を述べ、酒食を供せざるを定とす。

冠婚の禮、還甲の祝、其の他吉慶に當りては、其の身分に應じ簡素なる祝宴を以て近親知友を招き、祝意を表するに止め、形式虚禮を廢し、力めて元費を節す、約中よりは各々任意粟多少を出し、幹事之を集めて送る、返禮せざるを定とす。

男女早婚を廢す、男は十八歳、女十六歳以上に非ざれば婚せず。

約中喪あるときは成服永葬に皆往きて弔問し其の用務を助く、約中任意に粟多少を出し幹事之を集めて喪家に送る、喪家に弔問する者は喪家に於て飲酒することを得ず。喪家も亦酒食を供することを得ず、但簡素なる菓果の類は之を供するも妨げず、弔問に時を要するときは皆自ら點心を持して往く。

迷信を排す、迷信は人心の弱點に生ず、世間往々迷信に乗じて不淨の財貨を貪り、或は迷信を惡用して人心の動搖を謀らむとするものあり、怪力亂神は孔子も之を語らず、確乎たる信念を以て正道を踏まば天地恐るゝ所なし。

## 三、産業獎勵

産業の振興は國家繁榮の大本にして、生民安堵の基礎なり、克く官司の指示に従ひ、拮据其の業を勵み其の産を興す。  
農作は優良種子の選擇を最先とす、耕耘播種其の法に従ひ、施肥除草除蟲收穫及調製等、皆其の足らざるを恐れ、日夜作物を擁護し土地を愛護す。

耕作は多手を可とす、婦女童幼と雖皆其の分に應じ助勢共働す。

養蠶は農家副業の首位なり、桑樹を培養し飼養は主として婦女之に當る。

蔬菜、製繩、製綆、機織其の他農閑を利用し、家に遊衣徒食なからしむ。

牛馬鶏犬羊豚は農家必須の家畜なり、廢物を利し用役を増す、務めて之を飼育増殖を圖る。

山林の荒廢は風水を狂亂し河川を濫流せしむ、國土の廢頽人畜の被害頗る大なるものあり、其の濫伐を禁じ稚樹を愛護し造林を獎勵す。

商賈は誠實を旨とし薄利多賣估客の爲に勞を惜まず。

勞働に當りては徒に暇を盗み休息を事とすることなく、善く事功を擧げ善く收入を大にす。

#### 四、公共奉仕

身を修め家を齊へ而る後隣里郷黨の爲に力を致し、進んでは國家社會の公益に貢獻するは、是れ人倫の公道なり。

凡そ約員は皆約中の事務に獻身し模範部落の完成に努力す、邑面の事務より府郡並國家の施設に至るまで、皆是れ地方開發の公共事業なり、約員は常に其の分に從ひ其の力を盡して、此等公共の事業に協力奮贊す。

道路鐵道河川堤防橋梁の安全を保持し、公園山野湖沼及海面等の公共事物の保護利用を全うす。

邑面其の他公の選舉に當りては、選舉權者は皆選舉會場に往き其の與へられたる公權を行使し、適良なる議員を選擧するの責任を遂行す。

邑會議員面協議會員其の他公職に選出せられたる者、其の公職を行ふに當りては公心以て地方の開發を念とし、苟も私心私慾を挾むが如きことなきを期す。

郷中の學校に對しては常に其の教職員と親近し、子弟の教育を視察し、教職員と協力して庭訓を嚴にし、學校教育と家庭教育との連絡を密にす。

地方青年團少年團等の善良なる修養團體に協力し、其の着實なる發達を助く、約員は率先して租税公課の期限内納付を勵行す。

#### 五、患難相恤

水火盜難其の他急難あるときは、約中の者皆往いて防衛救助に努む、殊に水火災に依り住家資財の烏有に歸したるときは、適宜現物を出し力役して其の難を救ふ。

約中の者一家疾病其の他災害を蒙り、農耕の時を失する虞あるときは、約員適宜共力して其の耕作を代行し飢困を免れしむ。

貧に安んじ分を守り勞を努むと雖尙生計大に足らざる者あれば、約中財を與へ又は財を貸して之を償はしむ、老幼廢疾不具重病にして之を扶助する者なきときは約中共助して之を救助す、約中に於て力足らざるときは之を官に告げ其の賑恤を請ふ。

年壯の男子又は妙齡の女子にして未婚者あるときは、約中周旋して其の婚姻を助成す。

外來不良の徒又は怪疑ある者郷内に潜入したるときは速に之を官に内報す、豐年に際し約中協議して毎戸粟一斗以上を其の分に應じ

離出し、郷倉を設く、郷倉の粟は毎年春期約中の受給を求むる者に保を立てしめ、一戸一石以内を貸與し、秋收期に至りて一割の増量を以て納穀す、受給を求むる者なきときは之を放賣し、秋收期に至り新穀を購入して郷倉に納る。

#### 六、過失相規

約員にして身を持する謹嚴ならず、地方の風俗を害し、國憲を尊ばず、其の他約目約令に違はざるを過失とす。

過失者に對しては約中居常互に之を戒む、而して尙改めざるものは、郷會の議に依り約長之を滿座面責して戒飭を行ふ、郷會の戒飭三回に及ぶときは之を官に告ぐ、過失重大なるときは之を官に告げ其の處置を請ふ、郷會の戒飭三回以上に亘るも尙改めず、身を持する不謹にして郷中の良風を害すと認むるときは、郷會の議に依り之を黜約す。

黜約者に對しては郷中交を絶つ。

父母長上と争ふ者は之を戒む、父母祖父母老いて之を養はざるもの、父母祖父母死して之を祭らざるもの亦同じ。

兄弟姉妹相争ふ者は之を戒む。

夫婦相詰り夫淫逸なる者又妻貞節無き者は之を戒む。

長上の教命に從順ならざる者、又は長上の教命を行ふに欺罔して利を取る者は之を戒む。

妻子を教ふる能はず惡を爲さしむる者は之を戒む。

隣佑と睦しくする能はず相闘詰する者は之を戒む。

郷中の男女禮無くして狎昵淫戲する者は之を戒む。

衆人の面前に於て猥褻の行爲を爲す者は之を戒む。

竊に他人の物を盗む者は之を戒め、其の物を舊主に還す、悛めざるもの、又は情重きものは官に告ぐ、不正の行爲を以て私利を圖る者は之を戒む。

生業なく諸所を徘徊する者は之を戒む。

惡戲等を以て他人の業務を妨害する者は之を戒む。

牛馬羊豚を他人の田に放つものは之を戒む。

濫りに山野に火を放つ者は之を戒む。

濫訴を好むものは之を戒む。  
 泥酔狂態を爲す者は之を戒む。  
 他人を誣問罵詈する者は之を戒む。  
 懶惰遊逸する者は之を戒む。  
 奢侈放漫自を貧を招く者は之を戒む。  
 請託を受けて事を謀る者は之を戒む。  
 妄に迷信を説き人を惑はしめ、又は徒に流言風説を爲す者は之を戒む。  
 人の過失を見て之を規戒せず徒に誹謗排撃する者は之を戒む。  
 犯罪ある者を庇護隠匿し官に告げざる者は之を戒む。  
 郷倉の納穀實を以てせず、又は納期を過ぎ督促を爲すも尙滞納するものは之を戒む。  
 會衆の時遅刻する者は之を戒む。  
 郷中約目に背き約令に従はざる者は之を戒む。

参 考

内地の村里制 (古事類苑に據る)

郷 里

〔類聚名義抄二〕里音理〔同六〕郷音香  
 〔伊呂波字類抄左〕郷サト里調同五家爲隣、五隣爲里 閭南平與里門曰里巷 邪 闕 衆 喪 邑 邪已上  
 〔運歩色葉集佐〕里

〔書言字考節用集一〕乾坤郷村ガウツン〔同二〕乾坤郷向也、衆所向也 里、止也、衆所止也 邑、閭門塔

〔莊園考一〕郷を里と云し證は、東大寺正倉院文書に、大寶二年戸籍を舉て、御野國味蜂間郡春部里、また御野國本箕郡栗栖太里、また御野國加毛郡半布里、山方郡三井田里、肩縣郡肩々里、各務郡中里、またその斷簡、美濃國戸主弟古須兒人波自年廿一、正女、大寶二年籍後、嫁出往郡内郡上里戸主君子部波尼多戸々主同族阿佐鷹爲妻、また戸主大田部赤麻呂年廿五、正丁、太寶二年籍、郡内郡上里戸主大田部伊須伎戸主子、今爲戸主、全戸移來、また筑前國島郡川邊里、太寶二年戸籍、また同豊前仲津郡丁里上三毛加自久也里とみえたり、この内に丁里は和名抄にみえねど、筑前國郡川邊里は川邊郷、御野國加毛郡半布里は加茂郡埴生郷、また味蜂間郡春日里は安八郡にて、春日部は後に池田郡に隸られしにや、この郡に春日郷ある是にてあるべし、また本箕郡栗栖太里は本箕郡栗田郷とあるものと聞ゆ、これ孝徳より以後、この大寶の頃には、いまだ郷といふ稱なく、後の郷といふをば、此の時は里といへりし事を知るべし、常陸風土記に、新治郡云々、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲平討東夷之荒賊、遣新治國造祖名曰昆奈良珠命、此人罷到即穿新井今存新治里云々自郡以東五十里、在笠間村、また信太郡高來里云々、乘濱里東有浮島村、また行方郡、自郡西北堤賀里云々、從此以北曾尼村云々、男高里、また郡南二十里、香澄里從此以南十里板來村、また當麻郷こゝに郷とあるは、里を郷と書るものなるべし云々、相鹿大生里、また香島郡云々、郡南廿里濱里、郡北三十里白鳥里、また那賀郡茨城里云々、片岡之村、久慈郡河内里、靜織里、小田里、また多珂郡道前里飽田村あり、この内新治、高來、乘濱、堤賀、

會尼、男高、麻生、香澄、當麻、相鹿、大生、濱、白鳥、茨城、河内、靜織、太田、道前は和名抄に新治、高來、乘濱、堤賀、會禰、麻生、香澄、當麻、逢鹿、大生、幡麻、白鳥、茨城、河内、倭文、大田、道口の郷これなり、かくあるによりて古への里は郷なり、里の下にある村は、後の里といふものなる事を知るべし略。また上野國金井澤村なる神龜三年酉寅二月十九日に建たる碑文に、上野國、群馬郡下贊郷高田里とある里は、後の村に當るべきか、其證は河内西琳寺文書に、天平十五年張云とて、僧沙彌の貫屬を記せる條に、僧行會、攝津國住吉郡大國里云々、戊申和銅元ナ年四月二十八日、飛鳥寺受戒、受公驗、また僧願忠伊豫國宇麻郡常里主金集史族麻呂弟、得麻呂、己酉和銅二年三月二十八日、飛鳥寺受戒、僧神耀云々、河内國古市郡下新居郷宮處里戸主文忌寸足閉戸口、神龜三年三月廿三日、藥師寺受戒、僧智藏、河内國丹比郡余戸郷余戸里戸主依網政男廣岡、養老六年三月廿三日、於藥師寺受戒、僧延達、河内國古市郡尺度郷鴨里戸主縣大養連弓足姓乙麻呂、神龜四年三月廿三日、藥師寺受戒、僧永基、和泉監大鳥郡大村郷山田郷戸主比志貴造牛手男廣田、養老五年十二月廿三日藥師寺受戒采大館高門所藏无題名古文書發に、國郡郷里の數を舉たる中に、郡五百五十五、郷四千十二、里万二千三十六左京條九、坊卅六、右京條九、坊卅三などあるに依て、古く郡郷の下に里と書るは、後世の村なる事を辨ふべし。

〔潤背上〕一疑問云、國衙何義乎、衙廳字訓如何、庄保郡郷等、其差別并字訓如何云々。

答曰、略郷、有通別名、云通者、凡其人之所生地謂之郷、樂府傳、我人詩云涼源郷井、又云古郷迢遶、是

皆通名也、云別者、天子畿内方千里内、中心有百里者四謂之郷也、郷地制、一方五十里短一方百里長是爲一郷、一郷中有方一里者五百、如此六郷中有方一里三千也、又方一里中有廿五家、十里中有二百五十家、百里有二千五百家、五百里有萬二千五百家、是爲一郷制、總六郷中有七萬五千家、是爲六郷家數、云一家者方六十步也、六六而有卅六丈、六尺爲一丈六十步有六行、則六六而有三千六百步、是爲四面三十六丈地、今田舎一町是也、三百六十步爲一段、即三千六百步當一町步數也、天子或出軍或出獲之時、促六郷之民、一家出一人、則自七萬五千家出七萬七千人也、是爲郷地之制也。

〔日本釋名地理〕里 さは小也、せばきなり、とは所也、せばき所也、里は都にあらずしてせばき所也。

〔東雅地理〕里サト 郷の字、讀むこと亦同じ、郷といひ、里といひ其字同じからねど、共に讀てサトといへば、相通じ用ゆる事ありと見えたり、たとへば和銅の詔に、諸國郡郷名著好字とありしに、延喜式には、諸國の郡郷里名、並用二字必取嘉名と見えしが如き是也、郷里の字共に讀て、サトといふは、サは狹也、トは所也、其狹き所なるの謂なり、又大化の詔、及び其後代々の令式に見えし、造戶籍之法によれば、凡五十戶爲里と見えたり、郷には寛狹の同じからぬありと見えて、凡居狹郷、有樂遷就寛を處置すべきの法なり、又度地之法、五尺爲步、三百步爲里とも見えたり、さらば汎く言ひてサトといふには郷里の字通じ用ひぬれど、凡造戶籍度地等の法に至りては、里の字を用ひて、讀むで其字の音を用ゆると見えたり。

〔倭訓栞前編〕さと 郷里をいふ、狹處の義なるべし、眞名伊勢物語に、京をよめるは、日本紀に本けり、略

邑は二里四方なるをいふ。

〔延喜式五十〕凡天下百姓、親勤農業、貯積糶穀、救濟孤獨、戶口增長、夫婦和順、名聞鄉里、親疎相識者、○中申送官。

〔日本國郡沿革考一總說〕按中古鄉里之制、亦有可疑者、國史靈龜以來、往々有以鄉係郡之文、則與出雲風土記之說合矣、然延喜式猶稱鄉爲里未得其說、○下

〔日本書紀二十五〕大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、○中其三曰、初造戶籍計帳班田收授之法、凡五十戶爲里、每里置長一人、○下

〔令義解二〕凡戶以五十戶爲里

謂若滿六十戶者、割十戶立一里、置長一人、其不滿十家者、隸入大村、不須別置也。每里置長一人、掌下檢校戶口、課賦農桑、禁察非違、催賦役。

若山谷阻險、地遠人稀之處、謂縱山谷阻險、而人居稠密、或雖人居隨、便量置、謂若滿十戶者、依上法立別里、稀疎而地理平坦者、並不在此限也。

〔出雲風土記〕意字郡鄉壹拾

里三十

右件鄉字者、依靈龜元年式改里爲鄉、其鄉名字者、被神龜三年民部省口宣改之。

〔通典三食貨〕大唐令、諸戶以百戶爲里、五里爲鄉、四家爲鄰、五家爲保。

〔出雲風土記〕意字郡○中以上壹拾壹鄉、別里參。

〔令義解三〕凡國郡界内所部受田悉足者爲寬鄉、不足者爲狹鄉。

凡狹鄉田不足者、聽於寬鄉遙受。

〔律書殘篇〕日本國六十七、郡五百五十五、鄉四千十二、里萬二千卅六、左京條九、防卅六、右京條九、防卅三

〔南海通紀一〕四國王制記 通考

或書に曰、倭國○中郡を以て郷を統ぶ、郷は凡て三千七百七十二也。

〔山州名跡志五愛宕郡〕糺所名下加茂トモ○中本名蓼倉也、源順載和名集、蓼倉里是也、總じて彼書に所載の村里の號は、其本郷の名なり、今民間に云處の親里○中なり、○下略

〔山州名跡志六〕於郷爲其郡名所、俗是云親里、列左、愛宕在同郡、宇治在同郡、久世在同郡、相樂在同郡、乙訓在同郡、綴喜在同郡、葛野在同郡、紀伊在同郡

〔東海道名所圖會二〕桑名 桑名郡に桑名あるは、これを親里といふ、山州宇治郡に宇治あり、愛宕郡に愛宕あるが如し、○下略

〔倭名類聚抄六國郡〕山城郡宇治郡餘戶、綴喜郡餘戶、大和國葛上郡餘戶○下略

〔秣苑日涉三〕屠兒藍染家

蘇名類聚鈔曰、漢語鈔云、屠兒、○中越多即越都利之轉訛耳、其種落謂之何麻別、按蘇名鈔所載、諸國鄉名稱餘戶者、一國或及十餘所、餘戶此續云阿麻別、蓋在昔王化之盛、唐土三韓之民來歸者、國史不絕記、姓氏錄所載、蕃部氏族之繁、可以概見已、其陋者、當時分置之諸國、各自爲郷、不與土著者相雜、故謂



其種落爲餘戶、大抵外國人、慣屠獸肉、故以屠爲業、後世佛教盛行、人忌食獸肉、遂見屠戶、如非人類者故輒工靴匠、雖在市廛中、不敢通問。

村

〔類聚名義鈔三〕 村音餘 和又受ムラ 邑依立反 邑和オフ 邑ムラ 邑サト 俗

〔伊呂波字類抄尤地〕 村ム 邑四井

〔運歩色葉集〕 村ム

〔書言字考節用集一乾坤〕 村サト 本字、韻會、人所聚居、謂之村落、同字彙、村也、同

〔日本釋名地理〕 村 むらばむらがる也、人のむらがりすむ所也。

〔東雅地輿〕 村ム ムラとは聚也、群黎の聚をいふ也、邑の字讀てムラと云ふ亦同じ、日神、天邑君を定められしと見え、又成務天皇の御時、國郡邑里を定められしなど見えしが如きは、邑と村と其字同じからねど、其實は異なるにあらず、景行天皇紀に村亦讀てフレといふは、ムラといふ記の轉せしなり、又安閑天皇紀に、竹

村の地讀て、タカフといふは、猶苧生せし地をヲフといひ、茅生せし地をチフといふが如し、後にタカムラといひしは即是也、村亦讀てスキといひ、スクといふが如きは、百濟の方言也、また古時人名姓字等に、村主の字見えて、讀てスクリといふが如きも、亦百濟の方言也、凡姓字に村主と稱せしは、皆は大漢三韓等の諸蕃也、それが中に、漢人の如きも、其祖先三韓の地に流寓し、彼土の村主などいふものになりしが、我國に歸化せし

に、かへりて姓となりし所なりと見えたり。  
〔倭訓栞前編三〕 むら 村邑をよめり、群居の義也、村里を通じいへど、靈異記に、越前國加賀郡大野里畝田村と見えれば、村は里の内たるべし、又相模集に、あと村の里とよめり、されば五十戸爲里の説によれば、村中の里ときこゆ、村もと郷に作る、正字通に經史に村字なしといへり。

〔安齋隨筆前編十五〕 一村 農民の住居する所をムラ村ノと云、又物の平均ならざるをムラ不平といふ、物の一處に集るをムレと云、ムレと云はムラの轉語也、何もムラと云は、ムラガルなり、郡(群?)ムルガルは物の多く集るを云也、○下

〔日本國郡沿革考一〕 按○中 又國史處處々有某郷某村之文、然令式倭不見以村係里之制、是亦可疑也、今以臆度推考當時之形勢、在昔初建郷里、大抵據山河之位置、算戶口之多寡而定之、然一郷之民素不居一處、或取便群居於幾處、於是不能不爲之區別、已有區別、不能無之稱呼、是村名之所以因起也、村之訓本出群之名之起、非必在立里之後、雖未立里之前、民所群處、即有之稱呼也、蓋立里之制出于朝廷、義國調相通、村之法、群處之名、出于自然之勢、而當時民間或村里相通稱之、故如令義解、以里直爲村之解、雖然本是非朝廷之制、故令式無明文也、及于中世、禍亂相踵、朝綱弛紊、所在土豪、爭占土壤、或分割一郷、各有其地、隨便多以村名呼之、於是昔時之制度皆廢、遂以郷名爲贅物、至於今世、海內通制、以村直係郡、續紀、和銅六年、攝津國河邊郡改左々村、日本紀略、天元元年、備中國都字郡筑島村、如是等之類、偶以里爲村、自與今制異、郷里之遺名、有纔存土人之口碑耳、是皆出不得止之勢也。

〔日本書紀神代〕 一書曰、伊弉册尊生火神、時被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。

〔播磨風土記宋禾〕 比治里中 宇波良村、葦原志許乎命、占國之時、勅此地小狹如室戶、故曰表戶。

〔日本書紀七景〕四十年七月戊戌、天皇持斧鉞以授日本武尊曰、朕聞、其東夷也、識性暴強、凌犯爲宗、村之無長、邑之勿首略。

〔柳亭記上〕不入計

武州荏原郡不入計村他國にも此村名ありて、或は計を斗に作ると云々、いりやます村とよめり、按に惠空編節用大全、以行姓氏の部に、入不讀と記て、いりやますとかなをつけたり、算ふるを讀といふは古言なり、計も又算ふる意なり、さればいりやますは、いれよますの音便、かぞへいる、程にもなき小村といふ義なり、伊庭氏曰、和名抄に餘戸とある則是なり戸は家なり、一村算へいれべき程にもあらず、餘りし家ある所をいひしなり。

字・組・坪・分

〔日本國郡沿革考一總〕今時昇平日久、民口繁毓、一村中、亦因民之所群處爲區別、俗稱之爲字、或小名、履之以組、曰某組、又曰某坪、某分、而儘有私稱某村者、遂呼其本村爲親村、呼其所區別爲枝村、或枝郷、是亦宛然似往時郷與村生區別之形勢。

〔護草小言三〕今村中の小地名を坪名と稱す、坪を以て地に名つくる彼支那にもあり、字書に平也とあり、さらば無高低地に名つくる歟。

列兒坪三國志泰 桑坪北魏書世 坪國朝 林原坪靈樞錄、コレ 蓮花坪、白溝坪綴冠紀 康家坪、金漆坪上 猶この外にもあるべし。

〔增訂豆州志稿一〕郡郷

貞享中、國中を分て十二組とす、増、十二組ハ三島組二十七宿村、自三島至南條、谷田組二十村、自伊豆佐野至奈古谷、田中湯島、大見組二十七村、自大見至我場、東浦組五村、自赤澤至片瀬、川津組十七村、自梨本至見高、稻生澤組十九村、自茅原野至白濱、加納組二十二村、自大賀茂至伊濱、松崎組二十村、自斐見至江奈、宇久須組八村、自宇久須至門野、組ニ入ザル村三十九村、是郷莊亡する多きを以ての故か、此組は甲斐にて筋と云、上總にて郡と云類にして、皆古の郷に準ず然レドモ一組ト分タルニ非ズ、只モヨリニ因テ立タルナリ。

〔但馬考三〕朝來郡略

村數二十八、分て三となる。

生野銀山 猪野、奥野、小野以上皆銀 竹原野、上生野、雁野、丸山、菖蒲澤、岩屋谷、津村子

右廣谷庄と云。

黒川枝村 魚瀧、大外

右黒川谷と云。

山口、口田路、奥田路、立野、新井、羽淵、口八代、奥八代、山本、土肥、平野、老波、神子畑、佐中、右山口組と云。

〔紀伊續風土記六十三〕總論

元和封初以後十八莊の地、或は分ち、或は合せ、更に海部郡由良衣奈兩莊の地を南海部と名づけ、當郡に加

へ、志賀組、入山組、天田組、南谷組、江川組、中山中組、山地組、切目組、南部組の九組とし、各長を置いて保管す。

莊 庄

〔書言字考節用集<sup>二</sup>乾<sup>一</sup>〕 莊<sup>シヤウ</sup>、略、田舎也、又道路交<sup>四</sup>見<sup>上</sup>會之盛也、俗作庄者非<sup>上</sup>。

〔潤背上〕 一疑問云、國衙何義乎、衙廳字訓如何、庄保郡郷等、其差別、并字訓如何云々。

答曰、<sup>中</sup>庄說文作莊、解曰、從艸庄<sup>云々艸ハ</sup>、又曰、田舎也云々、徐鉉曰、作庄非也云々、今按日本風俗、

不從國衙、不輸官物云庄、故名之曰別庄、又曰山庄、又曰別業、相傳云、陽成院脱履之後、分國司所治

之地、始名庄、爲太上皇封戸田、置院司等云々、庄號之稱始于此矣云々、既爲太上皇封戸田、故不輸國衙之貢物也。

〔倭訓栞<sup>前編十</sup>〕 老やうゑん 莊園と書り、地を封せず、田を賜ふをもていふ、湯沐の田外家に譲り、功田子

孫に至り、寺に施入せし類、私領と名け、官より給賜するにあらざるものを庄園とする也、これ郡にあらず、境界も定まらずなりしより、諸國に何の庄といふは、其名の遺り也といへり、正統記に、中古となりて庄園多く立られ、不輸の處出來しより亂國とはなれり。

〔南留別志<sup>四</sup>〕 庄といふ物を、郡のやうに思へるは誤なり、庄は莊園にて私田にあるべし、公田にはあるまじ、私田の内にも都に居給へる高官の人か、又は寺社の封戸なるべし、是を司る代官の様なるものを庄司とい

ふなり、されば庄の名無き地もあるべし、何の國何の郡何の庄何村とかならずいふ事は誤なるべし、國郡郷と次第すること本法なり、郷の名は和名類聚に出たり。

〔南留別志の辨〕 庄は庄園にて、私田にあるべし、公田にあるまじ、私田の内にも、都に居たまへる高官の人か、又は寺社の封戸なるべし。

庄園とは、わかれあることなり、また私田にありて公田になきにあらず、何れの地にも置くべし、後三條院の延久の記録所を初ておかれたりけるは、諸七道の所領の官符もなく、公田をかすめたり、宇治殿<sup>頼藤の</sup>時一の所の御領々々とのみ云て庄園諸國にみちて、さまざま多きを聞しめて、宣旨を下されて、諸人領地の庄園の文書をめされける、宇治殿へ仰られたりけるに、返事に、みなさ心得られけるや、所領もちて候もの、強縁にせんなど、おもひつゝよせば候ひし、なんじやう文書が候べき、たゞそれがしが領と申候はん所のしかるべからぬをば、かすをつくしてたをされ候べきなりと申されし、此ころのことは、續よつぎ、愚管抄などには、庄園封戸のわかちを見るべし、封戸は食封なり、從三位以上に賜はる、令に見ゆ、おほやけにしれぬる事にて、所領もちし者の心儘におくるべきにあらず。

〔隨意錄<sup>二</sup>〕 我方中古、郡縣之外、有稱某庄者、庄莊之俗字、而大夫士庶人、或私買得之、或爲親故所與、非其采邑賜田、而更所有之地、稱之莊園、掌其莊園者、謂之庄司庄官、而士民多有莊園者、以日至奢傲、故及後朱雀帝寬德中、乃禁新置莊園、又至後三條帝延久中、後更禁之、而後雖世々督之、然置之猶不

止、富民豪家、毎國不寡、驕僭愈生、而遂爲亂階云、今村里長、稱庄屋者、亦原乎庄司名也。

〔干祿字書平〕 狂莊莊並上俗、中

保

〔書言字考節用集一〕乾坤 保ホウ之義郷里

〔潤背上〕 一疑問云、國術何義乎、術懸字訓如何、庄保郡鄉等、其差別并字訓如何云々。

答曰、略中 保、説文曰、安也、保守也、周禮五家爲鄰云々、按注疏意、四家人保安其一家也、今按、一家有夫婦、四家有八人、人有喪則四家人保守其一家也、故毛晃保字注曰、篆作𠄎、從子也、從八、從人、言子八人爲保字也、今按本朝京城圖、方一町者四爲一保、其保守者四家而被保守者一家也、今只取四家爲一保之義又按、一家者地方六十步也、以杖長六尺也計之、六々而得三十六丈、是爲一家之地、今當方一丁之地也、是李唐一家、與日本一丁其數同、據此按之、日本所立庄保者、雖不定其地量謂之保、其職人云保司、保名從此起歟。

〔但馬考一〕制度 保と云ものあり、これは唐令に五家を保とすと云によりて、和令にも載らる、類聚三代格にいへる、結保にて、今の五人組なり、其かしらを保長と云、後は京都にても置れて、其家の雜掌やうのものを保長とせしこと、三代實録にあり、中頃よりは、是も村とひとしくなりしにや、御成敗式目には、郡郷庄保と云、正統記には、庄園郷保とつづけたり。

〔新編常陸國誌十〕 保

東鑑に元久元年十月十八日丁未、諸國庄園郷保地頭等、寄事於勸功賞構非例、濫妨所務之田、國司領家訴訟出來之間、今日有其沙汰之、名田之所職任本下司之跡、可致沙汰、背御旨者可改職之旨、被仰下云々あり、又承元四年五月廿五日壬子、陸奥國平泉保伽藍等興隆事、故右幕下御時、任本願基衡等之例、可致沙汰之旨、被殘御置文之處、寺塔追年破壞、供物燈明以下事已斷絶之由、寺僧各愁申、仍廣元奉行、如故不可有懈緩儀之趣、今日被仰寺領地頭之中云々、此を以て觀れば、鎌倉より以前、保といふもの必ずしも五家には限らず、たゞ村々一組に立し名となり、鎌倉の時に至ては、庄と同じき程の大きな地になりたること知るべし。

## 第七章 農 村

### 第一節 村落の發達

#### 村落の地勢別戸口

一國地方に於ける戸口の増減は、その文化、民度、經濟等の消長を測定する上に極めて重要なものであるが、特に一定の聚落到就いて、數年間の戸口趨勢を考察する如きは、併合後の朝鮮のやうな、過度時代通有の社會狀態の變化甚だしく、經濟の進展顯著なる地域に在りては、一層意義深いことであると信ずる。

聚落を都會と村落とに大別して見ると、朝鮮に於ては、總人口の約八割が農業に従事して居る關係上、戸口の大部分は村落に分布して居ることが判るのである。朝鮮に於ける村落の發生、村落の形相、村落の經濟等に關しては、内地と大に趣きを異にし、頗る興味ある事例を有して居る。村落と云つても、地勢に依りて、その形相の狀態を異にし、民家の集團及び散在の大小粗密も一様でないが、私は試みに朝鮮に於ける聚落調査に當り、行政區劃の單位である府邑面中、府及び邑を都會に入れ、面を村落と見做し、これ等の面を大體地勢別に、平野地、鐵道沿線、沿河地、臨海地、及び山間地に區分した。尤もこの類別は、先年「朝鮮の人口現象」(調査資料)の編纂に際して用ゐた方法で、平野地と、沿河地、鐵道沿線、臨海地などの間には、劃然たる區別

をつけることは困難であるから、大勢觀察に據つたものであり、また邑に屬する地域には都會以外の村落に屬する部分があり、村落に屬する面の地域中にも小市街地を包含する例は多いが、この二大別は左まで不都合はあるまい。而してこれ等の面の中には、數十戸乃至數百戸の幾つもの里洞あり、その七里洞の中にも、小は數戸より大は數十戸の部落が、或は集團し或は散在して居るのである。

全鮮の村落を悉く地勢別に分類し、その戸口の消長を見る如きことは、時間と勞力の上より、到底容易の業でないから、茲には調査の便宜上、各地勢に就き約四五十面を擇び、その大正十年末と昭和四年末の現在戸口數を比較對照することとした。これは最近の數字とその十年前の數字を知らうとしたのであるが、本府所藏の大正九年の統計に不揃ひのものあり、已むを得ず大正十年と昭和四年の統計を用ゐるに止まり、別に意味はないのである。即ち各地勢別の村落名、面積、戸數、人口數の大正十年末と昭和四年末の消長は左の如くなつて居る。

平野地

京畿道	面積	大正十年末		昭和四年末	
		戸數	人口	戸數	人口
長湍郡内面	三〇三.五	一,〇五七	五,二四三	一,〇一八	五,六四二
高陽郡崇仁面	三八〇.八	三,一五四	一五,八六三	四,二七四	二二,一六〇
同 碧蹄面	四三.四	一,四五六	七,九〇五	一,四三八	七,八二七

忠清北道	面積	大正十年末		昭和四年末	
		戸數	人口	戸數	人口
廣州郡中部面	四一八.四	一,二〇四	六,四一五	一,二一九	六,〇一一
清州郡江西面	二六七.七	一,四九三	八,七〇五	一,三六八	九,六三二
報恩郡報恩面	二八七.一	一,六一二	八,四九二	二,〇〇一	二〇,一四六
鎮川郡德山面	三二五.四	一,四八五	七,七八二	一,五三八	八,三三四
公州郡灘川面	五五四.三	一,八一〇	九,八五一	一,八七七	一〇,三三九
論山郡論山面	〇四三.三	一,〇八二	五,二二五	一,三四一	六,六九七
瑞山郡音岩面	三二四.四	一,三三三	七,二〇六	一,五八一	八,三四七
牙山郡新昌面	二八八.九	一,〇九三	七,二五六	一,二〇四	七,三六二
同 温陽面	二二一.〇	一,三三二	五,九八二	一,四四五	八,四八〇
禮山郡禮山面	二七九.六	一,五八八	八,四七五	二,二一六	一一,七一九
錦山郡錦山面	一四〇.四	一,三六四	六,九七〇	一,四七四	九,一一一
淳昌郡淳昌面	一三六.九	一,四〇七	七,二一八	一,六五三	八,六八九
益山郡礪山面	二三八.〇	一,三三二	五,八六八	一,三三七	六,五七〇
同 望城面	二〇八.三	一,四一七	七,三三五	一,六一九	九,〇三六
全羅南道	三二二.〇	九四〇	五,二二〇	九二六	五,四四九
寶城郡象白面	三二九.八	一,一〇八	五,四七八	一,〇四八	五,五〇三
海南郡三山面	二二〇.八	一,三九三	七,九二五	一,五八二	八,七二六
咸平郡月也面	七二.四	二,五六六	一三,五七〇	二,四三七	一三,五三八
慶尙北道	七二.四	一,七二六	八,五五四	一,五八一	九,〇一八
慶州郡外東面	七二.四	一,七二六	八,五五四	一,五八一	九,〇一八
奉化郡物野面	五二.七	一,七七一	九,〇六八	一,六六〇	八,六三〇
迎日郡神光面	四五六.六	二,一一四	一〇,〇九五	一,七五八	一〇,一六〇
醴泉郡龍門面	三二六.一	一,七五四	八,八四一	一,七七七	八,九八六
蔚山郡彦陽面					

朝鮮の棄落 (前篇)

河東郡岳陽面	三,四五二	一,七九	八,六八八	六,四六	九,六五九
固城郡大可面	三,三八七	一,〇九九	五,八二〇	一,二四三	六,〇九六
陝川郡三嘉面	三,九五五	二,〇五八	一〇,三三六	二,九二六	九,四八六
安岳郡安岳面	三,八八六	三,一五九	一三,七〇七	二,九二八	一六,七二五
新溪郡栗面	二,八二三	六二九	三,一〇五	六二七	三,三七二
延白郡道村面	一,七四六	八二三	四,二八九	八二六	四,四八三
載寧郡載寧面	二,二二三	一,八〇一	八,九七一	二,四三四	一三,二八四
平安南道 順川郡舍人面	五,七四八	一,三三七	六,五二一	一,五二三	八,〇〇一
江西郡班石面	二,五九二	八九四	四,〇四六	一,一三三	五,五三三
平原郡檢山面	二,六八一	八二六	四,七七〇	七六六	五,一四九
平安北道 鐵山郡檢閑面	三,二四一	一,一四九	六,六〇二	一,三三六	八,一三三
熙川郡熙川面	五,五三〇	一,一九二	六,〇八二	一,三三四	七,三五〇
江原道 寧越郡西面	五,三七四	九〇二	六,二〇一	一,二四九	五,七二七
江陵郡邱井面	五,三三九	一,〇五七	六,一三〇	一,〇九六	五,二六六
咸鏡南道 咸興郡北州東面	三,〇五四	九四六	五,七三三	一,〇三八	六,三三八
同 南州東面	三,三三三	八〇四	五,〇二〇	八九七	五,六六八
咸鏡北道 永興郡洪仁面	〇,八一九	一,二四三	五,五三二	一,一六一	六,三八九
慶源郡東原面	六,五七四	三,五三	二,四六〇	四九九	三,〇七九
同 阿山面	七,九六〇	四九九	三,〇六五	七三〇	四,三三八
計	一六三,六七六	六二,三三三	三三三,三六九	六六,四二六	三六七,四四五
平均密度	一方里當	三八〇	一,九七二	四〇六	二,二四八

鐵道沿線

京畿道 振威郡西南面	一,三五五	一,五八六	七,五〇一	一,三三四	八,一四四
安城郡邑内面	〇,九五〇	一,六六五	八,五〇七	一,四一八	九,六八三
開城郡中西面	四,一二七	一,二七〇	六,三九九	一,二七一	六,八四四
富川郡多朱面	一,六一五	一,一九五	六,二三元	一,五七四	八,〇八七
忠清北道 永同郡永同面	七,六五〇	一,九四三	一〇,二六五	二,四九一	一二,四一七
清州郡江外面	三,〇三八	一,五三三	七,八三〇	一,四八三	九,一四五
忠清南道 論山郡連山面	三,二七三	一,八七七	九,三七一	二,二一七	一〇,九〇八
大田郡北面	二,八四八	一,二〇五	六,四〇一	一,二八一	七,三三三
燕岐郡全義面	三,一三五	一,三〇〇	六,七二四	一,三三八	七,五五〇
同 西面	二,四二三	一,六五一	九,二二六	一,九一八	一〇,二六二
同 東面	二,〇九六	一,三三九	七,四四五	一,二八四	七,〇四九
全羅北道 益山郡成悅面	一,二三九	九七二	四,八〇四	一,〇五〇	六,〇一五
金堤郡金堤面	一,四六一	一,八三五	九,〇〇〇	二,三七六	一一,一九三
井邑郡龍北面	一,四三七	一,八六五	八,九八三	二,五三三	一一,二七九
全羅南道 光州郡林谷面	二,一五〇	一,〇八九	五,三〇四	一,三三一	六,二七九
潭陽郡九岩面	一,四六五	一,二〇七	六,二八七	一,二二三	六,五九〇
漆谷郡倭館面	三,〇五四	二,〇一三	九,三四七	一,九〇六	九,六〇九
金泉郡牙浦面	三,四四二	一,四八二	八,五七八	一,三七一	九,九一三
慶尙南道 昌原郡東面	三,九五七	二,二五二	一,二四一	六四七	二,二六六

第七章 農

村

大正十年末

昭和四年末

朝鮮の聚落（前篇）

道	郡	面	大正十年末	昭和四年末
東萊道	東萊郡沙上面	二四七八	一、三三九	六、九二二
	晉州郡文山面	二、一三三	一、二三四	六、一一一
	晉州郡金山面	二、五二三	七〇三	三、四五四
黃海道	金川郡金山面	五、三七八	一、三六四	六、七二四
	黃州郡黃州面	二、六七六	一、六〇四	六、八六三
平安南道	同 黑橋面	五、七〇三	一、七六一	八、二二七
	安州郡新安州面	四、三八四	一、七八五	一〇、二七四
	中和郡中和面	七、二六九	一、八六四	九、六五七
平安北道	平原郡永柔面	四、三三三	一、六六六	九、二二〇
	平原郡肅川面	三、一四四	一、三三六	六、五八三
江原道	鐵山郡鐵山面	三、八一九	一、四七五	八、〇四九
	義州郡威遠面	三、三三四	九六〇	五、四九四
咸鏡南道	博川郡博川面	三、〇一三	一、九四一	一〇、四五二
	金化郡金化面	三、一四四	一、〇七三	五、四九八
咸鏡北道	同 培花面	二、八六〇	一、三三四	七、七四四
	富寧郡石幕面	一〇、四三四	三三四	二、一七九
計	平均密度	一四、六六九	五五、三七七	二八五、六六三
		一方里當	三七七	一、九四七

沿河地

道	郡	面	大正十年末	昭和四年末
京畿道	高陽郡露島面	二、五六〇	二、六三三	二、三四四
	楊平郡葛山面	二、七五八	一、六〇八	一、四五五
	漣川郡官仁面	六、二〇八	七九七	七五八
忠清南道	江華郡佛恩面	二、二七一	八七七	九一〇
	金浦郡陽西面	一、三三〇	七二五	七三〇
忠清北道	同 霞城面	三、七〇四	一、一〇八	一、一三三
	同 月串面	四、七六〇	一、二四八	一、二九三
全羅南道	陰城郡甘谷面	四、四九〇	一、五五〇	一、四八一
	沃川郡東二面	三、六三八	一、四三三	一、三八二
全羅北道	唐津郡唐津面	三、三九〇	一、五七七	一、八〇三
	論山郡城東面	一、三三八	一、三五一	一、六四四
全羅南道	扶餘郡扶餘面	三、五五二	九三三	九八八
	舒川郡華陽面	二、〇九六	一、七六五	二、〇〇三
全羅北道	高敞郡高敞面	二、〇三四	一、二二八	一、二五七
	南原郡南原面	〇、九〇八	二、一七	二、〇〇三
全羅南道	羅州郡洞江面	二、四三三	一、二五三	一、二九三
	康津郡康津面	二、七一〇	一、八三五	一、七九一
第七章 農	光陽郡津月面	二、六〇九	一、二三五	一、三六五
	村			六、四四九



朝鮮の聚落 (前篇)

道	郡	面積 (方里)	大正十年末 戸数	大正十年末 人口	昭和四年末 戸数	昭和四年末 人口
慶尙北道	達城郡玄風面	一・五五八	一七三	八二六〇	一七四七	九二一九
	善城郡善谷面	四・二九七	一・一三三	五・三四五	九七四	五・三〇八
	善山郡善山面	三・四〇二	一・六〇〇	九・五二二	一・七四八	一〇・四〇四
	醴泉郡豐壤面	四・〇七三	一・五三二	九・七九八	一・六〇一	九・六九五
慶尙南道	咸安郡代山面	三・四六四	一・四六八	七・四八五	一・三三四	七・〇三五
	宜寧郡華陽面	一・二四九	六五六	三・五八九	六七三	三・四一七
	昌原郡大面	二・〇九一	一・五九二	七・四七一	一・九六八	九・五三〇
黄海道	梁山郡上西面	三・一〇八	一・二八八	六・〇九八	一・三二一	六・七二七
	延白郡雲山面	四・七〇三	八六九	四・四六三	八〇四	四・二四六
	黃州郡靑龍面	三・七四三	一・〇八一	五・九六一	一・四七八	七・七六七
	同 三田面	三・二二四	一・〇七九	五・八三〇	一・〇九〇	五・六四三
平安南道	戴寧郡南栗面	一・二〇四	一・一八	五・五五五	八〇七	四・二二五
	安岳郡安谷面	六・二七六	一・八〇〇	九・九〇二	一・四八二	一〇・四六七
	大同郡南串面	三・三九九	二・四九	一・二七九〇	二・四九三	一・三二〇
平安北道	博川郡北面	二・九五三	九六六	五・四四二	九一七	五・三八九
	同 嘉南面	二・三二八	一・二四九	六・六六八	一・四八〇	七・八七二
	義州郡加山面	八・〇六一	九二〇	五・七二六	九六九	六・三三七
江原道	同 光城面	三・五〇七	二・〇二二	一〇・九〇八	一・五五八	一三・四八五
	楚山郡城一面	五・七八二	四六八	二・七四五	四四七	三・〇四九
	旌善郡旌善面	五・二八五	八七八	四・七二〇	七七三	五・一九四

道	郡	面積 (方里)	大正十年末 戸数	大正十年末 人口	昭和四年末 戸数	昭和四年末 人口
咸鏡南道	平昌郡平昌面	一〇・六八四	一・九八五	九・八〇七	二・三二七	一三・〇一一
	永興郡順寧面	三・三三三	一・九六九	一・四〇〇	二・〇五三	一・九四八
	三水郡江鏡面	九・八九九	一・四六七	六・四八一	一・六二五	八・七九三
	稷城郡稷城面	二・二四六	七六一	三・五七四	八二四	五・三二四
咸鏡北道	慶源郡慶源面	一・二四八	八六八	五・五二五	一・一八七	七・二九九
	慶興郡慶興面	二・二九〇	一・二五四	五・八九四	一・〇九九	七・七四〇
	計	四十八箇面	一九・二五〇	六五・七三五	三〇六・七二六	三六・七八〇
平均密度	一方里當		三四一	一・七九五	三四六	一・九六五

臨海地

道	郡	面積 (方里)	大正十年末 戸数	大正十年末 人口	昭和四年末 戸数	昭和四年末 人口
京畿道	富川郡文鶴面	一・五〇一	八三	四・二九九	八四〇	四・四三三
	同 西串面	二・三四四	八六〇	四・四七六	八三三	四・五九二
	金浦郡大串面	三・七六七	一・一四六	六・四七三	一・二五五	七・二八三
	始興郡君子面	三・四九七	一・七四〇	九・二六一	一・七五九	九・一四八
	唐津郡石門面	二・六五一	一・〇五五	五・二七一	一・〇〇九	五・四〇三
	唐津郡松山面	二・五九八	一・一三三	六・三三六	一・一八二	七・〇九二
	牙山郡仁州面	三・六九九	九〇三	五・一五七	九九三	六・〇二四
	保寧郡大川面	二・六七三	一・三〇九	六・四一一	一・三九四	九・一八六
	扶安郡幸安面	一・五二七	一・〇六五	五・三三七	一・二三八	六・〇六六
	同 山内面	七・八〇八	一・四九二	七・八一六	一・六四九	九・一八一
第七章 農	村				六五一	

朝鮮の聚落 (前篇)

扶安郡乾先面	一、三五四	一、四二二	六、九六〇	一、七二四	八、五九三
高敞郡海里面	二、四九〇	一、四五二	七、六七一	一、五〇〇	八、一三四
金堤郡萬頃面	一、六七六	一、三九三	七、八三九	一、五二六	八、六七〇
高興郡道陽面	三、二八九	二、〇三六	一、八八〇	二、三一一	一、三〇三
海南郡花山面	三、一八八	一、四六八	七、八二九	一、四八九	七、七七七
珍島郡義新面	四、二二六	一、五三〇	七、三一一	一、六〇五	九、八四三
濟州島新在面	三、三三六	四、六三三	二〇、八三九	四、五九七	二、八五五
慶尙北道	一〇、六八九	三、三一九	一八、〇二八	三、七七九	一、九四三
慶州郡陽北面	四、二九〇	一、四六四	七、五三二	一、三九二	七、九四〇
盈德郡柄谷面	四、七七一	一、四四四	七、三三〇	一、四二四	八、七四五
同 南亭面	二、八九八	一、三三〇	七、二六一	一、四一八	七、六九四
慶尙南道	二、三五一	八、七四	四、七六〇	九、三七	五、二九三
東萊郡機張面	二、四七九	二、〇〇八	九、九二九	二、一五〇	一、〇八〇
同 日光面	一、四二九	一、三三五	七、二八九	一、二六九	七、七四三
蔚山郡東面	二、七〇〇	一、〇元	五、四四一	一、〇九三	六、一四六
同 温山面	六、九五五	一、四四七	七、〇四四	一、五七二	七、八九六
延白郡海城面	六、二五一	一、三七四	五、五三六	一、四三三	六、八七四
同 西面	八、五八二	一、三九三	六、七八八	一、四二〇	六、二九五
長淵郡薪花面	七、三二〇	一、三一一	六、三〇五	一、五七〇	七、五七九
同 大救面	三、五八四	一、一七〇	五、七三六	一、五四〇	八、一一一
平安南道	三、五八四	一、一七〇	六、七九七	一、三三三	六、九一四
龍岡郡金谷面					
平原郡龍湖面					

同 漢川面	三、五一〇	一、四五七	七、三九五	一、五五三	八、八七
安州郡立石面	四、四九八	一、九九〇	一、六六五	一、八八四	二、二四七
同 燕湖面	五、七七七	一、二七三	七、六二八	一、三二七	七、八〇五
平安北道	三、〇三四	一、六四八	八、四五七	二、〇〇五	一、三三四
定州郡安興面	二、六五六	一、〇六四	六、一五七	一、二七〇	七、三二五
同 海山面	二、二七一	一、一八四	五、六九二	一、一四七	六、一七六
江原道	四、〇八四	一、四六七	七、八三一	一、三九四	九、三七七
蔚珍郡平海面	二、四九八	六、四一	三、五八四	七、七	三、九八八
江陵郡望祥面	三、三〇五	二、一七〇	二、七九八	二、三九六	一、四一七
三陟郡遠德面	三、五五二	一、一〇一	七、六一一	一、二八七	七、二七四
咸鏡南道	五、三六五	一、〇八三	六、〇二〇	一、一三三	六、九〇〇
咸興郡西湖面	四、九三二	二、一七九	一、二、三六四	二、五〇七	一、三、七六六
安邊郡安道面	二、四一八	二、二八六	一、四、四三六	二、二四六	一、五、七三九
咸鏡北道	一、四、五九六	二、二六六	一、三、八七一	三、〇五六	一、八、七六九
同 漁郎面	九、三七八	五、四八	三、六七六	七、八五	五、二、三三
富寧郡漣川面	二、三九七	一、三三九	六、八七〇	一、二、五五	七、四六一
明川郡下加面	二、二〇三	六、四九	三、八六九	一、〇、六一	七、〇九六
慶興郡蘆西面	二、五九四	七、二七七	三、八、二五四	七、七、四四	四、三、六二五
平均密度	二、七六	二、七六	一、四、七三	二、九六	一、六、七三

第七章 農

山村間地

朝鮮の聚落（前篇）

道	郡	面積	大正十年末		昭和四年末	
			戸数	人口	戸数	人口
京畿道	開城郡嶺北面	五,四六八	九三三	四,三九〇	七九〇	三,七一九
	堤川郡白雲面	七,八四〇	一,四二九	七,二一九	一,三九八	七,三三三
忠清北道	丹陽郡魚上川面	五,五二九	一,二三九	五,八二〇	一,〇九二	六,〇五六
	槐山郡延豐面	六,〇五八	一,四三四	六,六一五	一,三九二	六,六九二
忠清南道	公州郡鶴龍面	五,〇八九	一,六六八	八,九九三	一,九三六	八,八八六
	保寧郡嶺山面	六,九〇四	一,六一七	八,三二六	一,五九七	八,五四七
全羅北道	青陽郡雲谷面	三,〇五九	一,〇七七	五,九〇〇	一,〇五五	七,〇三三
	論山郡伐谷面	四,四八四	一,〇三七	六,四〇九	一,三〇五	六,九八七
全羅南道	茂朱郡安城面	六,三三九	一,八九三	九,五五九	一,九四三	一〇,三三五
	錦山郡秋富面	二,八五七	一,〇一四	五,四一〇	一,一〇六	六,二八四
慶尙北道	任實郡任實面	三,七二八	一,四四五	六,六三三	一,二〇七	七,七五五
	淳昌郡雙座面	五,二四八	一,七三三	八,八八六	一,六八四	九,一六五
慶尙南道	鎮安郡富貴面	七,四三九	一,二四五	六,七二二	一,三八三	七,五〇四
	寶城郡文德面	五,一四六	一,四五三	七,七二二	一,四三二	七,八〇二
慶尙北道	羅州郡茶道面	四,六九八	一,三九六	八,一七〇	一,四五五	八,二六六
	和順郡内北面	二,八〇七	九一五	四,四六五	八八二	四,七七四
慶尙南道	長興郡有治面	七,八六八	一,九〇三	九,三三七	一,六七四	八,〇七五
	星州郡伽泉面	三,八九三	一,〇六一	五,五〇二	一,〇〇五	五,二八五
慶尙北道	英陽郡日月面	八,三〇二	一,二六一	六,三三六	一,四〇六	八,二四六
	開慶郡附慶面	四,三六八	一,二二二	六,一三八	一,三三三	六,七四四

道	郡	面積	大正十年末		昭和四年末	
			戸数	人口	戸数	人口
慶尙南道	咸陽郡西下面	四,五六八	九七八	四,九〇一	九七三	四,九四四
	居昌郡加北面	六,二四一	一,四六五	七,一六一	一,四三八	七,二二四
黄海道	谷山郡西村面	四,三三〇	五三三	二,七五〇	五〇〇	二,八六六
	同 東村面	一,六四五	九六七	五,二〇八	八五	五,一四
平安南道	遂安郡城洞面	五,五五二	一,〇三三	五,三三三	一,一五〇	五,八四二
	同 水口面	七,四四四	八五五	四,四五七	一,〇七五	五,六五七
平安南道	寧遠郡小白面	二,六三〇	五七三	三,三三三	五五九	三,五七一
	孟山郡東面	八,一五一	七七七	四,五五三	六三三	三,九四四
平安北道	同 鶴泉面	五,〇六〇	五四一	三,二八四	五五五	三,〇八一
	義州郡玉尙面	一,七三六	一,四五二	八,三三八	一,四二二	九,五五四
平安北道	楚山郡東面	九,八二三	八八七	五,五四八	七二九	五,八〇六
	江界郡干北面	三,四二〇	八八	三,七三〇	九〇一	五,〇八五
平安北道	厚昌郡東興面	五,三〇九	一,一五八	五,九四八	一,二八八	七,六〇九
	慈城郡慈城面	一,〇七二	一,一三八	五,四〇二	一,一〇六	六,五六七
平安北道	寧邊郡百嶺面	一,一四七	一,二八三	六,九〇三	一,二七二	七,五六二
	朔州郡南山面	一,四二五	八九三	六,二〇九	九七六	六,七七六
江原道	金化郡近南面	八,三七二	一,〇六五	五,三二九	一,三三〇	六,七六五
	伊川郡山内面	一,二二六	一,〇五六	五,六四五	一,〇五一	四,四五七
江原道	寧越郡上東面	一,五二五	一,三三〇	七,〇七八	一,五三八	七,八九三
	淮陽郡長橋面	三,三二八	三,〇七五	一,七二八	二,五五二	一,七六二
咸鏡南道	麟蹄郡麟蹄面	二,〇六八	一,八三二	一,〇〇四	一,七六	一,二〇六
	甲山郡普惠面	八,九九〇	二,六八九	一,三二五	三,三八二	二,〇八五

第七章 農

村

朝鮮の聚落 (前篇)

高麗郡山谷面	一九五六四	一三五二	八三七六	一四六四	八七三
永興郡耀德面	二九,五五三	一九三八	一〇八二九	二,〇七〇	二,四〇五
豐山郡天南面	六三,九四六	二,四一九	一五,五三二	二,四七一	一五,九一九
同 熊耳面	九三,二四八	二,一六九	一四,〇七五	一,八〇一	一,五九八
長津郡中南面	三六,五八六	六八七	四,四八一	七四六	五,二二六
同 郡内面	五三,一六二	七八九	四,一八	七九	四,八六四
端川郡水下面	四六,三三〇	三,五〇四	三,九五六	三,一九三	三,三二三
北青郡泥谷面	三四,七〇五	二,二二五	一四,四〇三	二,八七七	一六,六五〇
咸鏡北道 咸鏡北道	二〇,八一四	一,七八六	一,二五五〇	一,八二二	二,九二九
鏡城郡朱南面	五五,四四三	二,〇七五	一三,四五二	二,一〇二	一四,六九九
鏡城郡朱南面	二六,八八	二,九〇八	一七,九四九	二,八四三	一八,六六六
吉州郡長白面	七六,七四四	五四〇	三,三〇六	八五九	五,七九八
同 東面	三三,六四九	四六四	二,四二九	七七七	三,九三三
穩城郡永忠面	五,二七三	三四	二,〇〇三	四〇二	二,七〇四
鏡城郡古邑面	九八,八八五	八二七	四,九二	九三五	五六八九
會寧郡鳳儀面	一四,三三五	四二八	二,八四四	四四一	三,二二八
計	一,一三三,一七〇	七七,五九九	四三,五〇八九	七九,五二六	四七〇,三七六
平均密度	一方里當	六八	三八四	七〇	四二五

村落發達の動向

右の如く、朝鮮の村落二百三十七面に就いて、地勢別の調査を行った結果、戸數人口共に増加せる面は百三十九面の多きに達し、人口は増加せるも戸數減少せるもの五十九面、戸數は増加せるも人口減少せるもの八

面、戸數人口共に減少せるもの三十一面となつて居る。更にこれを地勢別に就いて見るに  
 平野地は四十五箇面中

戸數、人口共に増加せるもの	二十六箇面
人口は増加せるも、戸數減少せるもの	九箇面
戸數は増加せるも、人口減少せるもの	十箇面
戸數、人口共に減少せるもの	十箇面

鐵道沿線は三十七箇面中

戸數、人口共に増加せるもの	二十四箇面
人口は増加せるも、戸數減少せるもの	十箇面
戸數は増加せるも、人口減少せるもの	三箇面
戸數、人口共に減少せるもの	三箇面

沿河地は四十八箇面中

戸數、人口共に増加せるもの	二十七箇面
人口は増加せるも、戸數減少せるもの	九箇面
戸數は増加せるも、人口減少せるもの	四箇面
戸數、人口共に減少せるもの	八箇面

臨海地は四十九箇面中

戸數、人口共に増加せるもの	三十五箇面
人口は増加せるも、戸數減少せるもの	十一箇面

戸数は増加せるも、人口減少せるもの  
 二箇面  
 戸数は減少せるも、人口減少せるもの  
 一箇面

山間地は五十八箇面中

戸数、人口共に増加せるもの  
 二十七箇面  
 人口増加せるも、戸数減少せるもの  
 二十箇面  
 戸数増加せるも、人口減少せるもの  
 二箇面  
 戸数、人口共に減少せるもの  
 九箇面

となつて居る。即ち地勢上、戸口の増加率最も大なる地方は、小市街及び集團部落の分布多き鐵道沿線並に沿海地の村落である。平野及び沿河地の純農業村落は戸口の増加率は概して幾分低く、山間村落に至つては戸口の増加率が極めて微弱である。元來村落に於ける農業戸口は、他の市街地に於ける商工業戸口などに比して、遙かに定着性を有して居るが、それでも各種の經濟的理由に基いて、機會ある毎に農家が商工業や労働者等に轉業し、または生活の安易なる方面へ戸口の移動して行く性質を持つて居る。従つて近來朝鮮に於ては、一方に在りては農村人口の都市へ向つて漸次集中し、また一方に在りては内地及び滿洲・西伯利亞方面へ移住出稼する數が決して少くない。殊に山地帯の火田民や平地の窮民は、無雜作に住居を移轉し、到る所に土幕土窟を構へて生活し、内地人の如く墳墓の地に執着しない共通性を持つて居る。斯かることが原因となりて、純農村部落に於ける戸口増加率の低いことは争はれない事實であるが、一面より見れば、これ等の地方が、近代文化

の惠澤を蒙ること少くして、産業の經營や生活の様式等が、尙ほ原始的状態を相距ること遠くない爲めに、何年経つても、その戸口數に大なる變化を來さないであらう。

従つて戸口の減少せる面は、鐵道沿線及び臨海地村落には甚だ少いが、山間地村落、及び平野地、沿河地村落には相當多い事實を見るのである。尙ほ各地勢別の村落戸口の一方里當平均數に就いて、大正十年末と昭和四年末を比較すると左表の通りである。

種別	調査面數	一方里當平均戸口數	
		大正十年末	昭和四年末
平野地	四五	三八〇	四〇六
鐵道沿線	三七	三七七	四〇三
沿河地	四八	三四一	三四六
臨海地	四九	二七六	二九六
山間地	五八	六八	七〇
		一方里當人口	一方里當人口
		一九七二	二、二四八
		一九四七	二、二四七
		一、七九五	一、九六五
		一、四七三	一、六七三
		三八四	四一五

朝鮮の村落一方里當平均の戸口數は、平野地に最も多く、鐵道沿線、沿河地、臨海地の順序になつて居り、山間地は最も少いのである。而してその戸口増加數の著大なる地方は、鐵道沿線を第一位とし、臨海地これに亞ぎ、平野地は中間に在り、沿河地、及び山間地の戸口増加數は極めて少數である。これを要するに、交通機關の普及が聚落の發達に影響する所尠少なからざるを示し、依りて以て朝鮮の經濟力が、如何なる方面に伸び、

社會組織の變化が奈邊に及びつゝあるかを明確に物語つて居る。

第一節 村落の發達は、農村のみならず村落全體に關係あるものであるが、朝鮮に於ける村落の大部分は農村であるから、便宜上この章に於て記述した。

### 第二節 農業人口と耕地

拙著「朝鮮の人口現象」では、都會地、都會接續地、平野、河川流域、沿海地方、島嶼、山地帯、鐵道沿線の人口密度を綿密に調査して表出してあるが、これを通觀するに、朝鮮の人口分布は、都會地は別として、平野及び鐵道沿線に於てその密度最も高く、これに次いで河川流域、著名なる島嶼、沿海地方の順序に、人口密度の差があり、山地帯に於ける人口密度は甚だしく稀薄である。人口密度の濃薄は以てその地方に於ける、文化の進歩と經濟の發達の程度を卜知することが出来るから、人文地理の研究上頗る興味あるものである。元來朝鮮人は住居地に對して比較的執着心強からず、生活の必要に應じて轉々その生活本據を他に移し、特に下層民に在りては、洪水・旱害等の饑饉に際し、古來國境を越えて滿洲・西伯利亞方面に出でたる例多く、併合後は一家を擧げて内地へ出稼ぎする者も頗る多くなつて來た。また國內に於ても甲地より乙地に部落的の移住を爲すこと珍しからず、就中火田民の如きはその傾向の最も著しきもので、水草を追ふて生活したる遊牧時代の原始的狀態が、今尙ほ西北部の山地帯に残存して居るのは、特に注目すべき現象である。

右の如く人口の分布は地帯に依りて濃薄あるを免れないが、朝鮮の人口は都會又は市街に集團せるものは極めて少く、その大部分が地方農村に大小の部落を形成して生活して居るのである。云ふ迄もなく農村部落の生命たる農業の對象となるものは耕地であるから、先づ各道に於ける農家戸數及び耕地面積の狀態を統計に就いて一瞥しよう。

農業者戸數調 (昭和四年末現在)

道	内地人	朝鮮人	支那人	其の他の外國人	計
京畿道	一、四七一	三三、〇〇八	四四	八	三三、七九二
忠清北道	二〇三	一三、四四六	四二	一	一三、六六一
忠清南道	八三九	一八、六八七	一〇〇	一	一八、六三六
全羅北道	一、五九〇	二二、四二二	一三三	一	二二、五一一
全羅南道	一、七九三	三五、一〇五	四九	一	三五、二八七
慶尚北道	一、二二九	三五、〇八七	一八	四	三五、二二三
慶尚南道	二、〇〇二	二八、〇一四	二八	一	二八、〇四四
黃海道	六八四	三〇、一六二	三五	一	三〇、二六一
平安南道	一八八	一六、〇三〇	四四	一	一六、八六四
平安北道	四五	一、九六五〇	二〇	一	一、九七二七
江原道	一九一	二〇、九三六	四八	四	二〇、一八一
咸鏡南道	三三	一〇、九三六	三〇	一	一〇、九六八
咸鏡北道	一〇九	七、四八二	四〇	二	七、五三三
總計	一〇、三九〇	二、八〇一、八二七	三、〇三九	二二	二、八一五、二七七

第七章 農

村

六六一

耕地面積調 (昭和四年末現在)

道別	備 (田)		田 (畑)	合計
	一毛作	二毛作		
京畿道	一九九,七九八	三二九,六四〇	二〇二,九九八	三八八,七二五
忠清北道	五六,一九八	一四,八四一	七,〇三六	一五九,一六四
忠清南道	一四〇,〇五五	二二,一九七	一六一,二八五	二四四,四八二
全羅北道	一七,六〇三	五〇,八七三	一六八,四七五	二三五,八二八
全羅南道	二七,六七四	七七,四〇八	二〇五,一〇五	四〇四,七五五
慶尙北道	一〇三,一〇〇	九〇,三六七	一九三,四六三	三八九,一七二
慶尙南道	八七,五八七	八四,八三一	一七二,四五四	二七八,一五〇
黃海道	二三〇,五九三	九三,三七七	一三一,五三六	五四一,二九九
平安南道	六九,五九一	〇六	六九,五九一	三九四,五〇七
平安北道	八三,三七九	〇六	八三,三七九	四〇七,六八七
江原道	八六,五五二	一〇,八五七	八七,六三九	三三三,八〇七
咸鏡南道	四九,五五九	二五七	四九,五五九	三九二,七五九
咸鏡北道	一一五,二五九	一	一一五,二五九	二二一,八六〇
總計	一,二六四,一八三	三四四,七〇八	一,六〇八,八八一	四,三九二,二五六

備考

上掲の外昭和四年末現在の土地帳帳未登録耕地見積番一六、五九七・五町、田四六、七五八・五町あり。

即ち農家總戸数は二百八十一萬五千二百七十七戸にして、耕地面積は畝百六十萬八千八百八十八町歩、田二百七十八萬三千二百二十七町歩、合計四百三十九萬二千百十五町歩に達して居るが、更に耕地面積と人口密度

の關係を見ると次のやうになつて居る。

耕地面積と人口密度 (昭和四年末現在)

道別	總面積に對する耕地の千分比		耕地面積に對する畝の千分比		耕地面積に對する田の千分比		一方里平均人口
	一	二	一	二	一	二	
京畿道	三〇三	五二三	四七六	五五四	四七七	四七七	二、三七一・六
忠清北道	二一四	四四六	六六〇	三四〇	三三〇	三三〇	一、七四四・三
忠清南道	三〇一	六六〇	七一一	二八三	二八三	二八三	一、四六三・九
全羅北道	二七八	七一一	四九八	五〇二	五〇二	五〇二	二、五〇二・三
全羅南道	二九七	四九八	四九七	五〇三	五〇三	五〇三	二、三六六・五
慶尙北道	二〇四	四九七	六二一	三七九	三七九	三七九	一、八三九・一
慶尙南道	二二六	六二一	二四四	三七九	三七九	三七九	二、四六〇・八
黃海道	三二四	六二一	二四四	三七九	三七九	三七九	一、二九四・一
平安南道	二六二	一七七	二〇五	八二三	八二三	八二三	一、三二一・一
平安北道	一四二	二〇五	二五四	七四五	七四五	七四五	七、七四・五
江原道	一三二	二五四	一三三	七四六	七四六	七四六	七、六二・二
咸鏡南道	一一六	一二三	六二	八七七	八七七	八七七	六、七五・九
咸鏡北道	一一〇	六二	六二	九三八	九三八	九三八	五、一七・七
平均	二〇〇	三六五	三六五	六三五	六三五	六三五	一、三五〇・六

これを要するに、耕地と人口密度の關係を見ると、大體に於て人口密度は、畝の割合の多い地方に濃密であり、田の割合の多い地方に粗薄であることが窺はれ、殊に氣候の溫暖にして二毛作の行はれ、又は水利灌溉の

便良き地方には、人口密度が一般に高いことを示して居る。近時朝鮮の農村に於ては、開墾・干拓・土地改良等の行はるゝ結果、文化の進歩・交通の普及・衛生の改善・經濟の伸展と相俟つて、人口の増加は著しいものがあり、従つてこれ等の地域内に於ける部落の發達は大に面目を改めて居る。

### 第三節 農村部落の分布

行政區劃たる邑・面の下に在る町洞里の中には、數戸乃至數十戸より多きは百餘戸に及ぶ幾つもの集團部落を包含して居り、その部落の形態には、或は民家の密集せる所謂集村に屬するものあり、或は民家の所々に散在せる所謂散村に屬するものあり、地勢及び地形上、沿道、沿河、沿海、平野、山麓、山腹、山上等に民家の集團せるものには、附近の氣候、天然資源、政治、産業、交通、警察、衛生、文化、要害等の關係等、生活條件の良否よりして自然部落に大小あり、その形状も亦一様でない。朝鮮に於ては元來部落の發生には部族政治の色彩が極めて濃厚であり、従つて同族の集團せるものが甚だ多いが、(一)耕作地、燃料及び飲料水の供給、(二)水害の關係、(三)風水思想の影響、(四)同族の團結、或は部落民の自治、相互救済などの理由から、新開地以外には、民家の集團は平地よりも山腹・山麓に位置せるものが多く、散村に屬するものは極めて少いのである。農村部落の構成には、その性質上、同族部落、雜姓部落、又は兩班部落、常民部落、特殊部落、(韓白丁、僧侶、在家僧、土)或は農村部落、火田部落、漁民部落、鑛山部落、溫泉部落、若くは移民部落、新興部落等があり、市街地以外

のものは大部分農業に従事して居るが、市街地附近のものには、普通農業の外に、果樹、蔬菜、養鶏、花卉等を營み、或は專業に或は農業の傍ら商業、交通等に従事せるものも少くない。また沿海、島嶼の住民は漁業若くは半農、半漁の生活を爲し、山地帯及び山間若くは山麓の住民には火田耕作を爲すものが多い。邑の町洞里中には、村落よりは市街又はそれに近いものが多いが、府を除いた郡・島に於ける町洞里分布の状態を調査した所に據ると、一町洞里の平均戸數は百十四戸餘、一町洞里當耕地面積は百五十四町步餘、一方里當町洞里數は一・九八になつて居り、その各道別は左の通りである。

郡島に於ける部落分布調 (昭和四年末現在)

道	町洞里總數	總戸數	耕地總面積	平均町洞里戸數	一町洞里當耕地面積	一方里當町洞里數
京畿道	二七三〇	二八四九四四	三八八、二九八〇	一〇四四	一四二、二	三三三〇
忠清北道	一五二七	一五〇、一三二	一五九、六四二	九九〇	一〇四九	三、一五
忠清南道	二、二五〇	二〇八、七五五	二四四、四一四	九二八	一〇八七	四、二八
全羅北道	一、七七八	二五三、九三七	二二五、八〇三	一四二八	一七〇	三、三三
全羅南道	三、〇八八	三九一、五二〇	四〇四、七〇五	一、二六八	一三二、一	三、四三
慶尙北道	三、三二八	三九、八九一〇	三八八、八〇〇	一、二〇五	一三〇、四	二、六二
慶尙南道	二、五八四	三四三、〇〇三	二七、一三八八	一、三三七	一〇七、三	三、三五
黃海道	二、〇六八	一六五、六六四	五四、二四九九	一、二八五	二六、一七	一、九一
平安南道	一、九三八	一七四、三〇一	三九四、二三八三	八九九	二〇、三四	二、〇一
平安北道	一、四八一	一三七、八三〇	四〇七、四二八	一、五三八	二七、九一	〇、八〇

第七章 農

村



江原道	一,九七一	三三,三六七〇	三三,三八二〇七	一,三三五	一,七四四	一,一六
咸鏡南道	二,九四〇	三〇,五九八	三九,一六二〇	七五三	一,三三五	一,四二
咸鏡北道	七〇	九,八四六	二二,六〇八二	一四〇六	二,九八〇	〇,五四
總計	二八,二八三	三三三,三三〇	四三,七九四二〇	一,四四三	一,五四八	一,九八

即ち朝鮮地方に於ては、北鮮・西鮮地方に比し、一部落當の耕地面積が狭く、これに反して一方里當の部落数が遙かに多いのである。以上の部落は現在の行政區劃たる町洞里を指し、通常謂ふ所の部落より遙かに大きいのである。聚落の大小の部に於て調査せる所に據ると、二百十四面の八千九十七部落を、部落の大小別に分ちて見た結果、十戸未滿の部落一五・九%、十戸以上三十戸未滿の部落四二・四%、三十戸以上六十戸未滿の部落二七・八%、六十戸以上百戸未滿の部落九・七%、百戸以上百五十戸未滿の部落二・九%、百五十戸以上の部落一・三%となつて居るが、農村部落に就いて見ると、耕地の面積、その肥瘠、水利の關係は、部落の大小を來す上に、最も強い力を有して居る。

#### 第四節 農村部落の經濟

朝鮮に於ては、近年中農以下の疲弊甚だしく、小地主及び自作農の小作農に轉落するものが多いので、當局は、土地兼併の防止、自作農創定等、種々小農保護の施設を講じて居るが、今試みに全鮮農家階級の推移狀況を示すと、大正三年には、地主一・八%、自作二二%、自作兼小作四一・一%、小作三五・一%であつたもの

が、昭和五年には、地主三・六%、自作一七・六%、自作兼小作三一%となり、自作、自作兼小作の減退著しく、その結果、地主、小作が激増し、純火田民も亦近年漸増して居る。

#### 農家階級の推移狀況

年次	農家階級				純火田民	計	千分比例				
	地主	自作	自作兼小作	小作			地主	自作	自作兼小作	小作	純火田民
大正三年	四六,七四	五九,五七	一,〇六,七〇	九二,三三	—	二,五三三,三七	一	三〇	四二	一	一,〇〇〇
同八年	九〇,五六	五九,八〇	一,四〇,五八	一,〇〇,〇〇	—	二,六六,八三	一	一七	三六	—	一,〇〇〇
同九年	九〇,九〇	五九,一七	一,一〇,七〇	一,〇〇,〇〇	—	二,七〇,八九	一	一七	三七	—	一,〇〇〇
同十年	九七,一〇	五三,一六	九四,九六	一,〇七,六〇	—	二,七六,九六	一	一六	三七	—	一,〇〇〇
同十一年	九九,〇三	五三,九七	九七,八七	一,一〇,五六	—	二,七二,四九	一	一七	三七	—	一,〇〇〇
同十二年	一〇〇,〇〇	五三,四九	九七,六七	一,一三,七五	—	二,七〇,八八	一	一五	三七	—	一,〇〇〇
同十三年	一〇一,一八	五三,六九	九四,〇八	一,一四,一三	—	二,七四,三三	一	一五	三七	—	一,〇〇〇
同十四年	一〇三,五六	五三,五六	九〇,一七	一,一四,四三	—	二,七二,七三	一	一五	三七	—	一,〇〇〇
昭和元年	一〇四,二四	五三,七七	八五,七二	一,一三,〇九	—	二,七三,四七	一	一五	三七	—	一,〇〇〇
同二年	一〇五,〇六	五九,三九	八五,八三	一,一三,八八	—	二,七二,四八	一	一五	三七	—	一,〇〇〇
同三年	一〇六,〇一	五九,九三	八四,六一	一,一三,九四	—	二,七九,一八	一	一五	三七	—	一,〇〇〇
同四年	一〇四,四六	五〇,三四	八五,五九	一,一三,七二	—	二,八五,七七	一	一〇	三七	—	一,〇〇〇
同五年	一〇二,〇〇	五〇,〇九	八五,五二	一,一三,一三	—	二,八五,九七	一	一六	三七	—	一,〇〇〇

備考 大正八年に於て地主の激増し自作農の激減したるは、調査上地主の意義を變更したるに依る

拙著「朝鮮の小作慣習」(調査資料)には農家の收支を調査した資料を掲載してあり、その後各方面に於て、農家經濟調査を行った例は尠くないが、未だ多くの部落に就いて、系統的にこの種の調査を行ったものはないやうである。この點より見て、昭和七年中、慶尙北道農務課に於て行つた、農家の收支、農家の負債、自作兼小作農以上の移動狀況調査は、部落の農家經濟事情を推測する上に、參考となることが多いから、左にこれを掲げて見ることにした。

農家收支概況表 (其一) (昭和七年)

郡各	調査部落數	同上戶數	同上家族數	收						入	
				穀	麥	大豆	其の他	積價額	副業其他收入		
達城	四	一五三	一、三三一	二、一〇〇石	一、八六九石	二〇石	六、七九〇	二、五八〇	三、一七〇	三、一七〇	
軍威	二	一〇一	七六三	九九石	五九石	二〇石	二、三六〇	三〇〇	二、七〇〇		
安東	二	一三三	七六六	一、三六六	六七	六	一、三七一	五〇〇	一、八七一		
青松	三	一〇四	一、一九一	一、一三三	一〇	三	二、〇六五	三三〇	二、三九五		
英陽	二	九三	五九	八四	四四	一〇四	一、三三〇	二、〇〇〇	三、三三〇		
盈德	二	九三	五九	一、二七二	三五	三	一、〇三三	九七〇	一、一〇三		
迎日	二	五七	三七	八三	三五	三	九、四六五	六四	一〇、一〇九		
慶州	二	四三	二、一五二	三、六五二	六〇	五二	三、八〇九	一、一六	三、七〇七		

農家收支概況表 (其二)

郡名	調査部落數	同上戶數	同上家族數	支						出		計	差引過(不足△印)	
				地稅	戶稅	農會費	組合費	肥料代	人夫賃	其他負擔	煙草			其他
永川	三	六	四六〇	一、一三六	四九	一〇	七	一、七五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
慶山	三	九	七四	一、〇九一	七六	六	六	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
清道	二	一〇〇	五八六	一、〇〇〇	六五	六	六	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
高靈	二	一〇〇	五八六	一、〇〇〇	六五	六	六	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
星州	三	一〇五	一、三三七	四、一三七	七六	六	六	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
漆谷	三	一三六	八四	一、八四五	九六	一〇	七	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
金泉	二	五七	四三三	八九	三七	六	七	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
善山	二	九三	三三三	一、三三三	三七	六	七	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
開慶	二	九三	三三三	一、三三三	三七	六	七	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
醴泉	二	一三三	七〇七	一、五八三	三七	六	七	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
榮州	四	一六	一、〇三三	二、六〇八	三七	六	七	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
奉化	二	四	二四	二四	四	三	三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
合計	三三	二、四九一	一五、〇八九	三、八七五	二、四四五	二、七三三	一、二七三	三、八七五	二、四四五	二、七三三	三、八七五	二、四四五	二、七三三	三、八七五

郡別	調査部	昭四年	同七年	昭四年	同七年	昭四年	同七年	昭四年	同七年
軍威	一、二六	三六九	一七	五〇	四、三五	六、三三	三、三三	二、〇〇	一、〇〇
義城	五、五	三三	三	四、五	一、四三	三、三七	一、三三	一、〇〇	一、〇〇
安東	三、八	一、五	二	三、七	三、〇〇	一、三三	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
青陽	一、七九	八、九	三	三、六	四、六	七、四九	一、四三	一、〇〇	一、〇〇
英陽	六、八	一、三	三	一、四	三、〇〇	四、九	三、七	三、七	三、七
盈日	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
迎日	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
慶州	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
永川	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
慶山	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
清道	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
高靈	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
星州	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
漆谷	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
金泉	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
善山	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
開泉	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
禮泉	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
榮州	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
奉化	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三
總計	三、三	四、〇	三	一、三	三、〇〇	四、六	三、三	三、三	三、三

即ち農家の收支を見るに、収入は一戸當平均百四十圓四十錢、一人當平均二十三圓十八錢にして、支出は一戸

當平均五十七圓七錢、一人當平均八圓九十二錢となつて居り、差引一戸當平均八十六圓三十三錢、一人當平均十四圓二十六錢となるが、これで一箇年の生活費及び教育費等を支出して行くのでは、勢ひ農家は疲弊し、負債の増加を來すのは、洵に止むを得ないこと、思はれる。

農家負債狀況

郡別	調査部	自作農		自作兼小作農		小作農		合計	
		昭四年	同七年	昭四年	同七年	昭四年	同七年	昭四年	同七年
達城	四	四、三〇	六、六九	一、一	一、〇	一、六	一、〇	三、八	一、九
軍威	二	三、三	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
義城	四	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
安東	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
青陽	三	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
英陽	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
盈日	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
迎日	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
慶州	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
永川	三	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
慶山	三	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
清道	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
高靈	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
星州	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
漆谷	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
金泉	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
善山	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
開泉	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
禮泉	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
榮州	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
奉化	二	三、〇	一、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
總計									

郡名	昭四年	昭七年	昭四年	昭七年	昭四年	昭七年	昭四年	昭七年	昭四年	昭七年
星州	三六二,八〇〇	二二二,〇〇〇	一〇〇,八〇〇	一〇〇,八〇〇	一〇〇,八〇〇	一〇〇,八〇〇	一〇〇,八〇〇	一〇〇,八〇〇	一〇〇,八〇〇	一〇〇,八〇〇
漆谷	四六,七〇〇	三三,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇
金泉	三三,七〇〇	二二,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
善山	二四,一七〇	一六,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇
開慶	二一,一三〇	一四,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇
醴泉	一四,三〇〇	九,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇
榮州	一〇,九〇〇	七,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
奉化	二二,一〇〇	一五,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇
計	七〇六,二〇〇	四七〇,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇

即ち農家の負債は地方により、農家階級により、多少の相違はあるが、一戸當負債額は昭和四年に比し、昭和七年に於て、いづれも左の如く激増して居る。

一戸當負債額

自作農	自作兼小作農	小作農	小作
昭和四年 八八	八〇	五一	六八
昭和七年 一四八	一六	六五	九七

また地主、自作農、自作兼小作農の移動状況を見ると、農家の負債増加に伴ふ、各階級の没落状況が明かに看取されるであらう。

農家移動状況

郡名	調査部	昭和四年農家戸数			昭和七年農家戸数			土地賣買状況	
		地主	自作農	自作兼小作農	地主	自作農	自作兼小作農	賣田	買田
達城	四	三	四三	一四三	三	四三	一五	一〇〇	一〇〇
軍威	二	二	三三	二二	二	三三	二	二〇	二〇
義城	四	八	四六	七〇	四	四六	八	六〇	六〇
安東	二	七	二七	二一	二	二七	二	二〇	二〇
青松	三	七	二八	二二	三	二八	三	二〇	二〇
英陽	二	五	二二	一五	二	二二	二	一〇	一〇
盈日	二	三	一三	一〇	二	一三	二	一〇	一〇
迎日	二	三	一三	一〇	二	一三	二	一〇	一〇
慶州	二	三	一三	一〇	二	一三	二	一〇	一〇
永川	三	五	二二	一五	三	二二	三	二〇	二〇
慶山	三	四	一四	一〇	三	一四	三	一〇	一〇
清道	二	四	一四	一〇	二	一四	二	一〇	一〇
高靈	二	四	一四	一〇	二	一四	二	一〇	一〇
星州	三	五	二二	一五	三	二二	三	二〇	二〇
漆谷	三	五	二二	一五	三	二二	三	二〇	二〇
金泉	三	五	二二	一五	三	二二	三	二〇	二〇
善山	二	四	一四	一〇	二	一四	二	一〇	一〇
開慶	二	四	一四	一〇	二	一四	二	一〇	一〇
醴泉	二	四	一四	一〇	二	一四	二	一〇	一〇
奉化	二	四	一四	一〇	二	一四	二	一〇	一〇

榮州	四	一八	五	一七	一五	七	六	三六八	二四六	三四
奉化	二	九	七	三	八	三	三	二〇	七一	二八
總計	三	三	九七	一、五三	二二	七〇	一、四九	三〇六	一、九八	一三、五
一部落平均	一	三三	一八・三	三九七	三二	一四七	三三三	七二	三六	三・七

即ち昭和四年に於ける五十三部落の地主は一二一戸、自作農九六七戸、自作兼小作農一、五七三戸であつたものが、昭和七年に於ては、地主一一二戸、自作農七八〇戸、自作兼小作農一、四三九戸となり、地主は九戸、自作は一九七戸、自作兼小作は一三四戸の減少となり、また一部落平均の農家階級を見ても、昭和四年には、地主二・三戸、自作農一八・二戸、自作兼小作農二九・七戸であつたものが、昭和七年には、地主二・一戸、自作農一四・七戸、自作兼小作農二七・三戸に減少し、特に自作農及び自作兼小作農の衰頹が眼につくのである。更に一部落平均の土地賣買状況に於ても、賣却は沓七町二段歩、田三町六段歩なるに對し、買収は沓三町七段歩、田二町六段歩にして、土地所有權が次第に不在地主に移り行き、農村部落の疲弊困憊せる實狀を窺ふことが出来る。苟くも朝鮮の農村經濟問題を解決せんとするの士は、須らく農村疲弊の根本原因を具さに診斷して、然る後に處方し投藥すべきである。

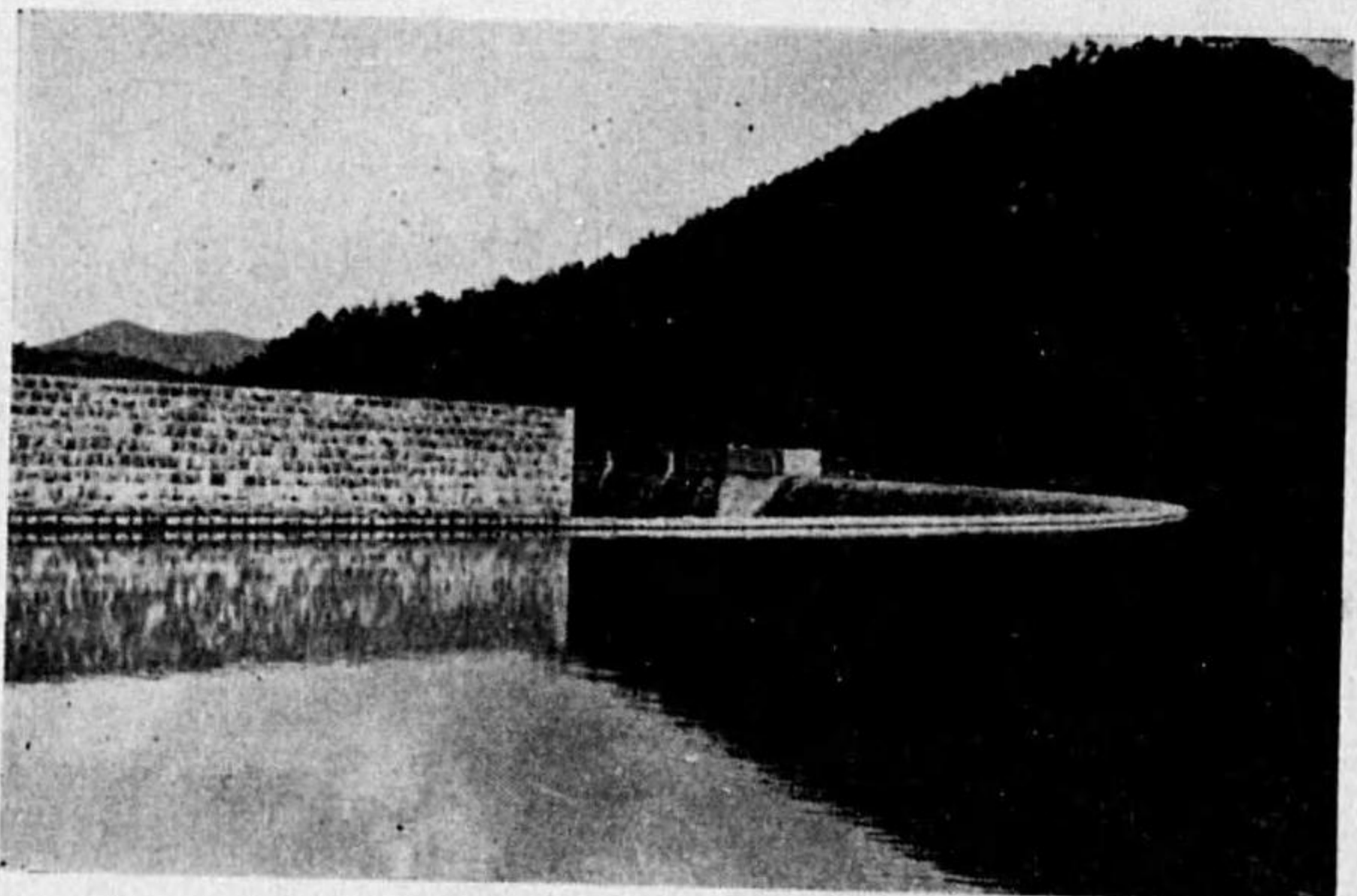
### 第五節 農村の團體活動

朝鮮の農村には契及び郷約の如き古來の組合的機關の外に、近來各種の新しき團體が起りて、各その目的に

向つて活動して居るが、今その主なるものに就いて概説することゝした。

#### 農業團體

朝鮮に於ては、從來農村部落又は面を區域として設立した、契、又は會と稱する、恰も今日の組合の如き各種の團體が存在し、農業の改良、農業資金の融通、共同事業の經營等を行ひたる慣習があるが、その多くは經營維持の方法宜しきを得なかつた爲め、農業團體として成績の見るべきものは僅少であつた。施政以來、農事の改良獎勵に關し各般の施設を爲すと共に、如産組合、繩叭組合、苧布組合等、その數五百八十を算し、會員數三百三十九萬一千餘に達し、これが經費總額



大雅里貯水池

上の各團體に對し内容の改善を促し、畜産・養蠶・棉作等、各當業者を憐愍して適當なる組合を設けしめ、官廳の施設と相俟ちて斯業の圓滿な發達を遂げさせることを期した結果、大正十四年末に於ては朝鮮全體を區域とせる朝鮮農會、朝鮮畜産協會、朝鮮蠶絲會等の外、道を區域とせるものに道農會、畜産同業組合聯合會、棉作組合等十五あり、郡又は島を區域とせるものに、郡農會、農事獎勵會、勸農會、地主會、養蠶組合、畜

は大正十四年度に於て五百十餘萬圓に及んだのである。これ等の團體中、朝鮮農會は官民有志の團體にして、本會を京城に置き、會報の發刊、農事に關する圖書の出版、質問の應答、講習會・品評會等の開催、團體又は個人の表彰等を主なる事業とし、明治四十四年以來、毎年國庫より補助金を交付しつゝあり、道農會以下の團體は何れも總督府施設の趣旨を體し、地方廳獎勵の下に設立したもので、多くは専門の技術員を置きて組合の指導に當らしめ、施設事業の如きも、或は米作の改良、或は養蠶に、棉作に、副業固なる新團體に改造し、農業者の自覺的活動を促し、地方官廳の施設と相俟ちて、農業の改良發達を助長せし



植田の民落部

に相當成績の見るべきものがあつた。しかしながらこれ等の團體は過渡時代の傾向として、各部門毎に分立したる結果、事業の遂行上連絡統一を缺き、時には官廳の施設獎勵と互に杆格を生じ、農民をして適從する所に迷はしめ、尙ほ團體員たる資格並に經費の負擔に關しても重複を來し、會員をして種々の煩累を感せしむるに至つたのである。茲に於てこれ等農業に關する各種團體を整理統一して、これに法の根據を與へ、基礎の鞏

むる必要を生じ、總督府に於ては、大正十五年一月二十五日朝鮮農會令を發布し、同年三月一日よりこれを實施した。新農會令の實施に伴ひ、從來の各種農業團體中、畜産協會、畜産組合、及び朝鮮蠶絲會を除くの外、總て一旦解散の形式に依り、新生する農會の成立と共に合併統一して、現在に於ては朝鮮農會一、道農會十三、郡島農會二百二十の設立を了するに至つたのである。

農會 即ち朝鮮農會、道農會、郡島農會は、いづれも官廳の施設と相呼應して、朝鮮農業の振興發展の爲め活動しつゝある。その主なる事業は

- 一、農業の指導獎勵に關する施設
- 二、農民の福利増進に關する施設
- 三、農業に關する調査及研究
- 四、農業に關する紛議の調停及仲裁
- 五、其他農業の改良發達を圖るに必要な事業

にして、これに要する經費は、朝鮮農會に於ては概略年額四萬六千圓、道農會に於ては平均年額六萬七千圓、郡島農會に於ては平均年額二萬圓に達する。

畜産同業組合並聯合會 始政以來設立せられたる任意團體の畜産組合を、大正四年より朝鮮重要物産同業組合令に依りこれが組織を變更し、現在は府郡島を區域とする畜産同業組合二百六、道を區域とする聯合會十二にして、何れも官廳の施設と相呼應し、朝鮮畜産の振興發展の爲め活動しつゝある。その主なる事業は

- 一、畜産の指導獎勵に關する事項
- 二、組合員の福利増進に關する事項
- 三、畜産に關する研究及調査
- 四、畜産に關する紛議の調停又は仲裁
- 五、其他畜産上の改良發達を圖り組合員の利益を増進するに必要なる事項

等にして、これに要する同業組合の總經費は年額三百五十三萬六千圓に及び、一組合平均一萬七千餘圓、聯合會は總經費三十五萬五千餘圓、一聯合會平均二萬九千餘圓に達する。

果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體にして、朝鮮重要物産同業組合令に依りて設立するもの、及びこれに依らざるものとの二種あり、その著名なるものを擧ぐれば次の通りである。

- 一、重要物産同業組合令に依りて設立するもの
  - 鎮南浦果物同業組合
  - 三浪津果物同業組合
  - 慶尙北道果物同業組合
  - 黃州郡果物同業組合
  - 羅南 鏡城果物同業組合
  - 金海郡果物同業組合

二、重要物産同業組合令に依らざるもの

- 咸興 果樹組合
- 元山 果樹組合
- 安邊 果物組合
- 定州 果樹組合

朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體にして、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、朝鮮に互り會員三千六百六十一名の蠶絲業者を以て組織し、左の事業を行ひ、事務所を京城府光化門通二一〇番地に置く。

- 一、蠶絲業に關する必要なる調査
- 二、蠶絲業に關する意見の發表及び其筋に對する建議
- 三、蠶絲業に關する講演會、講習會、品評會の開催
- 四、蠶絲業に關する功勞者表彰
- 五、會報月刊雜誌並に蠶絲業關係の印刷物の發行
- 六、以上の外蠶絲業改良發達に必要なる事項

農業部落團體 以上の外、産米改良組合を組織して倉庫其他の設備を爲すもの、或は面の種穀用又は農家の共同倉庫を設置するもの、又は部落内の地主及び自作農が、農事改良を目的として團體を作る等、いづれも事業上並に金融上に便益を得て居る。更に部落民は改良品種の普及、苗代の改良、肥料の施用、稗拔、乾燥調製の改良、害蟲の驅除豫防、品種の改良、共同耕作、玄米の調製、小作米の納入、農具の購入等に協力一致し、その目的を達する爲め獎勵指導部落を設けて居る。畑作に於ても、一般農家に改良増殖の範を實地に示すと

共に、四隣に増収法の實際を周知宣傳する爲め、畑作物主要栽培地方二百郡島に對して、一箇面一箇所の割を以て毎年指導圃を設置し、これに對し三箇年間繼續して助成並に實地指導を行ひ、附近農家をしてこれに倣はしめ、以て一般的改良増殖を圖り、該指導圃設置部落には必ず畑作改良組合を設置し、部落の畑作改良を實行せしめて居る。また棉作にはその改良、増殖、販賣上、農民の利益を保護する爲め、道知事の指導監督の下に棉作組合を設けて居り、一方集約的栽培法の徹底的普及を期する爲め、棉作の集團せる里洞を劃して指導里洞と爲し、専任指導員を配置してその手當を補助する外、栽培者には反當二圓の肥料代を補助して周到なる指導を加へ、以て模範棉作里洞たるに至らば更に他の里洞を選定し、同一の方法により指導里洞と爲すこと、して居る。従つて全鮮に於ける棉作指導里洞の數は極めて多數に上つて居り、昭和三年度に於ては二百五十箇所の指導里洞を設置したが、試みに一郡の状況を見るに、慶尙南道統營郡に於ては、大正十二年度以降昭和六年度迄に、三十三箇所の棉作指導里洞を設置し、棉作改良契を組織せるもの二十箇部落に及び、また婦人棉作共同作圃の設置されたるもの三十七箇所を算して居る。果樹には、果樹栽培者の集團せる地方に於て果樹組合を組織し、その改良増殖、並に販賣上の便益を計つて居るが、就中、京畿道仁川、素砂、忠清南道大田、鳥致院、慶尙北道大邱、倭館、慶尙南道三浪津、金海、鎮海、全羅南道羅州、黃海道黃州、海州、平安南道平壤、鎮南浦、咸鏡南道元山、咸鏡北道鍾城附近の如きは、苹果・梨・桃・葡萄等の果實の主産地と目されて居る。蠶業上に於ても、地域的團體として蠶業組合を設け、斯業の改良進歩を計る爲め、稚蠶の共同飼育を行ひ、殺蛹

乾繭場（器）の普及を計り、産繭の共同販賣を行ふ等、團體的に活動して居る。昭和六年度には稚蠶共同飼育所數一千七百九十一、共同飼育戸數六萬九千九百九十四戸に達し、昭和五年末現在の大型乾繭場數七百七十一箇所、乾繭能力三萬七千五百四十七石に達し、昭和六年度の産繭の共同販賣高は總生産額の約五割四分に及んで居る。畜産に於ては、畜産同業組合及び同聯合會の外、畜牛の斃死に依る農家の損害を補填し、兼ねて畜牛の増殖を圖る爲め、各道に於て共済を實行しつゝ、あり、全道各地に從來の慣習に依り部落單位の牛契が組織されて居り、その數は現在二千八百七十四を算し、獨力を以て牛を購入し得ざる細農が合同して一定期間一定の契金を醸出し、順次各自に成牛又は犢を所有して居る。忠清南道小作官久間健一氏の調査に従へば、忠清南道唐津地方に於ては、内地の阿讚地方に於ける借牛かひに類したる番斗판투（雇牛）制度が存し、地域的にその借出部落と借入部落が明かにされて居る。また牛契に類したる豚契の組織されたる部落も多く、畜牛、養鶏、養豚の指導部落、模範部落を設置し、その改良増殖に付集團的指導獎勵を計つて居る。肥料の方面に於ても、綠肥の栽培法とその成績を一般農家に周知せしむる爲め各郡に指導里洞を設置して居り、その數は忠清以南の六道には一郡當五箇所乃至六箇所、京畿以北の七道には一郡當四箇所ある。各指導里に指導員を置き、合理的栽培法を普及し、また堆肥の増製に就いても指導里洞を設置し、南鮮六道には一郡當六箇所乃至七箇所、北鮮七道には一郡當八箇所の指導里洞を順次變更して、農家全般に堆肥増施の慣習を馴致して居る。副業に於ては、繩・吠筵の製造に關し、筵織機の普及と共に傳習會・競技會を開催し、藁細工品製造に對する觀念を誘導すると共



に、製品の増産及び統一を圖り、或は共同販賣を爲し、機械の共同購入を爲さしむる等、部落又は面單位の獎勵指導を行つて居る。

勤農共済組合 朝鮮總督府に

於ては、半島住民の大部分を占むる細小農民の生活を安定せしむる爲め、昭和三年度より小農に對する小額生業資金の貸付事業を創始して居るが、本資金の貸付は、各邑面が起債に依り資金を準備し、邑面より小農に對し一人當二十圓以上の小口資金を低利に而も最も容易に貸付けしめ、之に依り彼等に生業を奨め、生活の改善を促し、勤儉の美



み摘棉の女婦

は二百四十萬一千餘圓の巨額に達し、その事業實施邑面數は千七百餘、勤農共済組合數は四千二百餘、組合員

數十二萬五千餘人である。事業の成績を見るに、昭和七年三月末の調査に依れば、實際貸付金額二百二十七萬九千餘圓の内、六一%迄は農家に必要缺くべからざる購牛資金として利用せられ、他は繩呷蒔の製造一二%、養豚七・六%・肥料三・〇九%・織物・土地購入・小作料前納・養鶏・アンペラ莞蘆草・農糧・農具・小商賣・漁業・竹木工細工・薪炭・養蠶・製紙・牛馬車・種苗・製綿・萩細工・養蜂等の資金に充てられて居る。

勤農共済組合數別面數 (昭和七年十月現在)

道別	組合の種類							面數	組合數
	一組合あるもの	二組合あるもの	三組合あるもの	四組合あるもの	五組合あるもの	六組合あるもの	七組合あるもの		
京畿道	二七	一〇	一	一	一	一	一	一	一〇
忠清北道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
忠清南道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
全羅北道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
全羅南道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
慶尙北道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
慶尙南道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
黄海道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
平安南道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
平安北道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
江原道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
咸鏡南道	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
計	二七	一〇	一	一	一	一	一	一	一〇

咸鏡北道	一六	一六
計	五七	五七
	一七	一七
	五三	五三
	三	三
	一	一
	三	三
	一七三	一七三
	四一六〇	四一六〇

右の如く勤農共済組合の数は全

鮮多数の部落に普及し、小農は本事業の恩澤に感じ、喜んで指導に服し、漸次其の窮状を打開すべく、生活に緊張味を加へ、資金利用事業に勵む外に、組合員相互申合に依つて冠婚葬祭費の節約、婦人の屋外労働、納税の勵行、色服着用、ゴム靴廢止、斷髮、節酒、節煙等の生活改善を實行すると共に、農閑期夜間等の小暇を利用して藁細工、其の他副業に勵み、其の收入の一部を割きて毎月若干の



農家の家畜

と共に、一面本事業に直接携はり、熱心指導に當り、其の成績顯著にして、他の模範となるに足る、邑面吏貯蓄をも勵行するに至つた。今試みに昭和七年三月末調査の組合員貯金の状況を見るに、貯金総額は三十三萬五千餘圓に上り、その人員は十萬七千餘人に及び、總組合員の八六%迄は貯畜して居り、此の貯金額を同期現在の貸付金額に比すれば、正に一四・七%を示して居る。尙ほ朝鮮總督府に於ても、本事業に對する助成の一方方法として、昭和四年度より邑面の經費に對し、若干の補助金を交付す

員、勤農輔導委員、及び勤農共済組合、同組合員等を選奨せしむる爲めに、これが經費を道地方費に補助して居る。

### 金融組合

金融組合 農村に於ける金融機關としては、朝鮮殖産銀行、東洋殖産株式會社金融部もあるが、特に庶民金融機關として、明治四十年金融組合規則を公布して以來、毎年各地に數十の組合が設立せられ、農村の經濟を緩和し、産業を助長せることは尠少でなかつた。然るに時勢の進運に従ひ、大正三年に至り新に地方金融組合令を公布し、組合員の權利義務を明かにし、業務の範圍を擴張し、次で同七年六月更にその一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限りたる組合員の資格を擴張して、商工業者其の他の者にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認め、更に昭和四年四月、組合の組織及び業務の内容に互り準據法を改正して整備する所あり、これが運用に依りて庶民金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至つた。組合の組織、事業の主要は左の通りである。

- 一、組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ
- 二、組合員の責任は有限責任にして出資一口以上(一口金額十圓以上五十圓以下)を負擔せしめ其の持分に對し年七分以下の配當を爲す
- 三、組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得しむ、而して組合長、監事及評議員は組合員中より選任せしめ理事及副理事は朝鮮總督之を任免す
- 四、組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも常務に付ては理事單獨にて之を代表することを得しむ

五、組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金より成り(村落組合に在りては外に政府の下付せる一組合一萬圓以内の基本金を有す)左に掲ぐる業務を営む

- (一) 組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
- (二) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること
- (三) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること
- (四) 組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること及び無盡會社又は無盡管理會社より預り金を爲すこと
- (五) 他の金融組合若し銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと
- (六) 供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる業務を爲すこと

尙ほ都市組合は右第一號の資金の爲手形の割引を爲すことを認めらる

金融組合業務概況 (昭和六年度末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込済出資金	積立金	借入金	預ヶ金	預り金	貸出金
村落組合	六〇三	一四三	六九、四四三	六、九〇九	二、一三六	五、八八三	二九、九七七	五九、六〇一	一〇、一七八
都市組合	六	一	三、八八六	三、七〇〇	二、四八八	四、六九三	一五、六八八	三九、一七四	三、一三五
計	六〇九	一四四	七三、三三三	九、七〇九	三、五二四	一〇、五七六	四五、六六五	九八、七七五	一三、三一二

**金融組合聯合會** 金融組合は創立以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展して來たが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは、組合の積極的活動を促進する上に遺憾な點が尠くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會の設立を認めたのである。その結果として、同年十一月に至り各道にこれが設立を見たが、その組織及び事業の概要は左の通りである。

一、聯合會は一道を區域とし、其の道内の金融組合を以て組織す。但し産業に關する法人にして朝鮮總督の指定したるもの加入を認めむ

二、會員の責任を有限責任とし、出資(一口の金額五百圓)を負擔せしむ。之に對しては年七分迄の剩餘金の配當を行ふ

三、聯合會には理事長一人、理事一人又は數人、監事二人以上を置く理事長及理事は朝鮮總督之を任免し、監事は總會に於て之を會員の役員中より選任す。而して理事長は聯合會を代表して其の業務を執行し、理事は理事長を補佐し、理事長事故あるとき其の職務を代理す

四、聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、借入金及各種積立金より成り、左に掲ぐる事業を營む

- (一) 會員に對し必要な資金を貸付すること
- (二) 會員より預金を爲すこと
- (三) 會員に對し業務上の指導を爲すこと
- (四) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
- (五) 貯蓄銀行又は信託會社より預金を受入ること

金融組合聯合會業務概況 (昭和六年度末現在)

會數	所屬會員數	拂込済出資金	積立金	政府借入金	借入金	預ヶ金	預り金	貸出金
一三	七七一	五三三	一、一三三	一、一〇〇	一、一三〇	一〇、八三三	五、一三三	五、一〇〇

水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日施行せられたが、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令施行に伴ひ、その改正を見るに至つた。組合の内容は即ち左の通りである。

- イ、水利組合の目的 水利組合は法人にして官の監督を受け灌漑排水、水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とす。尙土地改良を目的とする水利組合は當分の内組合區域内の農事改良に關する施設を爲すことを得
- ロ、水利組合區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域と爲す。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては畜及畜となさんとす田若し未開墾土地等の所有者を以て組合員とし、水害豫防を目的とする組合に在りては田畜墾の

所有者及事業の爲利益を蒙る家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員と爲し、又國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約を爲したる者並に公有水面埋立の免許を受けたる者は之を土地所有者と看做し組合員と爲す

ハ、水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者五人以上創立者と爲り、組合規約を作り組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けるを要す。但し公有水面を組合區域に包含する場合に在りては尙其の他の土地の所有者の三分の二以上にして、其の他の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることを要す。而して其の合併、分割、廢止又は組合區域の變更を爲さんとするときは組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けざるべからず

ニ、水利組合の機關

一、組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲組合長を置き書記及技士をして其の事務を補助せしむ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長、理事、出納役、技士長又は委員を置くことを得

二、評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し組合規約の變更、組合の費用を以て支辨すべき事業、組合の豫算、組合費、夫役現品、使用料、加入金の賦課徵收、起債其の他重要事項の諮問機關とす、評議員は組合員中より互選し道知事の認可を受けるを要し其の任期を四年とす

ホ、水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し經費を支辨す、之が爲組合員に對し組合費又は夫役現品を賦課す。即ち灌溉排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課す。尙夫役に在りては水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者と雖組合區域内に居住し其の利益を享くる者に對しても之を賦課することを得。又組合區域を擴張したる場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徵收す。其の他營造物の使用に對し使用料を徵收し、或は積立金を爲し起債等を爲すことを得

ヘ、水利組合聯合會 組合區域の近接せる場合に於て用水引用の施設其の他に關し、他の組合と共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得。聯合會は法人とし其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものとす

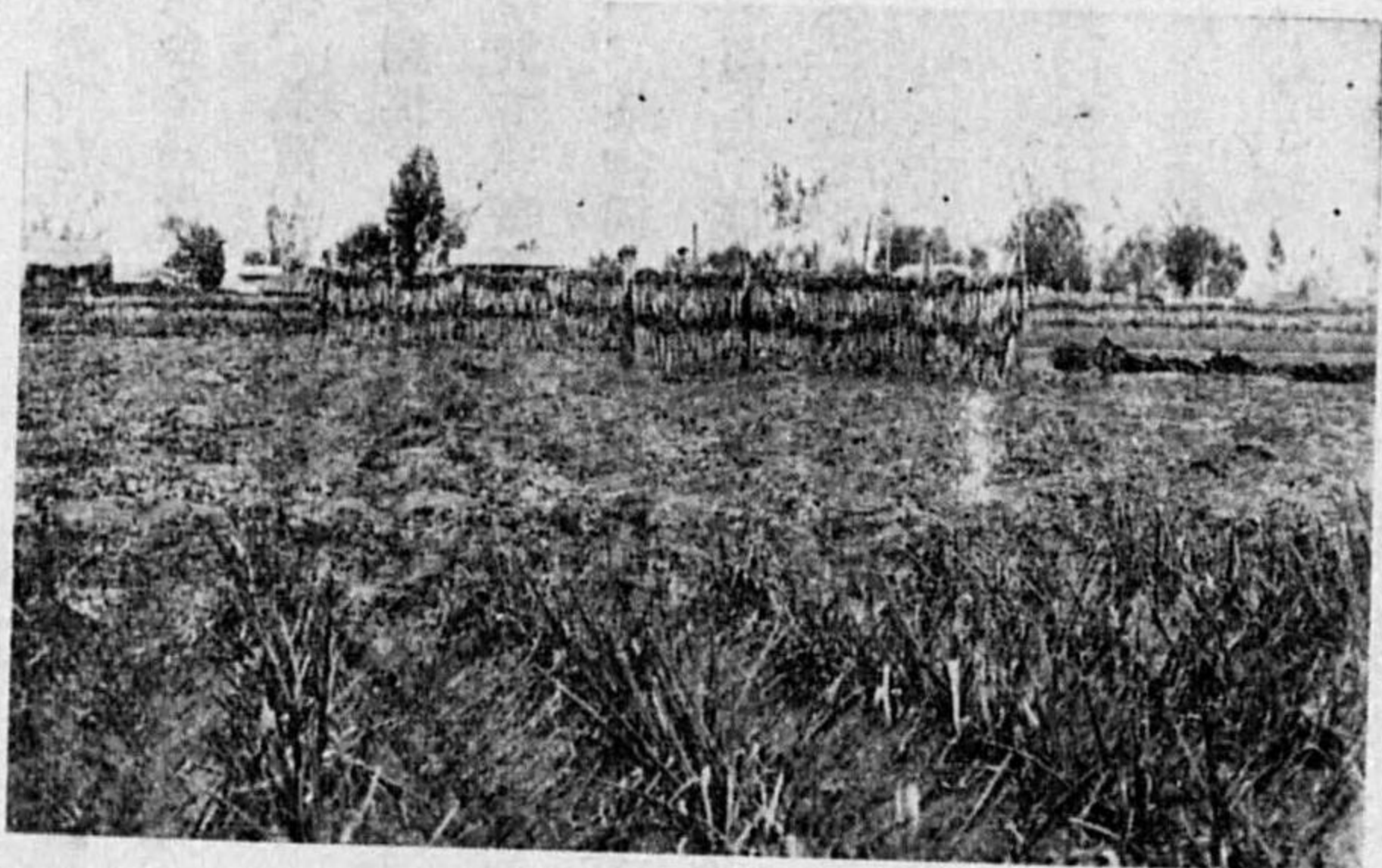
ト、水利組合の監督 水利組合の監督は第一次に府尹、郡守、島司、第二次に道知事、第三次を朝鮮總督とす。但し府尹、郡守又は島司組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次を道知事、第二次を朝鮮總督とす。又組合の區域二以上の道

尙ほ昭和七年三月三十一日現

在に於ける組合數は百九十一箇所にして、組合蒙利面積總計二十二萬二千六百四十三町步、事業費合計一億三千八百十八萬餘圓に達し、産米増殖上寄與する所が多く、水利組合の發達せる地方に於ては戸口數も濃密となり、部落の發達せるものが極めて多いのである。

産業團體

農業團體及び水利組合、金融組合以外の農村に關係ある産業費豫算及び定款の變更等、主要事項に付て地方長官の認可を受けしめ、



羊角嶋の大根と乾燥大根

團體としては、重要物産同業組合並に産業組合がある。重要物産同業組合 從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り、其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以て、申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして、成績の觀るべきものが尠い上に、却つて諸種の弊害を醸成する虞れがあつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として、同業組合の設置、役員の選任、經費豫算及び定款の變更等、主要事項に付て地方長官の認可を受けしめ、夫々必要な指導監督を加へて來たが、

法規上の根據なく、これが爲めに組合の基礎は薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上に不利不便が多く、官廳の監督も亦充分なるを得ない憾みがあつた。そこで大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を發布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得る業の種類を、現に米、大豆、家畜、家禽及び其の畜産物、毛皮及び毛皮製品、棉花、繭、蠶種、桑苗、果物、織物、紙、醸造品、白蔘及び其の製造物、木炭、製材等の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限つて居る。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるは、昭和七年十月末現在に於て、畜産同業組合二百六、同聯合會十二、及び織物、酒造、紙物、穀物輸移出、木炭、蠶種の同業組合各一、果物同業組合六、同聯合會一、合計二百三十二に達し、何れも或は製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の軽減、販路の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲め相當活動を爲して居る。

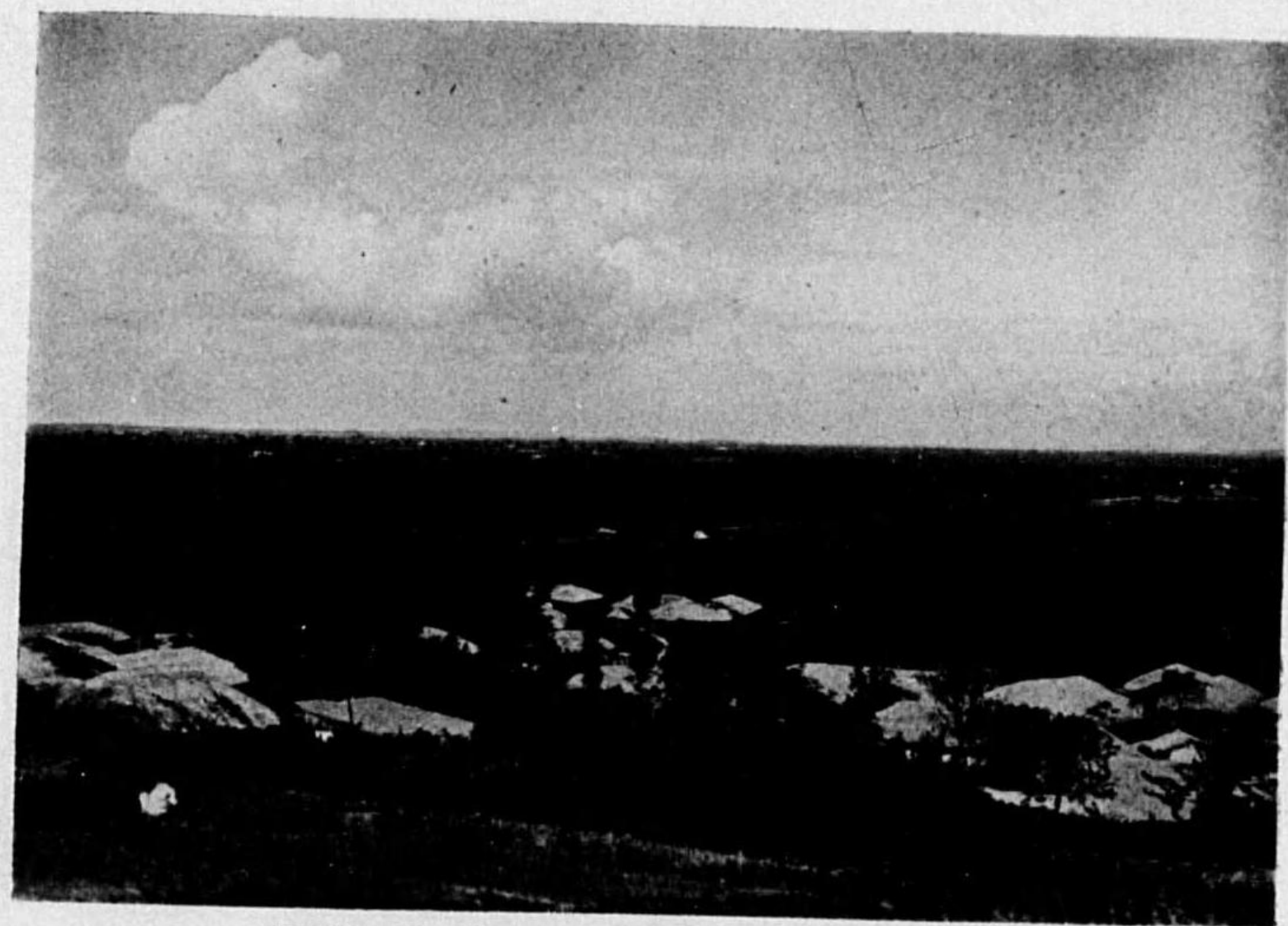
産業組合 産業組合制度は、朝鮮に於ける産業の現状に照らして最も緊要なる施設であることを認め、大正十五年一月制令第二號を以て、朝鮮産業組合令を發布し、同年三月一日よりこれを施行した。本令は大體其の範を内地の産業組合法に採つたのであるが、その中の信用事業は、既に金融組合制度が施行せられて居り、相當の發達を示して居るので、これと重複するを避け、朝鮮の産業組合は、その業務の範圍を、販賣、購買、及び利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度はこれを除外した。而して組合の設置方針は、制度

創始の際徒らに數の多きを望まず、先づ優良なる組合の設立に努め、且つ設立後に於けるこれが監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期すること、したのである。同令に基きて設立を許可せる産業組合は、昭和七年十月末に於て合計四十七組合に達して居る。

x x

x x

以上に於ては、農村に關する一般的事項を概説したに過ぎないが、農村の一部分を構成し、且つ部落として特色を有する、同族部落、移民部落、模範部落、特殊部落、新興部落、温泉部落、鑛山部落等に就いては、中篇及び後篇に於てそれ／＼詳述してあるから、本章に於ては、これ等に關する部分の説明を省いた次第である。



(村農開新) 落聚の野平州全るた見りよ里裡



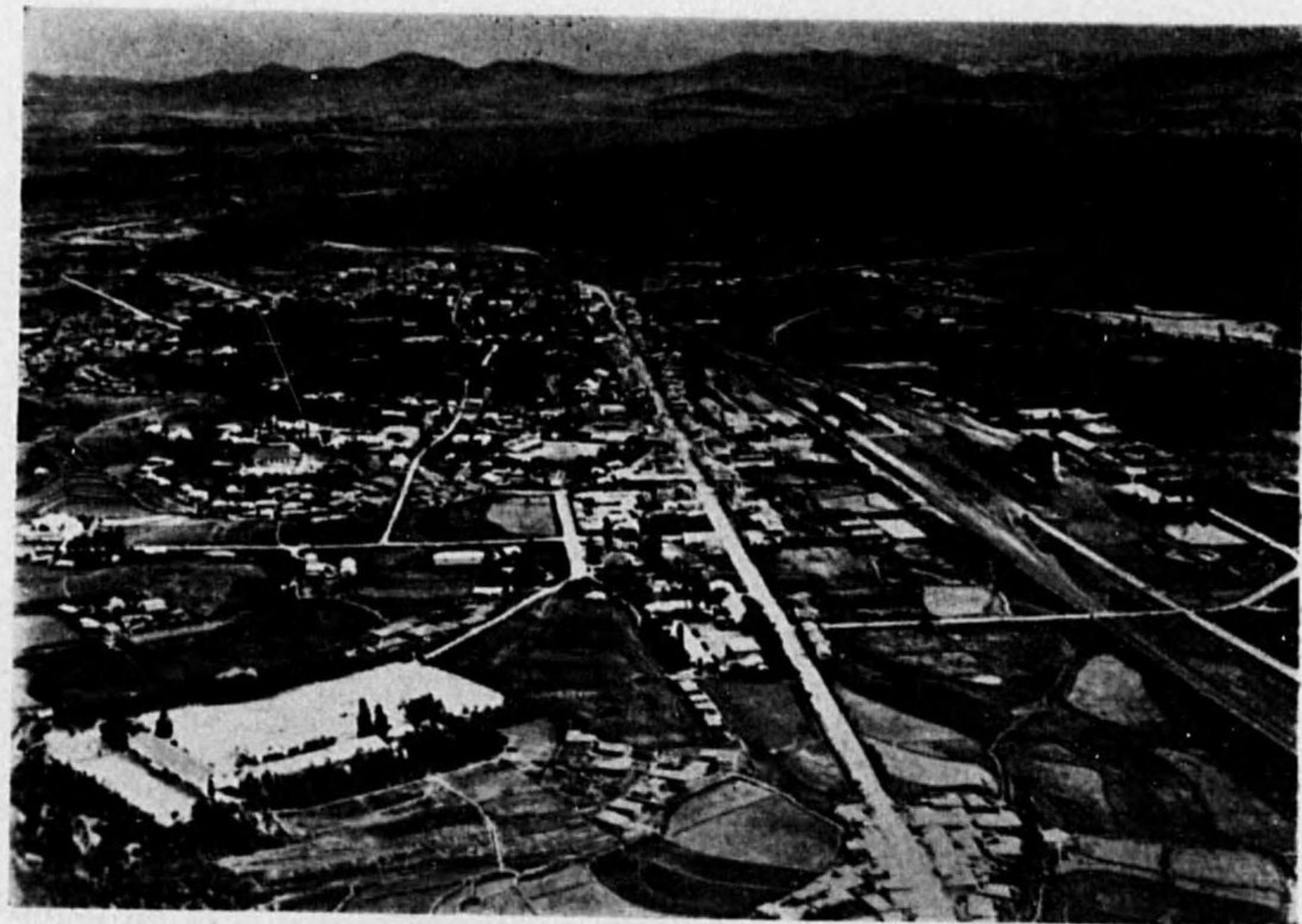
(村驛) 里蹄碧面蹄碧郡陽高道畿京



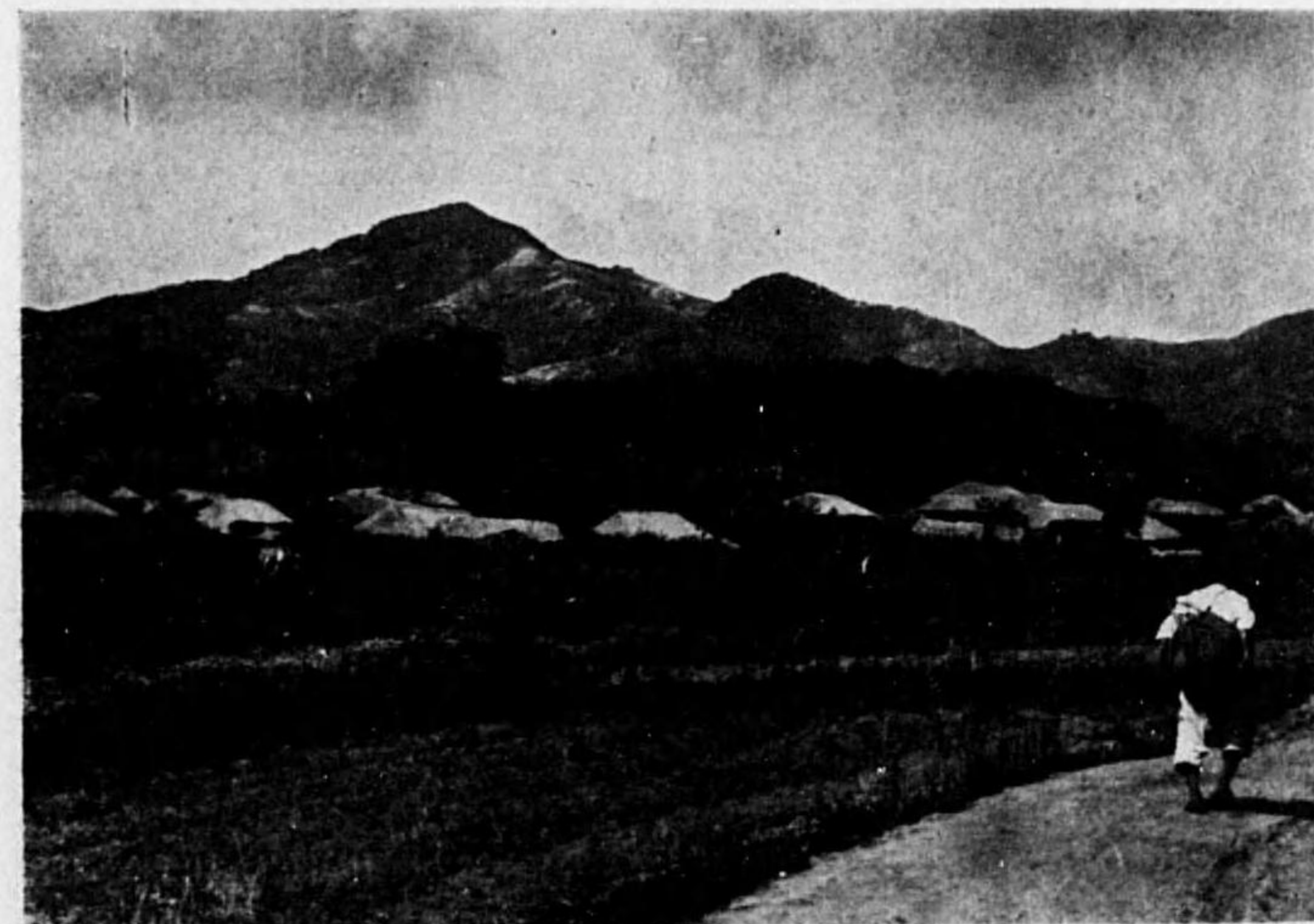
(落案の地澤沼) 里澤平 面澤平郡 威振道畿京



(村農範模) 里川松 面水長郡水長道北羅全



(落案の線沿道鐵) 近附安天郡安天道南清忠



(村農の外郊城京) 里子君 面島蘇郡陽高道畿京



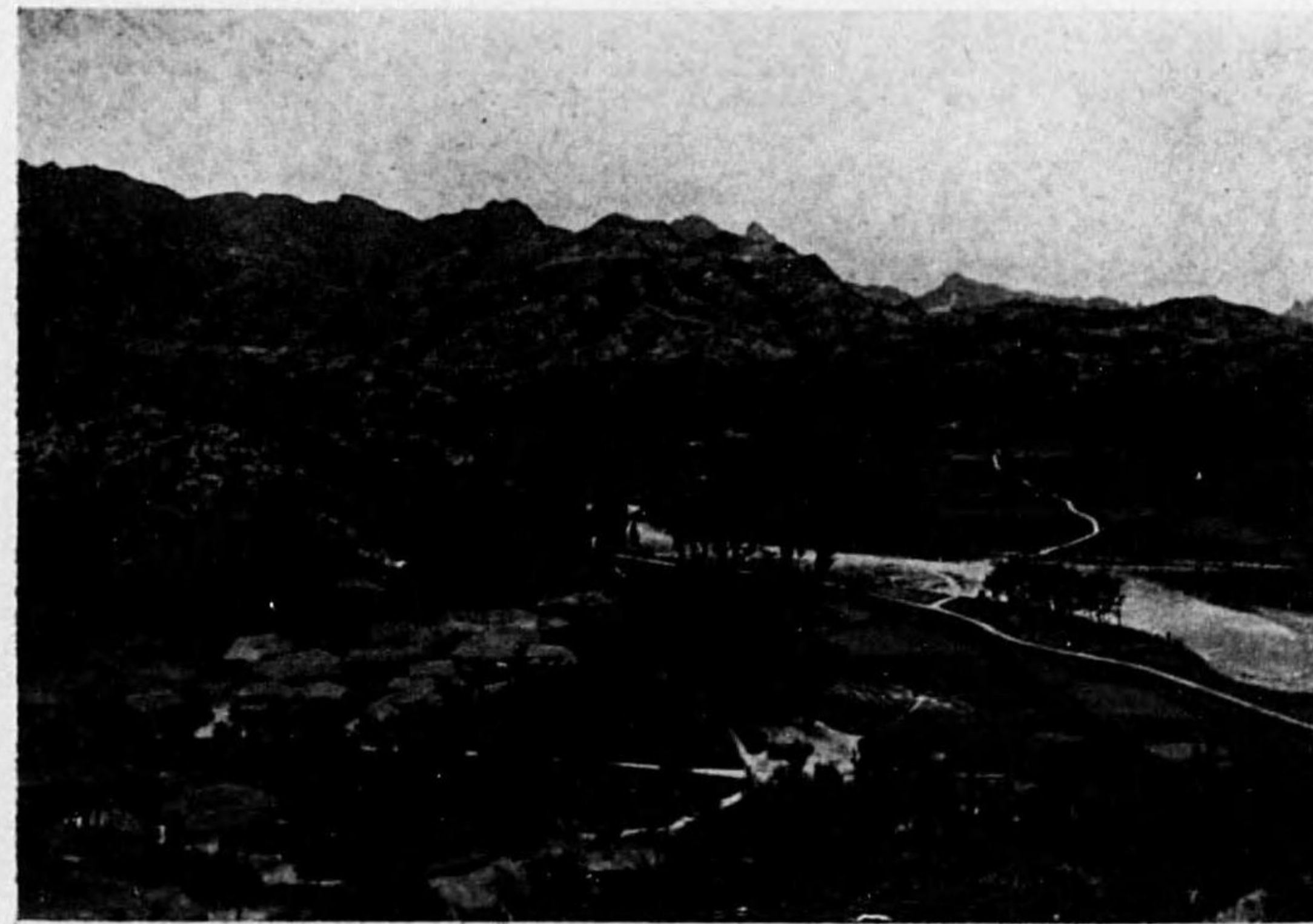
落葉の近附剛金外るた見りよ上江壁赤郡城高道原江



落葉の外郊城開い多の畑蓼人



落葉の近附口入取水用合組利水平富郡浦金道畿京



落葉の麓山るけ於に外門小東城京





(落部村農純) 里養培而龍安郡原水道畿京



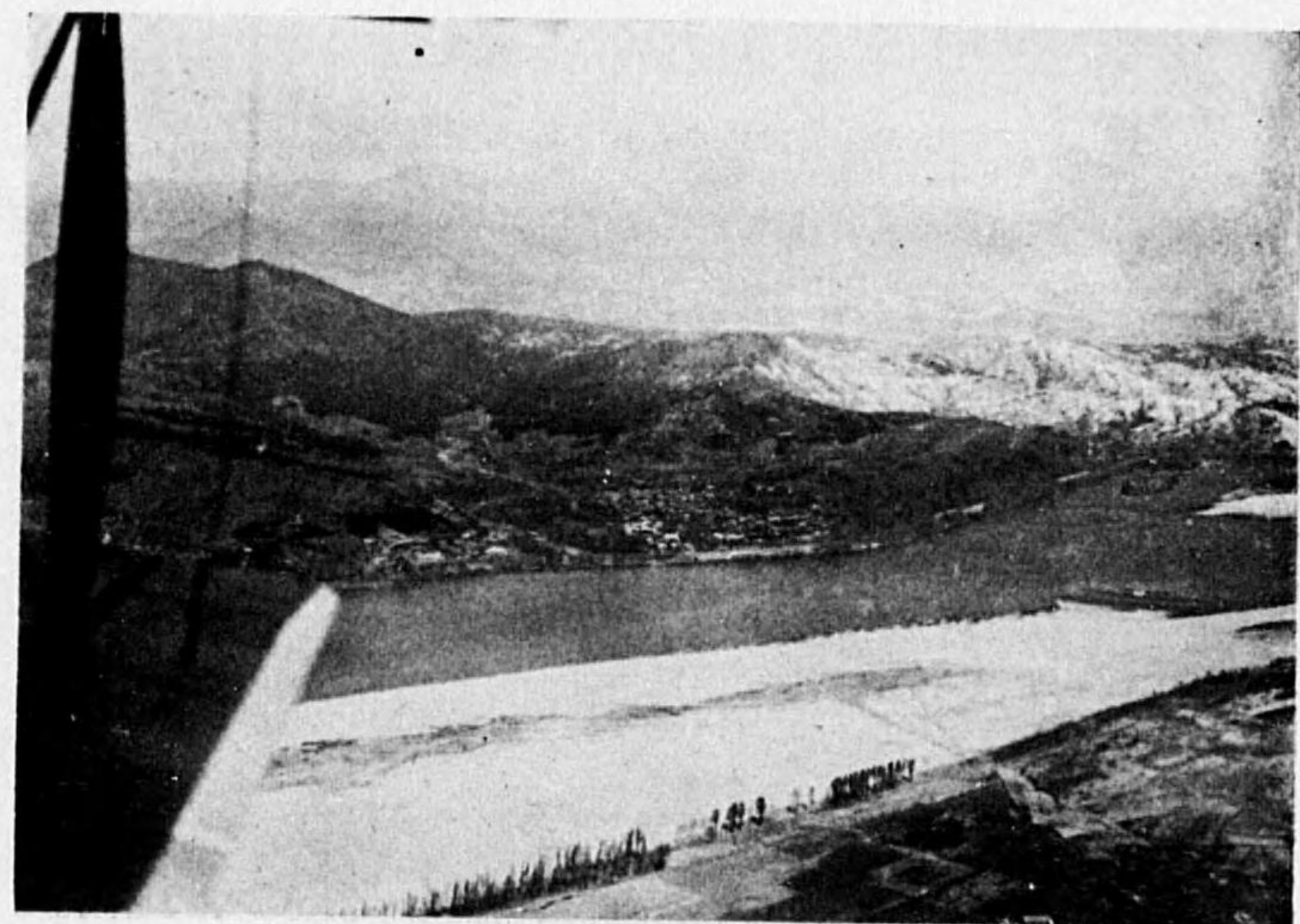
(邑舊の地河沿) 館倭而館倭郡谷漆道北何慶



(落聚場船渡) 島蘇西島蘇郡陽高道畿京



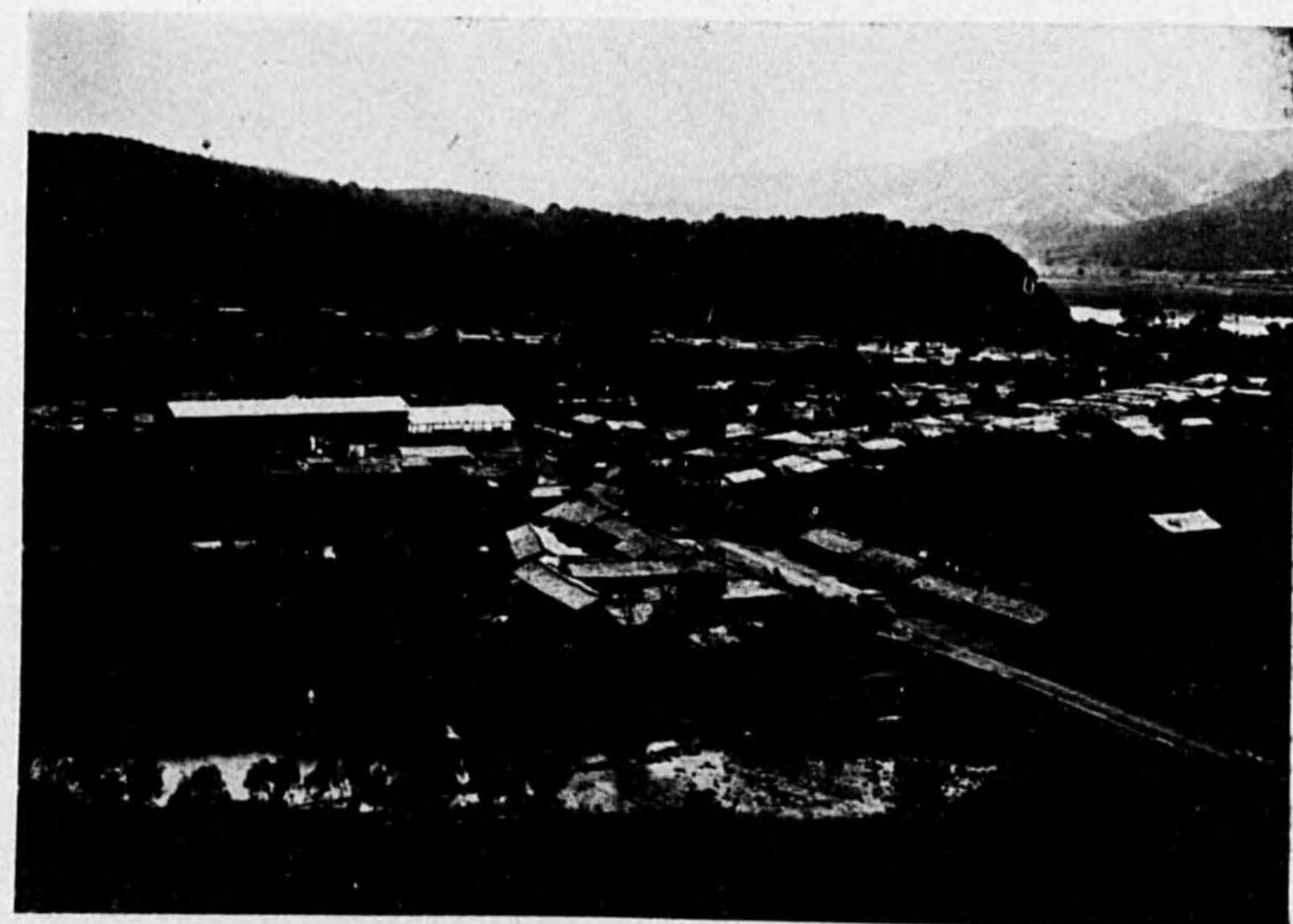
(村街の線沿道鐵) 落聚の近附城成而城成郡安大...



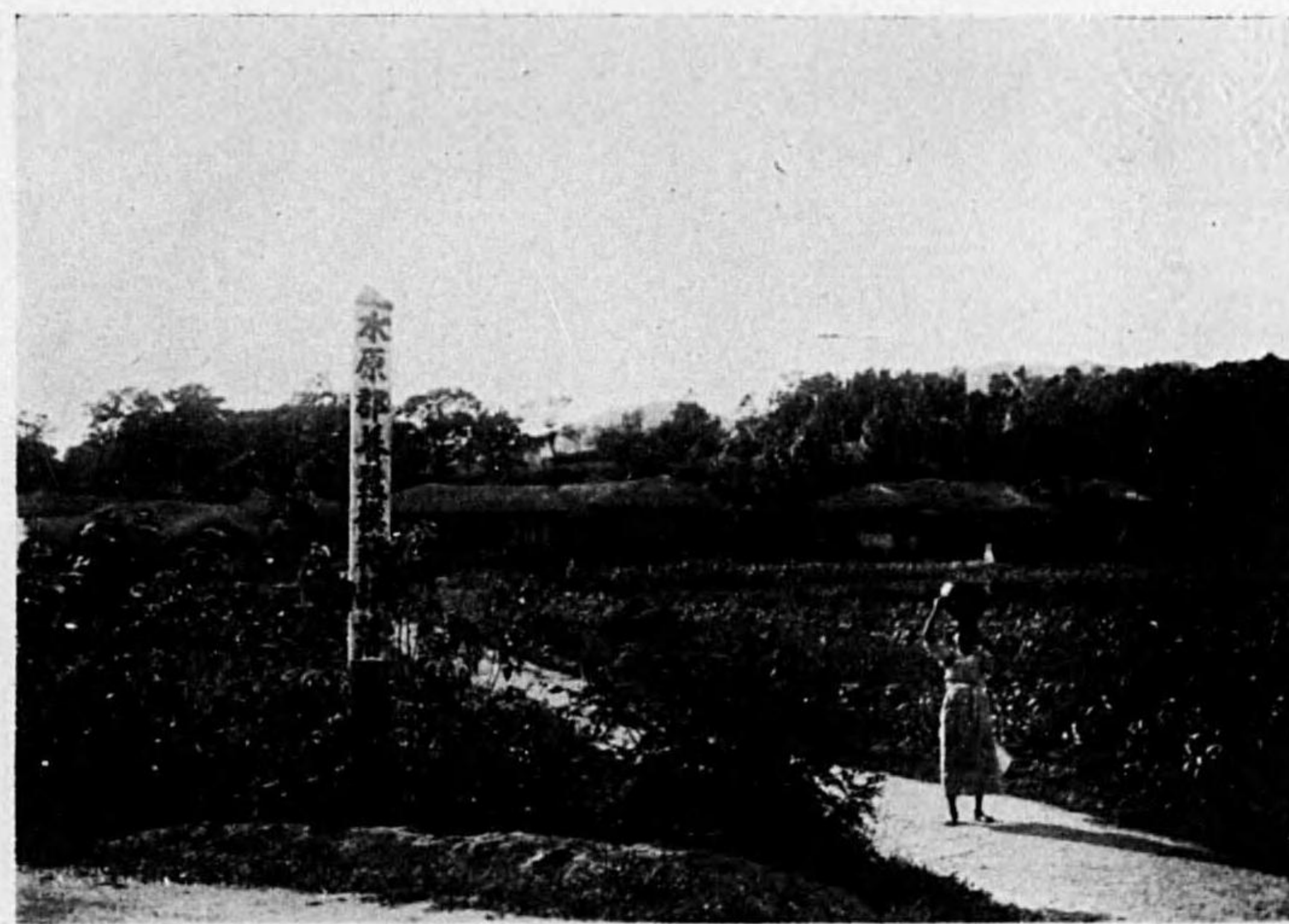
（落聚河沿）近附庫水西外郊城京



落聚の部間山島州濟道南羅全



（村路）場球面山龍郡邊寧道北安平



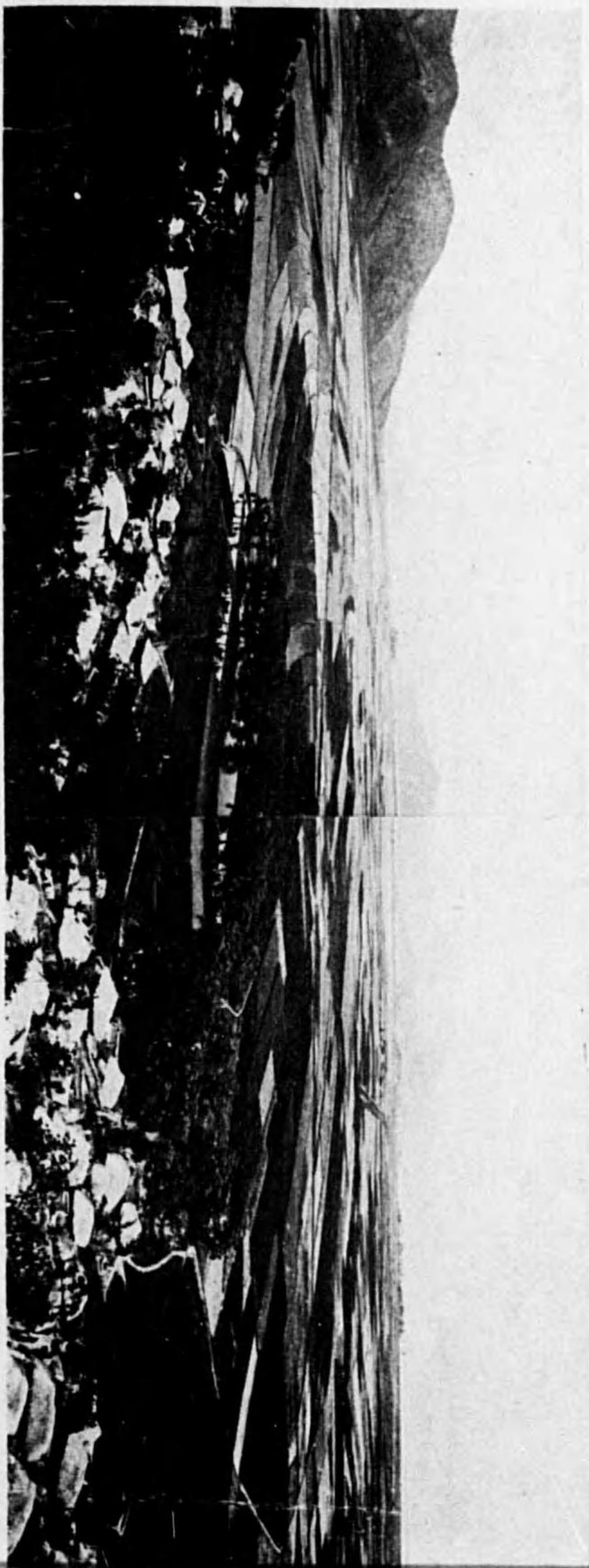
（落部範模蠶養）里川木梧面龍安郡原水道畿京



門開水排るけ於に地拓干西江道南安平



事工堰流溢吐水餘るけ於に地拓干西江



（む梁を面方里山外，里禮明方東りよ山表

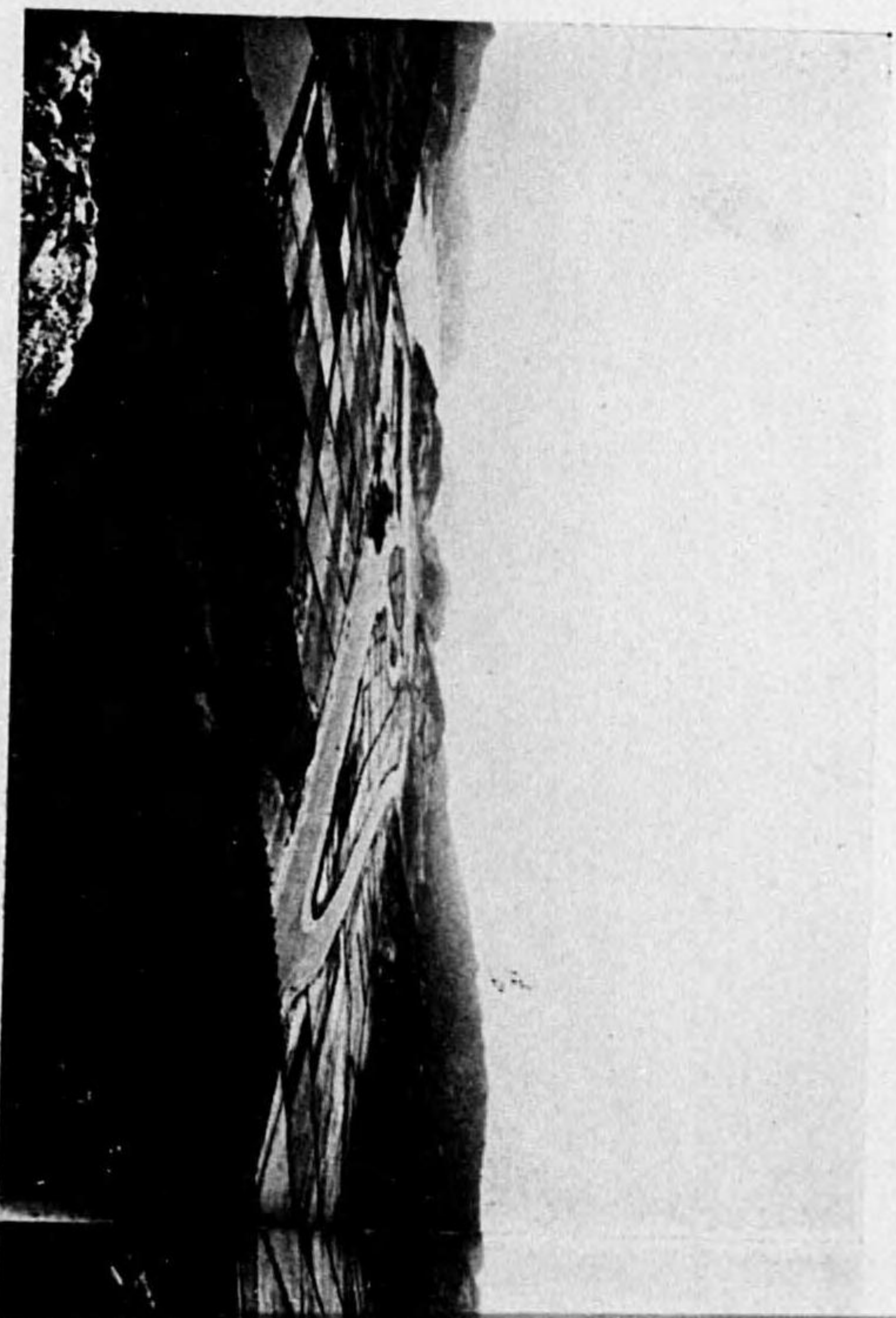
東りよ山裏里山栢) 落葉の内城區合組利水南下郡陽密道南尙慶



門開水排るけ於に地拓干西江道南安平



事工堰流溢吐水餘るけ於に地拓干西江



(洛 聚 地 拍)



全羅南道靈光郡法浦川崎農田附近(干拓地築落)

# 第八章 山村

## 第一節 火田及び火田民

茲に山村と謂ふのは、一般山地帯を意味するのではなくして、朝鮮特有の火田地帯を指すのである。朝鮮に於ける火田及び火田民の問題は、近時大に世上の注目を惹き、朝鮮内に在りては勿論内地に於ても、これが性質に就いては、新聞、雑誌、著書などに紹介されたものが多い。朝鮮總督府に於ては、昭和三年以來、火田調査委員會を設けて調査を爲し、今や北鮮開拓事業計畫に依る火田民指導計畫を樹立し、その實行に着手して居る。拙著「火田の現状」(調査資料第十五輯)には、火田の面積、火田民戸口、火田の耕作、火田の慣習、火田民の生活、火田の整理等に關して叙述してあるから、詳しくは同書を参照されたいが、火田民戸數と火田面積は年々變化し、最近數年間の趨勢を見ると漸増の傾向を辿つて居るから、最近の調査に係る數字を擧げて見よう。

### 火田面積及び戸口種類別調

調査年月	火田のみを耕作するもの			火田と熟田とを併耕するもの			合		
	面積	戸數	人口	面積	戸數	人口	面積	戸數	人口
昭和二年九月	六〇、〇五六	三三、四四九	一三、八四〇	九、九七〇	五、四三三	二七、四七六	一四九、九六六	七、八七二	四一〇、三六六
昭和三年十二月	一三、〇四八	七、四七〇	七、〇六九	六、四八八	四、五三九	二四、九七〇	九、三六六	三、六七三	二六六、七三三
計	七三、一〇四	四〇、九一九	二〇、九〇九	一六、四五八	一〇、〇〇〇	五二、九四六	一五九、三三二	一〇、五四五	四七七、一〇〇



火田面積及び戸口道別調

道名	要存豫定林野内			不要存林野内			民有林野内			合		
	面積	戸数	人口	面積	戸数	人口	面積	戸数	人口	面積	戸数	人口
京畿道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
忠清北道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
忠清南道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
全羅北道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
全羅南道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
慶尙北道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
慶尙南道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
黄海道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
平安南道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
平安北道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
江原道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
咸鏡南道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
咸鏡北道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

備考 要存豫定林野の分は昭和二年九月末調査  
不要存及び民有林野の分は昭和三年十二月末調査  
面積町未滿は四捨五入せり

即ち最近の調査では、火田のみを耕作する純火田民五萬二千四百四十三戸、火田と熟田とを併耕する兼火田民十八萬七千九百四十八戸、合計二十四萬三千九百九十戸に達し、火田民總數百二十一萬三千百六十人、その耕作する火田面積三十九萬三千餘町步となつて居るが、實際に於ては、調査洩れのものも無きにあらず、その後の増加もあるから、火田民戸口及び火田面積は、右の數字よりも遙かに増大して居ること、思はれる。而して火田民の最も多いのは、平安北道、咸鏡南道、江原道及び平安南道、咸鏡北道、黄海道の山地帯、就中、蓋馬臺地に屬する高地帯には濃密に火田民が分布し、従つてこれ等の地方には火田民部落の大なるものが尠くない。尙ほ昭和四年末現在の農家戸口調査に依る郡島別の火田民戸數は左の如くなつて居る。この數字と、前記の調査とは、調査の時期及び方法が異なつて居るので、兩者一致しないものがあるが、地方別の火田民分布狀況を知る上に参考となるから、併せて掲げて置く。

郡島別火田民戸數調 (昭和四年末現在)

京畿道	忠清道	全羅道	慶尙道	黄海道	平安道	江原道	咸鏡道	計
兼火田民	67	20	293	93	5	160	1	695
純火田民	1	1	1	1	1	1	1	378
兼火田民	68	21	294	94	6	161	2	703

忠清北道

沃川郡	兼火田民	三〇
永同郡	兼火田民	一
槐山郡	兼火田民	一三三
忠州郡	兼火田民	三〇

忠清南道

公州郡	兼火田民	五七
論山郡	兼火田民	一
扶餘郡	兼火田民	一五
保寧郡	兼火田民	一三
青陽郡	兼火田民	一

堤川郡	兼火田民	六五三
丹陽郡	兼火田民	四三八
堤川郡	兼火田民	一、八八一
堤川郡	兼火田民	二九六
堤川郡	兼火田民	七三
堤川郡	兼火田民	五三三

全羅北道

鎭安郡	兼火田民	三五二
錦山郡	兼火田民	一〇一
錦山郡	兼火田民	一八
茂朱郡	兼火田民	一三
長水郡	兼火田民	八一

任實郡	兼火田民	六五
淳昌郡	兼火田民	八一
井邑郡	兼火田民	一、〇四四
任實郡	兼火田民	一三二
任實郡	兼火田民	四九
任實郡	兼火田民	八三八

洪城郡	兼火田民	一
禮山郡	兼火田民	六三
瑞山郡	兼火田民	一
牙山郡	兼火田民	四〇〇
洪城郡	兼火田民	一〇一
洪城郡	兼火田民	九二

全羅南道

光州郡	兼火田民	一三
求禮郡	兼火田民	二五九
光陽郡	兼火田民	三〇三
順天郡	兼火田民	一八
和順郡	兼火田民	一八
長興郡	兼火田民	二二七

羅州郡	兼火田民	二二五
咸平郡	兼火田民	一
靈光郡	兼火田民	二四
長城郡	兼火田民	九六
濟州郡	兼火田民	二〇
濟州郡	兼火田民	一、三四三
濟州郡	兼火田民	六〇九

慶尙北道

義城郡	兼火田民	八二
安東郡	兼火田民	一七九
青松郡	兼火田民	二七
英陽郡	兼火田民	六五二
盈德郡	兼火田民	二〇八
迎日郡	兼火田民	四五
金泉郡	兼火田民	三

尙州郡	兼火田民	三
開泉郡	兼火田民	三九
醴泉郡	兼火田民	一
榮州郡	兼火田民	一七一
奉化郡	兼火田民	三三三
鬱陵郡	兼火田民	二二三
鬱陵郡	兼火田民	一、九四六
鬱陵郡	兼火田民	八四九

慶尙南道

河東郡	兼火田民	六四
山淸郡	兼火田民	三二
山淸郡	兼火田民	一〇五

計名	兼火田民	九六
計名	兼火田民	六九七
計名	兼火田民	一五



咸鏡北道	兼火田民	純火田民	兼火田民	純火田民
永興郡	九一一	九二五	二、九一九	一、二〇三
高原郡	八四一	八四六	一、六七二	一、三四九
文川郡	三九七	一三六	二、九一三	二五六
徳源郡	六七三	三三八	一、七三三	五二二
安邊郡	一四八	二二二	一、〇八四	一、〇五五
洪原郡	四九一	二三七	一、三八八	七八四
北青郡	一、三七三	六五〇	一七、八一九	八、六八六
利原郡	三三三	一		
端川郡				
新興郡				
長津郡				
豐山郡				
三水郡				
甲山郡				
茂山郡				
會寧郡				
慶源郡				
慶興郡				
計				

### 第二節 火田の農業方法

火田の農業方法、火田地帯に於ける農作物季節、火田地帯の農作物収量に付、火田調査委員の調査せる報告書は、各方面の専門家の合同調査に係るを以て、權威あるものとされて居るから、左にその一節を抄出する。

#### 火田耕作の順序

- 一 土地選定 火田として選ぶ土地は如何なる處を目標とするかに付各地の實況より考察するに、(一) 地味の豊饒、(二) 傾斜の緩、(三) 受光的位置を以て最上とすものゝ如し。而して(一)乃至(三)の何れを最も重しとするかに付ては、四圍の狀況に依り必ずしも一樣ならずして、往々傾斜の緩なるより稍急峻なるを好み、土壤の粘質なるより寧ろ礫質なるを好むが如き事例無きに非ず、更に又人文的地理的關係は必ずしも是等最上の土地のみを選ぶことを許さざるを以て、地方に依りては右の理想に甚しく遠かれる土地を耕しつゝあるを見る。即ち古く開けたる平北の熙川、江界、咸南の北青、豊山、咸北の吉州郡等に於ける火田は、瘠薄なる急斜地又は石礫累々たる急斜地にして、且つ西又は北に面せる處迄殆んど餘すところなく利用し盡されたるも、平北の慈城、厚昌、咸南の三水、甲山、新興郡の奥、密林地帯にありては、緩傾斜地にして土層深く石礫少く立木鬱蒼たる針潤混濬林乃至モミ、タウヒ屬等の針葉樹林を選び、最も收益ある火田耕作を営み、而も尙ほ數年にして收穫稍衰ふるに至れば之を放棄し去りて他を新墾するの狀況にあり。
- 二 火入れ 適當なる土地を選定せば、大體左の方法により火入れを行ひ、其の燒跡に播種するを普通の順序とす
  - イ 八、九月頃森林を伐採し其の稍乾燥するを待ちて火入れを爲し直に開墾をなす
  - ロ 同前なるも翌春燒け残りの丸太を諸所に寄せ集めて之を燒きて後開墾す
  - ハ 前年秋季伐採し翌春解氷後火入れ開墾す
  - ニ 四、五月頃解氷を待ちて森林を伐採し約二週間後樹木の枝梢等稍乾燥するを待ちて火入れを爲し直ちに開墾す
- ホ 樹木大なる場合は地上數尺の所に於て皮を剥ぎ、所謂卷枯しをなし雜草灌木のみを伐採して火入れ開墾を爲す

へ 灌木雜草のみなる時は周囲の刈拂ひのみを行ひ火入開墾をなす(多く休閑地に行はるゝ所也)  
 火入れの方法は、先以て周囲の刈拂ひを行ひ、晴天無風の日を選び下方より數箇所に火を放ち他に類焼せしめざるを通過するも、現に國有林を冒耕するものによりては極めて粗放にして、直徑一尺内外の樹木を伐採して林内に叢生する小木荆棘の上に倒伏せしめ燃焼に便し、徑一尺五、六寸の太木は其儘存置して焼枯しこなし、火入れ後尙ほ焼枯しこならざる時は所謂卷枯しこなす。火入れの際に於ける森林の焼くる有様は實に凄慘



況狀培栽菜甜の場驗試事農堡天普

再び燃焼するか或は其の儘置きて耕作をなし、以後毎年春毎に若干づゝ之を掻き集めて焼燬し耕作を續く、更に残りたる根株も數年間其儘放置し自然の腐朽に任ぬるか、或は毎年若干宛之を掘り取りて焼燬し、早きは五六年にして全く之を除去し終るものあり。

(三) 開墾及耕作 秋季火入れをなしたるものは翌春解氷後、春期火入れをなしたるものは一雨ありて地に十分なる濕氣を得るに至れば直に耕作するものにして、特に開墾名づくべき作業なく單に犁を用ひ牛耕し、或は犁を用ふるこもなくホミを用ひて手耕して馬鈴薯又は燕麥を播種す。其の方法は極めて粗笨にして、馬鈴薯の如きは燒跡にホミを以て點々埋め置くに過ぎざる状態のもの多し、而して燒残りの樹木を或程度迄片付けたる後に於ては、普通田に於けると同様頗る巧妙なる技術を以て二頭曳きの犁を用ひて耕作を行ふも、傾斜急峻にして三十七、八度を越へ山の中腹以上に在りては、牛耕する能はざるを以てホミを用ひて手耕するを普通とす。

火田耕作は前述の如く甚だ粗放なり雖も、樹木の伐採及火入れに多大の勞力を要するを以て、通例の火入れ開墾をなすものに在りては新墾面積は著しく制限せらるゝも、國有林の冒耕をなすものによりては森林火災を惹起せしめ其の燒跡を耕すものなるが故に、粗放極まれる方法を以て當初より相當面積の耕作をなす。今普通の場合に於て火田一段歩を耕作するに要する勞力を調査するに左表の如し。

種別	中江營林署管内	厚昌營林署管内	備考
伐採及火入	六	五	江界種苗場の調査に依れば耕鋤は初墾の場合
播種(開墾と同時に)	二	一・五	合牛二頭曳の犁を用ひ一日一段乃至一反七
除草(二回)	三	二・五	畝、再墾の場合二段乃至四反とす(熟田は
收穫及調製	二・三	二・五	普通四反歩)
合計	一三・一四	一・一五	





一町歩に對し大豆二町歩、小豆五五町歩、計七六町歩、即ち前者三に對し後者一の割合にして、更に禾穀類と豆類との比較をなすに、前者三〇三町歩に對し後者七七町歩なるを以て其の割合は四對一なり。

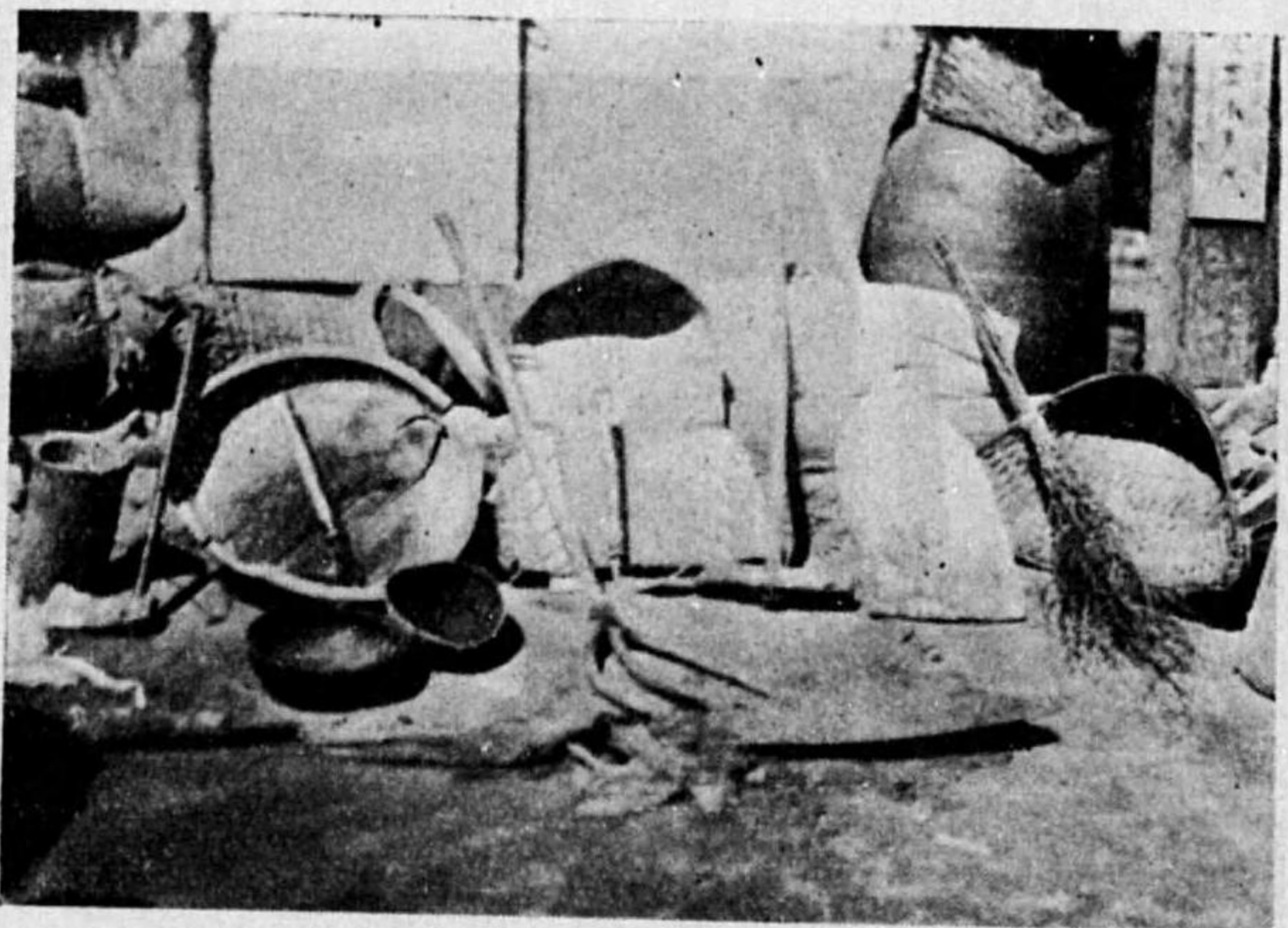
熙川郡南面圓明洞に於ける作物作付反別表

禾穀類		豆類		其他	
作物種類	作付反別	作物種類	作付反別	作物種類	作付反別
粟	二四一・〇	大豆	二〇・五	蕎麥	三三・〇
稗	〇・三	小豆	五五・四	馬鈴薯	五五・〇
黍	〇・七	菜豆	一・〇	大根、白菜	一〇・七
玉蜀黍	三三・一			大麻、棉	二・二
蜀黍	二七・七			胡麻、荳蔻	一・七
計	三〇二・八	計	七六・九	計	一〇二・六

又咸南北各地に於ては馬鈴薯、燕麥を主要なるものとし、他の作物は極めて少きを以て、自然的な地方維持方法としては何等見るべきものなし。

更に廣く各地の實況より総合的に考察するに、火田に於ける耕種法は極端なる掠奪的農法にして、特に肥沃なる土地を除き、開墾後普通五、六年にして既に地方の減退を來し、十年内外にして休閑するに已むるに至る。爾後五年乃至十年の休閑により、稍々恢復するに及び之を再墾して、作物の栽培を爲し前回に比し更に速かに收量を減じ、數年にして休閑するの已むるに至る。斯くて數回反覆する時は地方全く涸れ、遂に能く雜草すら繁茂せざるほどの荒廢地たらしむるのみならず、保水力を失ひ土層固結するを以て、傾斜地にありては降雨毎に水は地表を流下して多くの小溝を穿ち、次第に

その深さを増し幅を廣め、幾條の涙痕となりて地皮を剥ぎ肉を削り、遂に山骨を露出せしめざれば已まざるの實情を示せり。其の適例は隨所に之を認むべく、花崗岩地帯は勿論片麻岩地帯にありても、傾斜十八度にして既に涙痕を生じ、地表の漸時崩壊しつつあるを見たり。更に傾斜急なるに従ひ其の弊益々甚だしき幾多の實例に遭遇し、之が將來の影響に想到し慄然たらざるを得ざるに共、一面玄武岩地帯に於ける火田の石礫累々たる間に掠奪的耕作を續けたる爲、降雨毎に其の土を流失せしめて止まるどころなく、遂に溪谷は全く石礫化せんの状態を示せるものあり。火田民が斯くせしむるが如きことを以て、如此方法を講ずるは單り農業上の利益を増進するのみならず、實に國土保全の見地より最



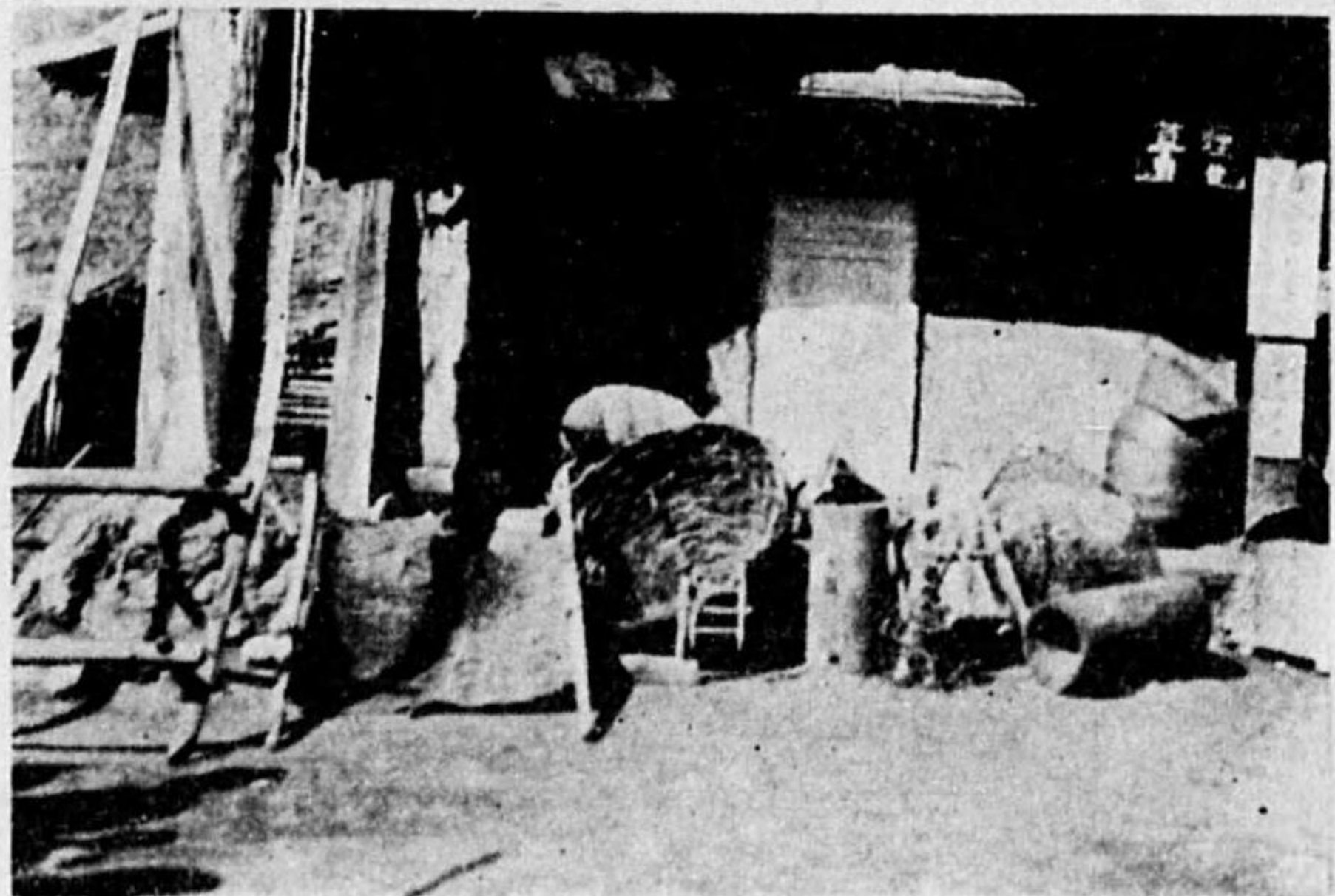
火田民の使用農具 (其一)

の如く國土を荒廢せしめて已まざるに對し、之を黙過するこゝは實に國家將來の爲め忍ぶ能はざる重大事項たるを覺ゆるなり。  
火田に依る國土の荒廢は傾斜の急峻なるもの程甚だしき雖、傾斜二十度内外のところに在りては、適當の土止め作業を、連年適當の有機質物を補給するこゝに、即ち堆肥厩肥等の肥料を施用するに於ては、地方の維持増進を來し、久しきに亙り作物の收量劣らざるのみならず、保水作用増大するが故に、前述の如く土砂を流し涙痕を生じ遂に土地を荒廢に歸



も緊密なる事項なりと思料せらる。然るに現在の火田にありては何等土止的作業の行はれ居らざるのみならず、牛糞、厩肥等を態々河畔等に運びて遺棄しつゝあるの實例を、咸南甲山郡、咸北茂山郡管内に於て隨所散見せり。

火田の地力消耗及び崩壊荒廢等を防がんとせば、火田民をして施肥及び簡易なる土止作業等を行ふことを學ばしめざるべからず、而して火田地方は、野草其の他自給肥料の原料、土止作業材料等の蒐集、及び之が實行に關する利便甚だ多きを以て、適當の方法を以てせば、火田民をして之等の事項を實行せしむるに敢て望みなき



火田民の使用農具（其二）

其の回数を重ね、遂に全く雜草すら能く繁茂せざるに至りて之を放棄す。火田中には平北慈城・厚昌兩郡に互る島首德、咸

の難事にあらざるなり。  
休閑及廢耕  
火田は火入開墾後早きは數年遅きも十數年にして著しく地力の消耗するに至り、一旦其の耕作を止め、數年乃至十數年甚だしきは二十有餘年間も休閑し、地力漸く恢復するに至れば更に之を燒きて耕作し、再び地力衰ふるに及びて休閑す。斯の如きことを繰返し行ふも、再墾したるもの、耕作年數は處女地を開墾せるものに比し著しく短縮せられ、之に反し次で來る休閑年數は著しく延長す。斯くて

南三水郡開雲城里等に見るが如く、極めて肥沃なる高臺の國有林を侵耕せるものありて、之等は何等普通の耕地と異なるなく、十數年を経るも猶ほ能く相當數量ありて、二十餘年耕作を繼續するものあり、老農の云ふところによれば、耕地に餘裕ある爲め數年に一、二年休耕し、地方の恢復を計りつゝある故、永年栽培を續行し得るなり。然れ共多くの火田民にありては其の耕作地に餘裕なく、飽く迄端的に地方の剝奪を圖りて已まず、遂に荒廢するに至りて之を放棄す。故に咸南北青・豐山郡地方の如く早くより開墾、火田耕作の行はれたるに在りては、曩に行はれたる土地調査に際し、之を耕地として登録し課税せるものにして、已に所有者の之を放棄して他に移轉せるもの尠からざる地方あり。豐山郡安山面老隱里は即ち其の顯著なる實例にして、大正十一年迄約七百戸の居住者を有したりしが、昭和三年三月末に大約五百戸となり、更に同年六月末現在の戸口調査に依れば四百三十戸に減少せり。而して耕地を其の儘放棄して移轉せるを以て、地稅の徵收不可能なれる地少からず、其の面積は大約百五十筆、二百日耕即ち八十町歩に達せり云ふ。

咸北茂山郡三長面管内農事洞より三上洞に至る一帯の高臺に於ける耕地の二分の一、或は詳細に調査せば三分の二位も休閑地として放棄せられ居るを見たるが、是等は何れも表土淺く二、三寸にして一尺内外累積せる火山灰地層に達するを以て、作付四、五年乃至十年に及ぶときは殆ど地力を消耗し盡して、十年乃至二十年間休閑せざれば再墾出來ざるのみならず、再墾したるものは一、二年にして殆ど作物の栽培に適せざるに至り、其の後少くも二十年間休耕を要する地少からざるが爲めなり云ふ。而して斯る土地に於ても尙人家附近に牛糞等の遺棄せられたる田地は麥、粟等著しく良好なる生育を遂げつゝあるを見る、故に施肥を行ひ其の他の農事改良を行ふに於ては、斯の如き速に不毛の地と化し去るべき火山灰地に在りても、尙能く休閑年限を短縮し得るは勿論、其の地力を維持し更に増進し永く耕作を持續し、是等地帯の農民



咸北茂山郡	1,000	120	1.135						
三長面義岩	1,100	150	1.100						
同農事洞	900	300	1.135	1.500	1.500				
同三社面唐洞	1,000	300	0.750	0.750	0.750	0.750	0.750	0.750	馬鈴薯は施肥し最も肥沃地に作る 稗を作るも早霜の爲め收穫なし
同鳴社面大澤郡	1,600	185	0.500						
同安南面豐山郡	1,350	250	0.750						
同咸山面厚峙嶺	1,400	150	1.000						
同同陽坪里	1,100	250	1.000	1.800					
同東上面元豐面	1,100	100	2,000	?	?	?	?	?	

火田耕作と耕牛

火田に於ては、地勢の關係上、随分傾斜の甚だしい所に於ても牛耕が行はれて居るが、火田地帯の耕牛使役に關し、朝鮮總督府技手吉田雄次郎氏の調査せる所に據るに左の如くなつて居る。

一、耕牛を使役し得る火田の傾斜極度

道別	耕牛を使役し得る火田の傾斜極度	備考
慶尙北道	三五乃至四五度	
黄海道	五〇度	
平安北道	四〇度	地方に依り又地形及び土質並に供用畜牛の如何に依り多少の差異あり
江原道	四五度	
咸鏡南道	二五乃至三五度	

二、耕牛使役功程

道別	耕作地別	一日	半日	時間	一日	半日	時間	一日	半日	時間
慶尙北道	平坦地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度未満傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度以上傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	最極度(四〇度)傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
黄海道	平坦地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度未満傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度以上傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	最極度(五〇度)傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
平安北道	平坦地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度未満傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度以上傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	最極度(四〇度)傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
江原道	平坦地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度未満傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	十五度以上傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5
	最極度(四〇度)傾斜地	1.5	1.0	0.5	2.5	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5

朝鮮の聚落（前篇）

成鏡南道	最極度(四五度)		平地		最極度(三五度)		七 一 六
	傾斜地	平地	傾斜地	平地	傾斜地	平地	
十五度未満傾斜地	0.7	0.4	0.1	1.0	0.5	0.1	2.5
十五度以上傾斜地	1.5	1.2	0.3	5.5	3.0	0.6	7.0
最極度(三五度)	1.0	0.9	0.2	4.5	2.5	0.5	5.5
	0.7	0.6	0.1	3.5	2.0	0.4	5.0
		0.4	0.0	2.0	1.2	0.3	1.5
				1.1	0.5		0.3
							0.8
							0.6

三、耕作地別に於ける耕耘法

- 慶尙北道  
 イ 平坦地は田の長徑に従ひ一側より平起をなし又は高畦合起法に依る  
 ロ 傾斜十五度未満は田の下側より水平に従ひ上側へ平起を爲す  
 ハ 傾斜十五度以上は下側より上側へ鋤き起し階段を設く
- 黃海道  
 イ 平坦地及び十五度傾斜地は畜牛二頭立縦列（股粟・安岳・信川郡）又は横列とし、二十度以上の地は一頭立にして階段式に耕耘す  
 ロ 十五度未満の傾斜地は一壟を、往復二回左右に切り分け畦幅二尺五寸乃至三尺と爲す  
 ハ 十五度以上の地は壟を高く方に二回に盛り上げ畦幅は二尺七八寸乃至三尺一二寸と爲す
- 平安北道  
 イ 開墾、平坦地、傾斜地共在來の大形犁を牛二頭に曳かし七寸位の深さに左側に反轉しつゝ耕耘す  
 ロ 田耕、犁先を前年作條の中央部より入れ約六寸位の深さに耕耘す  
 ハ 除草、一回は除草犁（鎌二枚付）を牛一頭に、二回よりは小形犁（鎌一枚付）を牛一頭に曳かし中耕す
- 江原道  
 イ 十五度未満の平坦地は尖端鋭なる鋤  
 ロ 十五度以上の傾斜地は鈍圓なる鋤を使用し牛二頭を役す
- 成鏡南道  
 イ 十五度未満の平坦地は前年作成の畦を中央より割り其の側方に新畦を作る  
 ロ 十五度以上の傾斜地は犁柄の彎曲甚だしく犁柄・犁轅共に短小のものを使用す
- 四、耕作地別耕牛の体重及農具の重量

道別	耕牛の體重	農具の重量	
		犁	馬鉄
慶尙北道	自己牛を平坦地・傾斜地を問はず使用す 牝八五貫 牝七〇貫	四貫乃至八貫	二貫乃至四貫
黃海道	平坦地は大牛 傾斜地は小格牛を使用す 八〇貫乃至百二十貫	平坦地十二貫 傾斜地十貫	二頭立 七貫一頭立
平安北道	八〇貫乃至九〇貫	開墾及田耕用犁 除草犁	十貫 五貫
江原道	牝牛 一〇〇貫 牝牛 八五―九五貫	平坦地 傾斜地	十四貫 十二貫
成鏡南道	平地牝 一〇〇貫 山地牝 九〇貫 牝六〇乃至七〇貫	傾斜地 除草犁	六貫 四貫

第三節 火田部落の生活



家農作耕田熟  
 を太丸は方下右。す屬に位中度程活生  
 りな器藏貯物穀るれ作てき抜りく

火田民の生活状態に就いては、拙著「火田の現状」に於て、各道中火田民の最も多き、谷山・成川・寧遠・熙川・碧潼・江界・慈城・麟蹄・金化・長津・豊山・三水・甲山・高原・新興・茂山の諸郡に於ける、（一）入山

者の主なる出身地方、(二)一戸當り耕作段別、(三)一戸當り耕作物の種類及び收穫量、(四)主なる副業の種類、(五)收穫物の賣却並に日常品の購入方法、(六)常用食物の種類、(七)其他参考となるべき事項に互り調査してあるが、今試みに二三の火田地帯に於ける火田民の生活状態並に家計の一斑を示して見よう。

定着火田部落 火田の開けて十年以上も一定の地に土着せる火田民部落は、農耕、施肥はもとより、生活の方法も熟田地帯の山農と大差なく、中には指導部落として副業、其他に見るべき成績を擧げて居るものもある。

◎平安北道江界郡城干面別河洞側站火田部落

一、總面積	六五〇町步	民有地	五九〇町步
一、戸數	六八戸	國有地のみ耕作する戸數	一四戸
一、世帯數	七四戸	國有地及民有地併耕戸數	五四戸
一、耕作面積	二三五町步	區域内耕作面積	一七〇町步
		區域外耕作面積	六五町步

區域外六五町步に依り殆んど生活安定を計りつゝあり

一、薪炭備林

百町步

營林署に於いて植林せるもの二七町步あり

火田開墾の來歴 今より三十八年前、江界出生金日龍、及び平壤よりの入山者金友善の兩人によりて開墾を始められ、爾來今日に及びたり云ふ。現住の老農者にして、相當古き裏成必、及び金利奎の供述に徴するに、今日より二十年前には現耕火田の約七割内外は既に開墾し、殘部三割内外は未だ開墾せざりしに、當時は休耕火田無くして、收穫率も現

在の數倍なりし云ふ。火田民激増は大正八年、凶作により南鮮地方より多數入山し來りて今日の如く増加す、即ち二十年前二十五戸内外なりしに、現在は六十八戸に及べり。

現況に至る迄 今より約二十年前迄は三十年前に比し河岸の一部を開墾したるのみにして、山頂迄は開墾せざりしも、大正八年の入山者増加に依り、翌大正九年に現況の如く開墾せり。現在の

火田中岩石の露出せるは、今より約五六年前より露出し始めて、今日は如斯歴然として露出せるものなり。

一度入山して退出したる戸數は現住古農の言に徴

測量員より堡及び家屋に連續せる田を併せ一人前二筆宛に測量し、一筆に付一圓八五錢宛の料金を徴せり。當時二筆以上私有に測量方異議を申立たるに付、現丁繼善所有に係る土地に對承活なる者一人ありたるのみにして、面積五日耕内外なり。



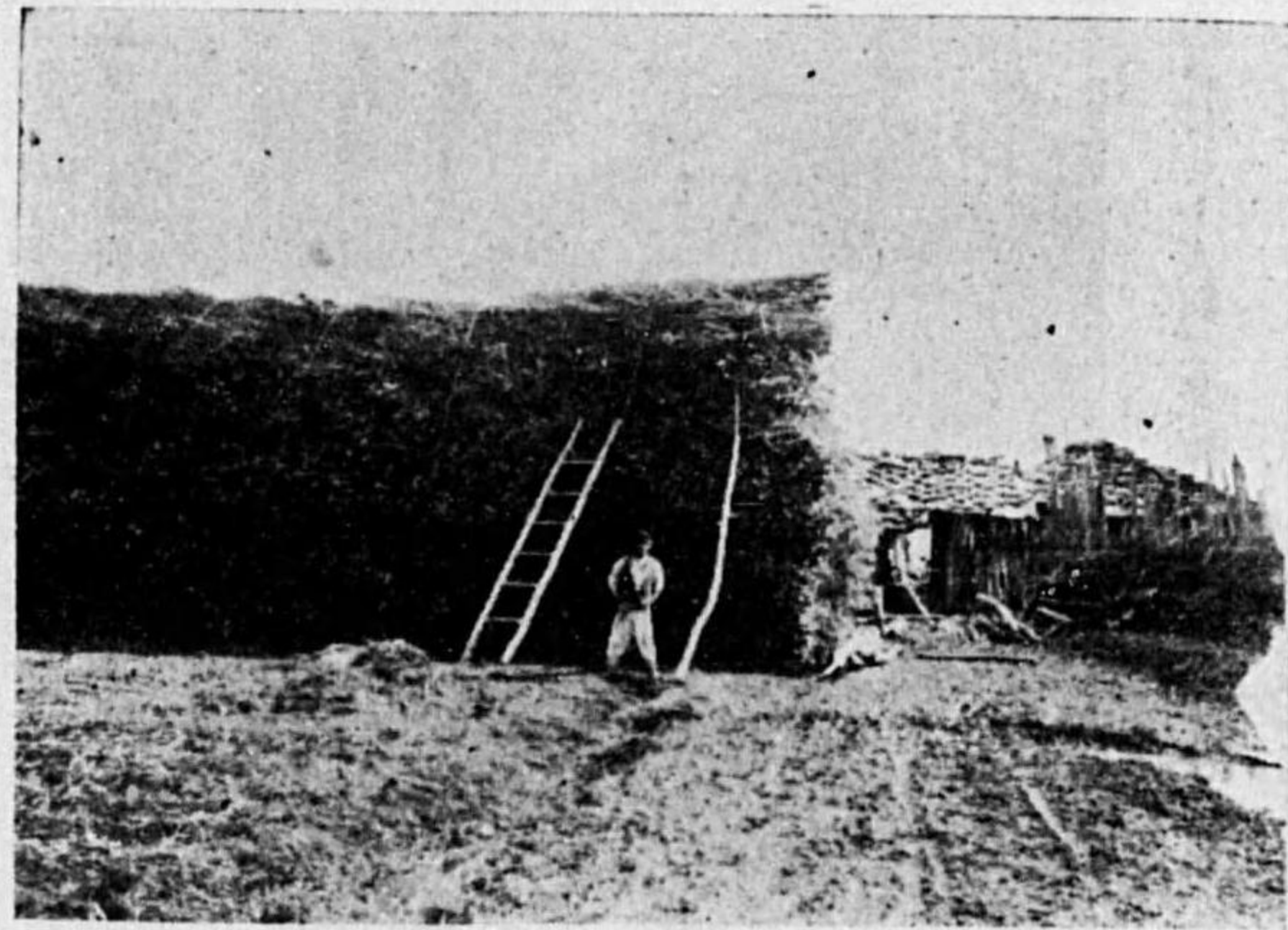
火田民の信仰  
屋移轉狀況は、大部分は入山と同時に居住せし家屋なるも移轉の數多き者三四戸あり。

國有民有別査定測量を爲す時の狀況 右國有民有區別査定測量は、當時の

火田賣買の實況 國有火田の賣買の行はるゝは今より約二十年來のこゝにして、價格は開墾人夫賃に過ぎざる料金を支拂ひたり。其他は貸借關係に係る。

火田小作契約成立要素 火田小作せしむるには小作人家族に相當する火田面積を提供し、且つ家屋の手配、牛の手配、並に食糧品、及び種子等を貸與す。この貸與費に對しては二割乃至五割内外の利息を附するも、火田の肥瘠に依り利率異なれり。

1 肥沃火田なる場合は貸金利率は月三分にして穀利は三割乃至五割なり  
2 右に少々劣れる場合は貸金利率



火田民の燃料

3 劣悪なる場合は金穀の貸付利率なきのみならず、収穫物の分配は三分の一を地主の持ち三分の二を小作人所得す、此の場合の種子は小作人負擔し、然らざる場合は種子は一切地主負擔とす

火田賣買價格

上田	一日耕	七圓内外
中田	一日耕	五圓内外
下田	一日耕	二圓内外

火田等級別收穫率 (各一日耕に對して)

作物名	上田	中田	下田
粟	六石乃至八石	二石—三石	
馬鈴薯	一五石内外	一〇石内外	耕作せず
大豆	二石内外	一石内外	
蕎麥	三石内外	二石内外	一石内外
燕麥	三石内外	二石内外	一石内外

輪作關係 火田の輪作關係は主に左の方法に依り行はれ來れり。

例	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年
一 例	粟	馬鈴薯	粟	馬鈴薯	大豆又 は小豆	燕麥	蕎麥	燕麥	蕎麥	燕麥	蕎麥	燕麥
二 例	馬鈴薯	粟	馬鈴薯	粟	馬鈴薯	粟	大豆又 は小豆	燕麥	蕎麥	燕麥	蕎麥	燕麥

以上燕麥又は蕎麥を輪作し收穫極少に減じたる時は休耕す

更に玉蜀黍又は大小豆並に菜豆等は家屋附近の民有地帯並に平坦地帯に局部的に僅に栽培するのみにして高原地帯には適せず

休閑狀況 地勢並に地味に依り異なるも、普通十年内外繼續耕し、荒地作物たる燕麥・蕎麥等の作物に在りても收穫減少する時は休耕す。休閑地は五年乃至十年間程の期間を休閑し、相當雜草並樹木繁茂したる時は又耕作を始む。耕地尠き場合は地方増進の見込確定せざる場合も耕作することあるも、以上の如くして數年耕作し又荒廢し來たる時は休閑す

作物名	播種期	播種量	播種方	管理法	收穫期
粟	四月中旬	六升乃至 一斗	火入して三四年間に於て犁使用不能の場合ホミを以て 二尺作條し條播又は點播	二回の除草 二回の土寄	同十月 同十月 同十月 同十月
馬鈴薯	五月上旬	芽 一石	犁使用は粟と同一にして他は畦幅二尺に株間一尺五寸 内外		同十月 同十月 同十月 同十月

朝鮮の聚落 (前篇)

燕麥	同	三月中旬	五斗四升	散播	雜草繁茂する時録にて除草	同	十月上旬
蕎麥	同	七月中旬	三斗内外	播種前即ち十日前耕耘し置き畦幅五寸となす點播	同	同	同
玉蜀黍	五月	四月中旬	三升内外	二尺に作條し株間一尺五寸、點播、肥料は牛糞・糞灰	同	同	同
大豆	立夏後	二斗内外	畦幅二尺、株間一尺、點播 一株四五粒	肥料を撒布したる後耕耘し十日内外にして播種す	同	同	同
小豆	立夏後	二升内外	同	同	同	同	同
大麻	立夏	八升内外	玉蜀黍及馬鈴薯田に間作散播す	同	同	同	同
白菜	初伏	同	同	冷床にて苗を養成し夏至に至り移植す	同	同	同
大根	初伏	同	同	冷床にて苗を養成し夏至に至り移植す	同	同	同
蕎麥	十月下旬	同	同	前年の大麻又は蔬菜類の栽培跡地に栽培す	同	同	同
南瓜	立夏	同	同	玉蜀黍の間作、即ち株間に播種支柱を立て栽培す	同	同	同
胡瓜	立夏	同	同	高畦に依り株間一尺二三寸、支柱を建て栽培す	同	同	同
甘藍	四月下旬	同	同	冷床に依り養苗し葉三四枚伸たる時二尺の畦幅に株間一尺五寸内外にて移植	同	同	同
大麦	穀雨	同	同	蕎麥播種と同一	同	同	同
胡麻	立夏前後	同	同	粟栽培と同じ	同	同	同
干糶物	暑	同	同	大麻收穫後散播の上耕耘す	同	同	同

火田民部落一般觀察

氣候 當部落は海拔一千里の位置に在り、四方山岳に圍まれたる地帯にして、氣候は普通平坦地に比し寒氣一箇月早く、且つ春一箇月遅し、尙ほ一般家屋の日照時も平坦地に比し朝夕二時間宛早遅あり

土質 土壤は何れも腐植質壤土にして柔軟なり  
作物 作物は一般に早熟種を選定し播種す  
家屋 一帯に亙り家屋は皆材木を積みて建築したる極簡略式家屋なり。就中、普通の平建せし家屋三棟六間以外は皆前記の式なり

平南徳川郡並に寧遠郡より移居せしもの大部分なるが、移住動機の主なる原因は生活困難、或は事業に失敗したる者に於て、犯罪其の他の爲に入山せし者全然なし。以上の外、先入山者が生活安定及び耕地豊富なる旨を同志に知らせたる爲め、移來するものあり

學識の程度 一般に無學者多く、僅に漢字を解する者及び諺文を解する者あり、國語を解する者三人あり  
教育機關 昭和五年までは二箇所の書堂、約二十人内外の兒童を收容し、専ら漢學を教へたるに、最近は都合に依り一箇所廢止され他の一箇所のみ残存せり  
醫療機關 醫生は部落内に無く、僅に賣藥商二軒あるのみにして、漢藥の一部分の賣却に過ぎざる現状なり  
飲食店 當部落は平北河南洞に通ずる道路の中央にあるが爲め、通行者の要求に依り麵屋二戸あり。但し許可を得たる飲食店にあらず

面及官公署との連絡 部落民より代表者たる站長を選挙し、各部落民との連絡を取りつゝあり。站長には部落民より毎一戸に付粟一斗宛據出して報酬す。各税金及び各團體費、其他總て部落民より納付する税金等は站長に於て徵收す  
農業の經營 營農方法は殆んそ粗放的農業にして、集約的農業は認められず。使用農具は在來のホミ・鎌・斧・連架の如きものにして、犁所持者は稀なり  
精米は在來の水車に依るもの約九割五分にして、五分内外は牛曳石臼(연자)なり

水車設置個所

七

家畜 家畜は牛・豚・鶏にして、これ等は普通一般平地帯に大差なく、牛は小數なるが、豚これに次ぎ大多數は鶏にして一戸當平均二十羽内外を飼育す

薪炭 薪炭は年々立木代金を支拂ひて採取し、一戸平均七二尺縮なり  
飲料水 飲料水は何れも山間より流るゝ谷水にして、僅に湧水を使用するものあるに過ぎず

火田民燃料調

調査せる民家	割		木		主なる樹種
	長	高	幅	立方尺	
申龍	一八・五	六・〇	五・五	六一・〇五	シナ・カヘデ・ナラ
崔炳	一五・〇	七・〇	四・五	四七・二五	シナ・カヘデ・カンバ
金炳	一八・〇	七・五	六・〇	八一・〇〇	同
崔在	一八・五	七・〇	五・〇	六四・七五	同
丁永	二〇・〇	七・〇	五・五	七七・〇〇	シナ・カヘデ・ナラ・サクラ
金世	二八・〇	七・〇	五・五	一〇七・八〇	シナ・ナラ・カンバ
金時	二四・〇	七・九	六・〇	一一三・七六	シナ・カンバ・ナラ・ミバツ
崔公	二四・〇	八・六	六・〇	一二三・八四	
金永	一八・〇	六・六	四・七	五五・八四	
金世	一七・〇	七・一	四・八	五七・九四	
金永	一九・〇	七・八	四・二	五六・二四	
平均尺縮	二四・〇	七・二	五・〇	八六・四〇	

◎平安北道熙川郡南面圓明洞火田部落

- 一、位 置 本洞は熙川郡南面の東部に位し、西南清川江を以て境し、熙川面驛坪洞に臨むの外、他の三方は全部山を以て圍まれ、東は眞面草洞、南は南面富成洞、北は熙川面驛坪洞に接す
- 二、沿 革 距今三百六十餘年前、始めて移住者ありて農耕を營み、其後漸次移住者の數を増し、火田を耕作するに至り、現在に及ぶ。而して約三百年前圓明寺の建立を見、朝鮮紙、圓明紙の製造を以て其の名顯はる。圓明洞は今の熙川面驛坪洞(從前は里ミ稱す)ミ供に一箇里を爲したりしが、約二百年前に分離し現在は南面に屬す。
- 三、地 勢 廣袤二方里、妙香山脈の支脈に依り、東西四里餘の長き狭谷を形成し、其の間を流るゝ小溪流の邊に極小面積の耕地點在するの外、殆んど平地ミ稱すべきものなく、山巖高く概ね急傾斜を爲す
- 四、土 地

(昭和二年十二月末現在)

種別	畜	田		火田		寺有林		私有林		其他	
		町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
面積	一町	八町	四〇町	一、五六町	二、〇〇八町	一〇町	四、〇六三町				
農家一戸當面積	一	〇・五二	二・五八	一〇・〇八	一一・九五						
五、戸 口											
部落名	戸數	人口	農家戸數	耕作地	火田耕作	田、火田兼作	農業者數	計			
初富	一三	六五	一一	一	一	一	一一	一一			
聖教	一九	九五	一九	一	一	一	一九	一九			
第八章 山	村							七二五			



朝鮮の聚落 (前篇)

廣濟台 天集台 鳳凰台 寶源台 仙源台 計

六、作付反別及收穫高

作物名

胡麻 大豆 菜豆 小豆 大麥 蕎麥 玉蜀黍 蜀黍 稗粟 米

一九〇〇  
二〇〇〇  
二一〇〇  
二六〇〇  
二四〇〇  
一五八〇

作付反別

一〇〇反 一〇〇反 二、四一〇 七三 二七 三七 三三一 三三〇 二〇五 五五四 一〇 一四八 一四八

一反步收穫高

八八〇合 三六〇 五八〇 四〇〇 四八〇 五五〇 四八〇 六〇〇 四四〇 四四〇 四四〇 三六六斤 二八〇合

總收穫高

八六八 九石 二 三六 一三三 一八二 一五八 一二三 二四四 二八〇斤 二八 一六 三石八貫

同上價額

二一六円 八、六八〇 二二 三六 一七一 一八二 二、〇五四 一、四七六 三、九〇四 四〇 六二 三三六 七五

一八 二四 一三 二六 四四 一五五

||| |

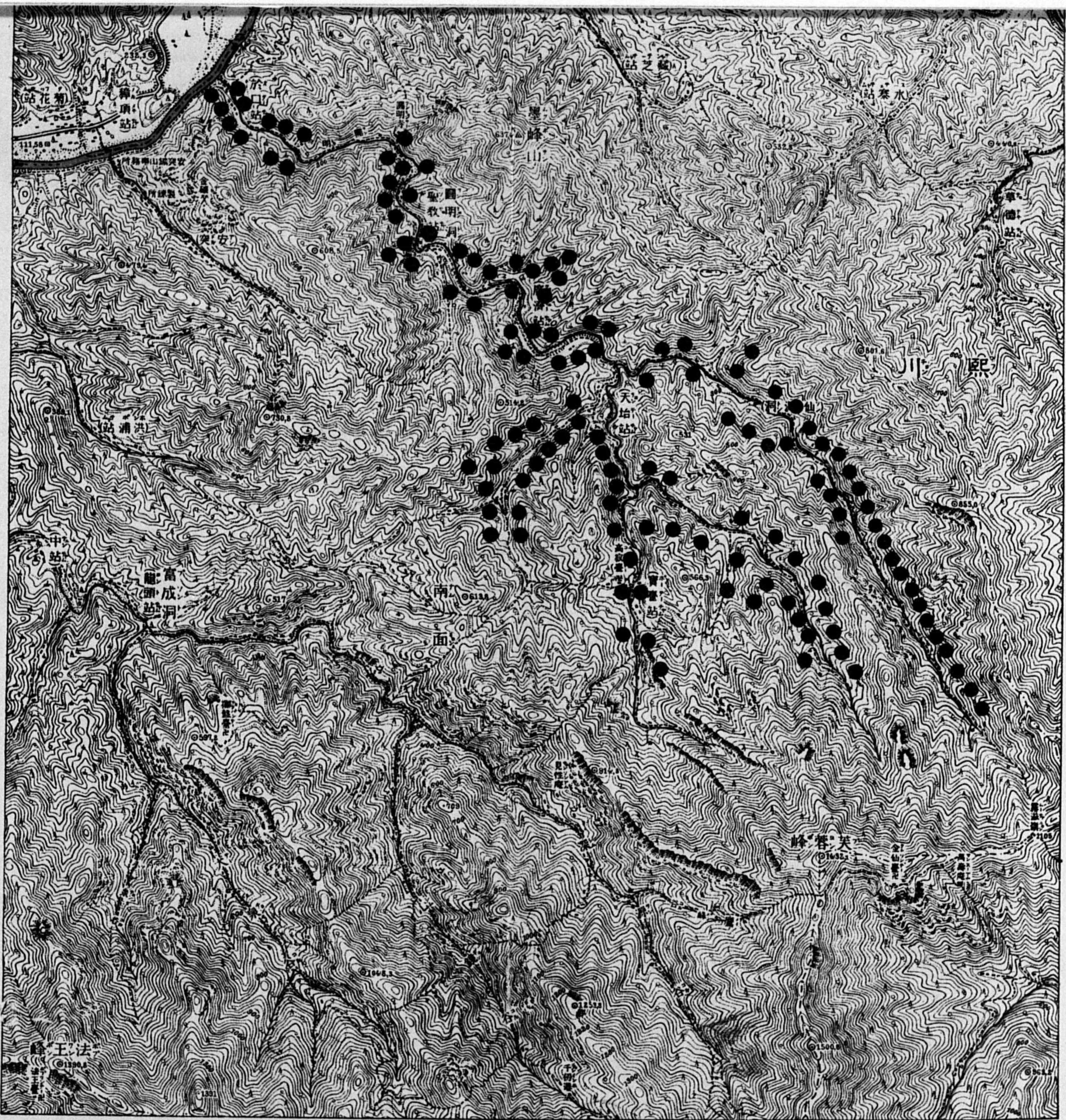
一三 五三 二二 三

一八 二一 一一 二二 三三 三九 四二

一八 二四 一三 二六 四四 一五五

七二六





胡大 菜小大 蕎玉  
 棉 蜀  
 麻麻 豆豆豆 麥黍

一 五 二 三 三  
 八 四 八 〇 五 〇 〇 〇 一

二 一 三 四 四 六 四 五  
 〇 〇 二 六 〇 〇 〇 〇

一 二 二 一 一 一  
 六 八 八 四 二 五 八 二

三 一 二 一  
 七 三 九 〇 四 〇 四 七 六 〇 五 四 一 八 二

四二	壯	出	七五	壯	牛	二二	壯	斃	一	壯	屠	一	壯	殺
三二	牝		一六四	牝		二	牝		一	牝		九四	牝	
七四	計	生	二三九	計	死	計	計	計	計	計				

八、家畜及家禽		種別	飼育戸數	掃立枚數	數量	價額	純桑園	散植桑園	山桑別用	計
秋	春	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶
計	計	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶
五七	一〇	四七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一二九	一二	一二七	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
二〇〇〇	二〇〇	一、八八〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八	三、一〇八
三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六	三、二三六

七、養蠶		藥白大馬	計	秤	類	菜	根	薯
計	計	計	計	計	計	計	計	計
五五〇	六一	四六	五五〇	六一	四六	五五〇	六一	四六
二九〇	一八五	二〇〇	二九〇	一八五	二〇〇	二九〇	一八五	二〇〇
一〇一、七五〇	二	六、九〇〇	一〇一、七五〇	二	六、九〇〇	一〇一、七五〇	二	六、九〇〇
二六	五〇九	四八八	二六	五〇九	四八八	二六	五〇九	四八八
二、三〇〇	四一四	二〇、九九一	二、三〇〇	四一四	二〇、九九一	二、三〇〇	四一四	二〇、九九一

朝鮮の聚産 (前篇)

一〇、牛豚賣買及價額

畜類  
牛 賣買頭數 一〇六  
豚 賣買總價額 四、七七〇  
五、六

一一、畜産物

牛 數 價 皮 六、四〇額

一二、林野面積

成林地 一、二四五町地  
稚樹地 八九〇町地  
無立木地 一、四三六町地

一三、所屬別林野

薪炭材 價額 八、三二二  
材積 三三、二九〇

一四、森林副産物

木炭 三〇町炭  
樹皮 一二町皮  
枝葉 一町葉  
樹實 一〇町實  
菌茸 八町茸  
計 六〇町

一五、朝鮮紙製造

經營者 製造場位置 一箇年の生産高 同上生産價額  
 盧啓復 南面圖明洞初富站 一〇〇 四、〇〇〇  
 一六、交通 交通は地勢の關係上一般に便利ならざれ共、溪流に沿ひて東西に貫通する等外道路ありて、人馬の通行に差支なく、入口に於て清川江渡船場に依り、安富線二等道路と連絡す。而して各站間及び郡廳との距離左の如し。

熙川郡廳	一、〇〇〇町	一、一八町	二、〇〇町	三、〇〇町	四、〇〇町	四、〇〇町	四、〇九町
初富站	〇、一八	一、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	四、〇〇	四、〇八	三、〇九
聖教站	〇、一八	一、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	四、〇〇	四、〇八	三、〇九
廣濟站	〇、一八	一、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	四、〇〇	四、〇八	三、〇九
天台站	一、一九	二、一八	三、〇〇	四、〇〇	四、〇八	四、〇九	三、〇九
鳳集站	一、一九	二、一八	三、〇〇	四、〇〇	四、〇八	四、〇九	三、〇九
寶台站	〇、一〇	一、二〇	二、〇四	三、〇〇	四、〇〇	四、〇八	三、〇九
仙源站	一、三〇	一、二八	二、〇四	三、〇〇	四、〇〇	四、〇八	三、〇九

而して本洞に於ては火田耕作改善獎勵として、左の施設事項を實行しつゝあり。

(一) 火田民の指導を集中的に行ひ、施設の徹底を期せんが爲め、本洞火田民中極貧者百戸を選定の上、指導部落となし居れり

(二) 火田の周圍にして傾斜面の下部より凡そ三分の二餘の個所迄、桑及び楮を植栽せしめ、其の上部に牧草ルーサンを栽培し、火田の荒廢を防止し、耕作の改善を圖ると共に楮及び養蠶の收入に依り、生活の安定を得せしむることに努め居れり

(三) 一戸當楮三百本、桑二百本を無償配付し、これを二箇年にて植栽せしめたり

(四) ルーサン栽培の普及を計る爲め、林種圃六反歩、模範作圃一町歩を設置せり

(五) 堆肥増製は、一級農家百二十駄、二級農家百駄、三級農家八十駄、四級農家六十駄、五級農家五十駄、六級農家四十駄以上を勵行せしむる爲め、堆肥場を各戸一箇所宛一齊に築造せしめたり

新火田部落 火田の耕作は低地部より漸次高地部に進み、最近に在りては高山の密林地帯に於ける國有林中に大規模の火田冒耕が行はれ、近々數年間に一大火田部落が出現する例が頗る多い。

◎咸鏡南道三水郡館興面開雲城里火田部落

咸鏡南道三水郡館興面開雲城里杜陵峰の山麓に展開せられたる一帯の臺地は海拔一千五百米内外にして、比較的新しく國有林を侵耕せるものなり。本地域は曾て鬱蒼たる針葉樹の密林地帯にして、未だ斧鉞を入れたること無かりしも、今を去る約二十年前明治四十三年頃、秘密裡に冒耕せるものあり、其の後大正三年に至り森林火災を起し、四十餘日に互

り火焰天を焦したりしが、爾來火田民蟄集し、更に大正十三年北青・端川地方に水害ありしより、該地方民の來住する者激増して今日に及びたるものに係り、最近五箇年間に於ける農家及び耕地面積増加の趨勢を示せば左の如し

年 別	農家戸數		耕地面積		備 考
	火田	熟田	計	農家一戸當	
大正十三年	八七	一一六・一	一七〇・一	一・九六	火田民中數年間を經過し休閑することなく繼續して作付するものを熟田と云ふ
大正十四年	一一二	二八五・一	四二五・五	二・七六	
昭和元年	一九〇	五三六・一	二七六・四	四・二八	
昭和二年	三二三	八〇七・〇	四二四・八	三・九四	
昭和三年	三六六	一、〇九九・四	六〇六・四	四・六六	

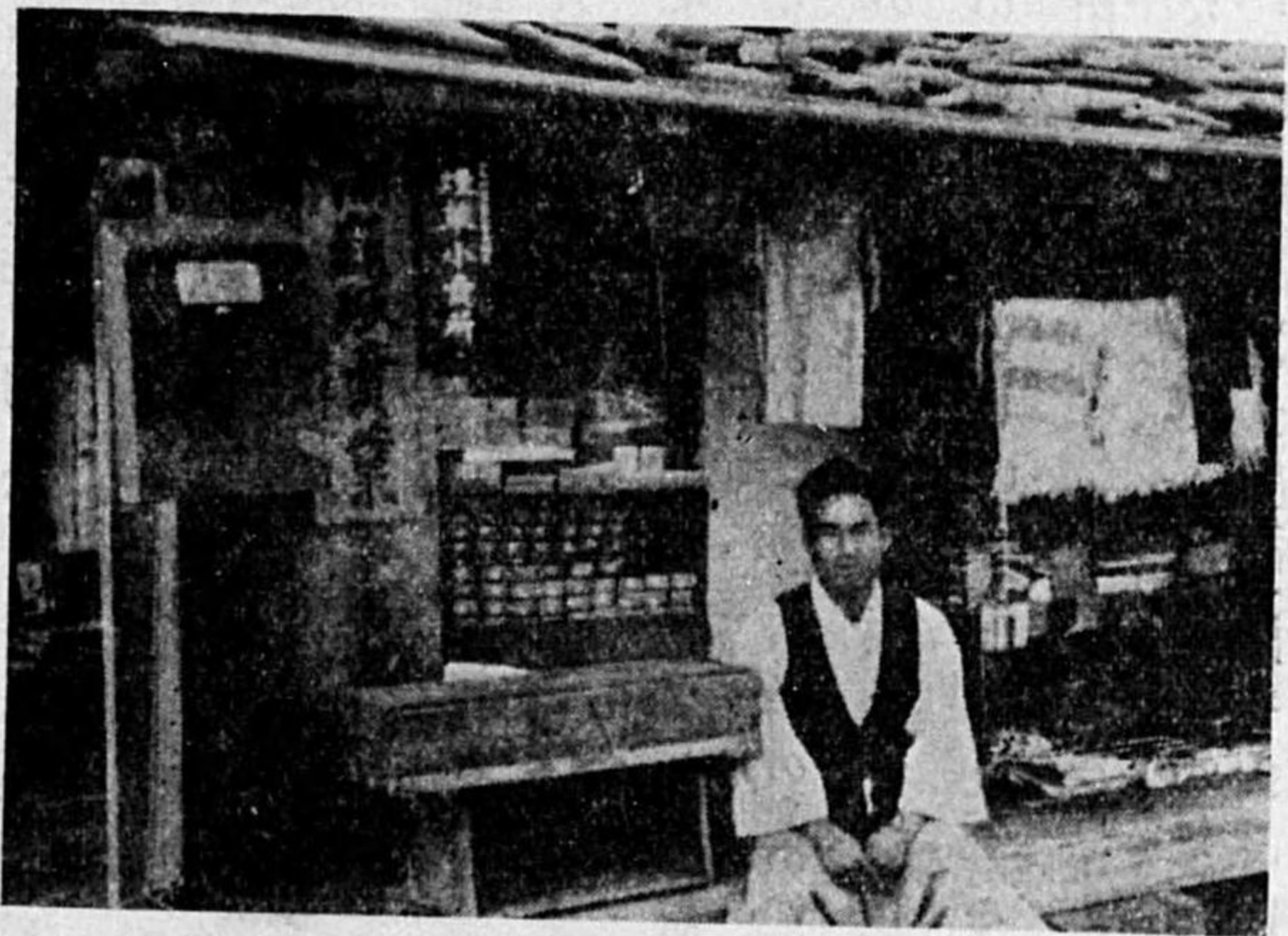
而してこれ等火田は土層深く地味極めて肥沃にして、無肥料耕作を以てして當初數年間は殆んど收量を減ずること無く、大約二十年間も耕作を繼續するも尙ほ相當の生産あり。即ち新墾當初のものは、反當馬鈴薯三〇〇貫、粟二石を納め得るもの少なからず、平野部地方の田に比し收量著しく多し。農家一戸當の耕作面積も相當廣きを以て、農民の生活状態は大體に於て裕福なり。又家屋の構造は極めて大型にして、見事なる丸太材を以て組み立て居れり

◎甲山郡雲興面東薪里南陽洞火田部落

開雲城里より東方に當り東薪里なる部落あり、大正三、四年頃營林廠の伐木運材夫によりて、國有林内に秘密裡に冒耕を始め、其の極めて有望なる風評の廣く傳はるや、火田民漸次蟄集し來り、偶々大正十二年森林火災を起し、附近一帯を焼き拂ひたる以後は、特に急激なる増加を來し、今や五百有餘戸の大部落を形成するに至れり

此の地帯は大正十二年前に在りては、火田民の住家は僅かに點在するに止まり、一帯に亘り一大密林を成し、當局の踏査に困難を來したるが、僅々數箇年後の今日は僅かに燒残りの根株を見るのみにして、一木を除きこころなく全山悉く火田化せられ、一見荒涼の感を起さしめ、森林の消滅するここの極めて速かなるを知る

火田民は水を求めて居を定むるを常とし、此の地帯に於ても同様にして、南陽洞の人家は丘陵の頂點を下りたる溪谷部に集團して部落を形成せり。部落建設の當初は、尙ほ森林ありて自然に湧出せる泉水は溪流をなして特に移動せしむる一の有力なる原因と見做さるゝものにして、火田民の定住に對する施設中相當考究を要する事項な



粟と薯で立つて往く雜貨商

此の地帯は大正十二年前に在りては、火田民の住家は僅かに點在するに止まり、一帯に亘り一大密林を成し、當局の踏査に困難を來したるが、僅々數箇年後の今日は僅かに燒残りの根株を見るのみにして、一木を除きこころなく全山悉く火田化せられ、一見荒涼の感を起さしめ、森林の消滅するここの極めて速かなるを知る

るべし

燃料は新墾の部位は極めて豊富に蓄積せられあり、一箇年の使用量一戸當五〇樞(一樞二尺締)即ち百尺メ(七千貫内外)にして、多きは百五十尺締(一萬貫餘)に達すべしと言はる。而も其の燃料たるや、悉く柁目の大木を割りて用ひ、枝梢等を用ふるものなき状態なり。然れども空しく喰へば山も空しこの俗俚に漏れず、如何に原生の美林ありし雖も、遂に燃料たる樹木の漸減を來し、年々火を放ち頻りに隣接森林を侵耕するを以



火田部落を商行する商

て、早く開けたる部位は、漸次薪炭に缺乏し來れるの情勢にあり  
火田取締に任ずる森林主事は、一人にして數萬町歩の山林を擔當し居るを以て、火田防止に對しては、その實効不充分にして、森林保護組合員の如きも火田民自身にして、其の森林は私有にあらず、之を冒耕せば却て自身の利益なるものなるを以て、山火事ある際等に於ては、之を機會として隨所に友火を放ちて火田耕作地の擴張を企圖するが如きここのなきを保せず。現在此の地方に於ける密林地帯は、長津郡方面に連り大約一萬町歩と稱せらるゝも、今日の狀勢を以て推移せば、

あらざるべし

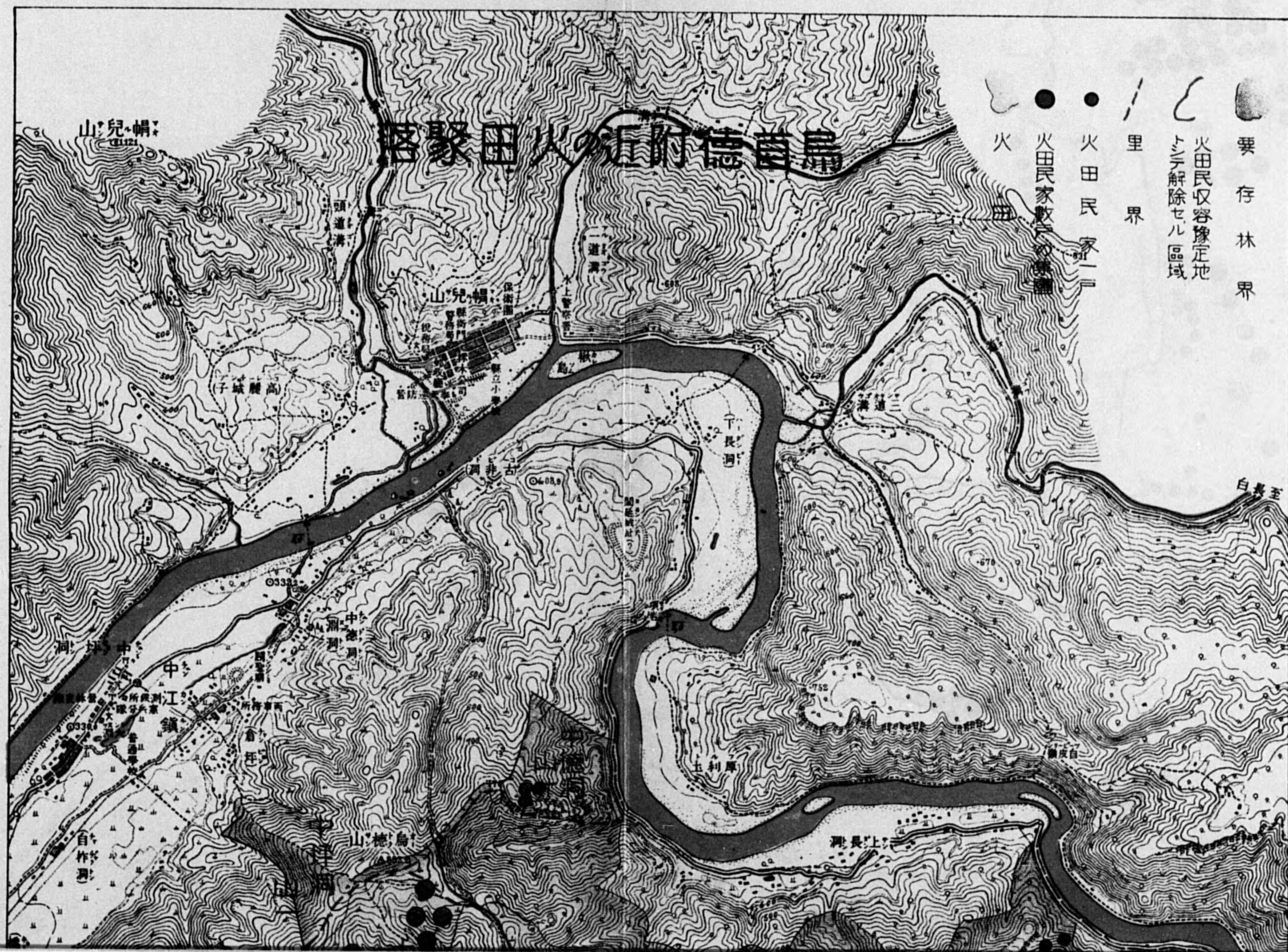
◎甲山郡雲興面大五是川里

鴨綠江上流に於ける唯一の都市惠山鎮より、咸北吉州に通ずる道路を、惠山鎮より大約三里の地點に大五是川なる部落あり。戸數二百十八戸を有し、極めて最近の發達にかゝり、大正八年迄は僅かに八十戸内外に過ぎざりしもの、今は其の三倍に膨脹し、市場取引の如き頗る殷賑にして、酒類販賣飲食店の數三十戸を下らず。而して以前に於ては部落を去るこゝ四里許りの盧川江流域に伴橋里なる部落ありて、地方の中心市場をなしたるも、今や全く其の繁昌は大五是川に移り、伴橋里は唯僅かに往昔の名残を止め、人家の稍々密集せる農村部落として知らるゝに過ぎざるに至れり

大五是川の斯くも急激なる發達を致せる原因は、實に附近に於ける火田民耕作者の激増に歸す。即ち新火田地域の奥地に進むに従ひ、地方取引市場も之に伴ふて移動するを知るべきなり

鳥首德火田部落 平安北道慈城郡閻延面及び長土面は所謂鳥首德火田地帯にして、その中心地鳥首德は中江鎮市街より東南約七キロの地點に在り、八百九十二米の廣大なる臺地にして、この附近には、火田民の集團部落が極めて多く、閻延・長上兩面に屬する火田民數は一千九百四十五戸、一萬三百六十二人、火田面積三千八百餘町歩に達して居る。古老の言に徴するに、この地方は今より四十餘年前まで火田耕作盛んに行はれたるも、濕地多く風土病の流行により一時住地が他に轉じたが、更に二十年程前から段々移住者が増加して現





● 要存林界

○ 火田民収容豫定地  
△ 解除セリ区域

— 里 界

● 火田民 家一戸

● 火田民家数

火 田

島首附近火田聚落

山兒幡

山兒幡

子城麓高

下長淵

川中

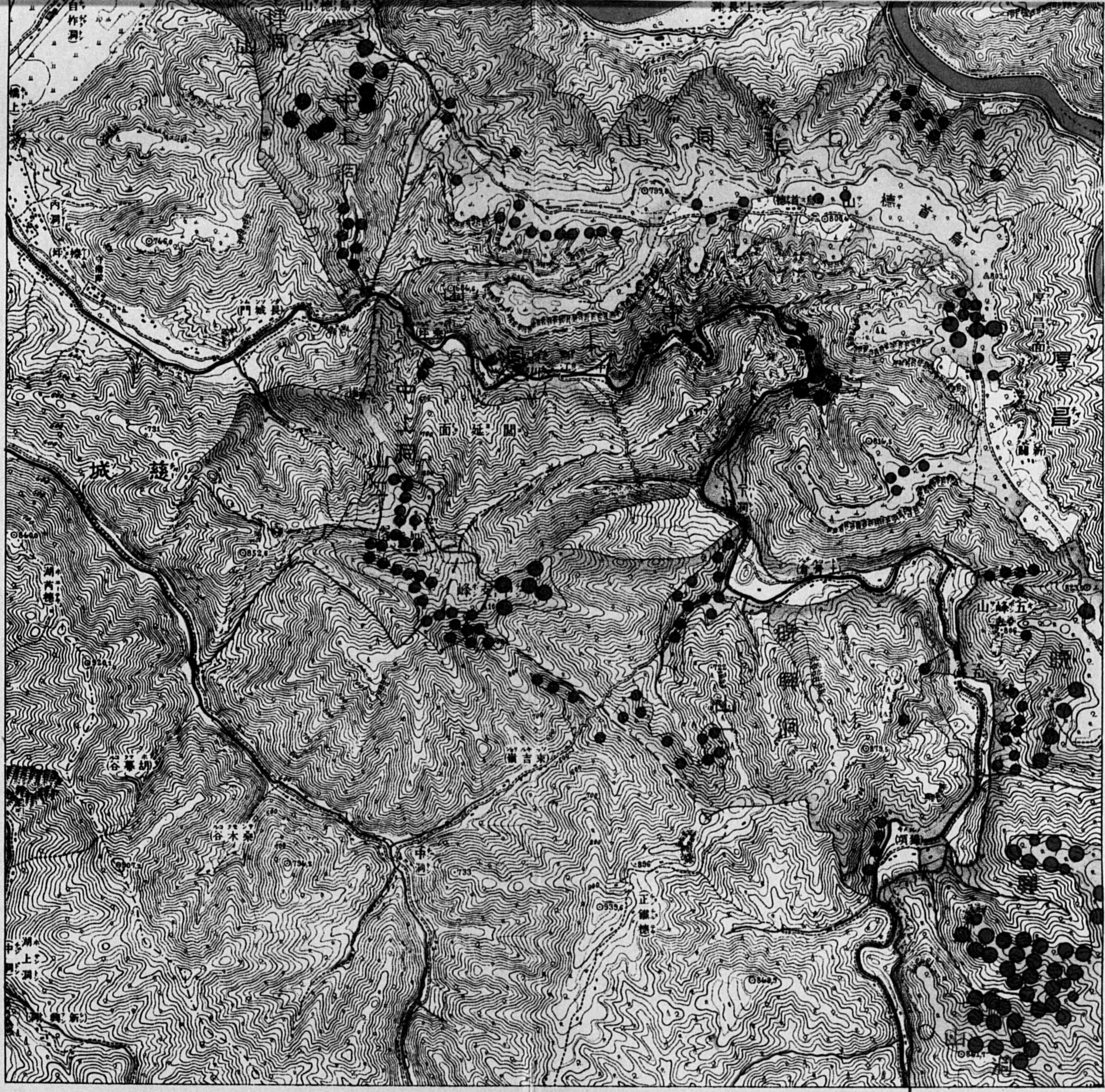
中

山徳島

淵長上

白鳥至

自作田



八百餘町歩に達して居る。古老の言に徴するに、この地方は今より四十餘年前まで火田耕作盛んに行はれたるも、湿地多く風土病の流行により一時住地が他に轉じたが、更に二十年程前から段々移住者が増加して現

在に至つたものである。

この地方は冬期朝鮮中で最も寒氣酷烈なる中江鎮地方に屬するも、無限の國有大森林地帯にして、國境の高山地帯たる關係上官憲の取締行届かざるこ、地味肥沃なるを以て火田民の入山に最も好都合なり。濕地多きを以て、該地には稗、大豆を、其他の地には粟、大豆、玉蜀黍を主作す。

農作物季節

種別	播種期	收穫期
馬鈴薯	五月上旬、中旬	十月中旬
燕麥	四月中旬	八月中、下旬
粟	五月中旬	十月上旬

火田民の戸口及火田面積 (昭和二年八月現在)

間延	火田民戸數		火田民人口		現耕火田面積	備考
	内居住	外居住	内居住	外居住		
中上	六	三	三七	三五	四三・〇〇	休耕火田はなし
中德	三	五	九	三五	二八・〇〇	
上長	二	六	九	四	一三七・〇〇	△ 四九・〇〇
乾下	一六	六	五七	四六	八〇八・五〇	
計	二六	二六	一〇〇	一三五	一五七・九〇	

第八章 山

村

朝鮮の聚落 (前篇)	晩興		湖下		湖上		龍岩		土城		伐洞		湖西		合計
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
計	九六六	三三三	一九九	一、三三九	四三三	五、二六五	一、九六二	七、三三七	一、三六二	四、六三三	一、三六二	三、三三七	一、三六二	三、三三七	一、三六二
休耕火田はなし	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇	△三、九四〇・一〇

今火田民を種類別及び居住地別に表示すれば左の如し

國民有合計三千八百三十九町八反五畝なり

一日耕は千五百坪なるを以て之を換算せば三三二町九反五畝となるを以て之を換算せば五一〇町九反なり

面名	火田のみ耕作するもの		火田と熟田を併耕するもの	
	戸數	人口	戸數	人口
計	一、三三三	七、一三三	一、三三三	七、一三三
國有林内居住	九三三	三、三三三	九三三	三、三三三
國有林外居住	四〇〇	三、八〇〇	四〇〇	三、八〇〇
計	一、三三三	七、一三三	一、三三三	七、一三三

國有林内居住火田民戸數の最近數箇年間消長

年 度	戸 數	増 減	備 考
大正十三年十二月末現在	六一一		
大正十四年十二月末現在	七七七	一七六	
昭和元年十二月末現在	一、〇四八	二六一	
昭和二年十二月末現在	一、三九五	三四七	

基本調査簿の入山年月日に依り推算せり以下同じ

右に依れば管内火田民は逐年増加の趨勢にあり、而も其の増加率の異數なるを知るべし、之が主たる原因は左の如し

1. 本管内は隣接厚昌郡と共に平安北道に於ける國境の最奥地帯にして、他の各營林署管内より追放せられたる火田民及び定住地なき普通貧民等の最終集合地に衝れること
2. 土地比較的肥沃なるのみならず、國有林の保護取締十分行届かざる爲め侵入冒耕容易なること
3. 近年折角支那領地内に移住したる農民の歸國するもの多きこと